

領収書等添付様式【共通】

(平成30年4月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理 番号	使 途 項 目																			
	1	調査研究費 ・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・ 資料購入費 ・事務所費・事務費・人件費																		
		<table border="1"> <tr> <td>案分率</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td> 政務活動のため、案分率100%を適用した。 </td> </tr> </table>	案分率	100%	それ以外の案分		案分の説明	政務活動のため、案分率100%を適用した。												
案分率	100%																			
それ以外の案分																				
案分の説明	政務活動のため、案分率100%を適用した。																			
		案分率																		
	<p>振替払込請求書兼受領証(振込金(兼手数料)受領書)</p> <table border="1"> <tr> <td>口座番号 加入者名</td> <td colspan="2">[Redacted]</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>千 百 十 万 千 百 十 円</td> <td>1 6 2 0 0</td> </tr> <tr> <td>振込先</td> <td>銀行</td> <td>支店</td> </tr> <tr> <td>ご依頼人</td> <td colspan="2"> 振込先 495595 関口 正人 </td> </tr> <tr> <td>料 金</td> <td>(前記欄必)</td> <td>日 附 印</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> <td>  </td> </tr> </table> <p>(ゆうちょ銀行)</p>		口座番号 加入者名	[Redacted]		金額	千 百 十 万 千 百 十 円	1 6 2 0 0	振込先	銀行	支店	ご依頼人	振込先 495595 関口 正人		料 金	(前記欄必)	日 附 印	備 考		
口座番号 加入者名	[Redacted]																			
金額	千 百 十 万 千 百 十 円	1 6 2 0 0																		
振込先	銀行	支店																		
ご依頼人	振込先 495595 関口 正人																			
料 金	(前記欄必)	日 附 印																		
備 考																				

領収書等添付様式【共通】

(平成30年4月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理番号	用途項目	
2	調査研究費・研修費・会議費 <u>広報広聴費</u> 要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
	案分率	97%
	それ以外の案分 案分の説明 政務活動のため発行したが、面積比を元に案分率97%を適用した。	

- 振込金（兼振込手数料）受取書
 預金払戻請求書による振込受付書（兼振込手数料受取書）

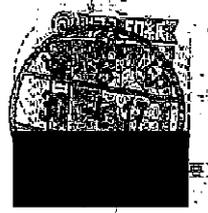
お振込日 和暦 30年4月17日 (受付日 30年4月17日)

お振込先	信銀 信 農 其 金 行 組 金 協 他	支店
預金種目	普通 当座 貯蓄 その他	口座番号
金額	千圓 百圓 十圓 千圓 百圓 十圓 千圓 百圓 十圓 千圓 百圓 十圓	金額
お振込先	〒595-582	
お振込先	ペンギン堂 藤本悦郎 様	
お振込先	〒595-582	
お振込先	ペンギン堂 藤本悦郎 様	
お振込先	〒595-582	
お振込先	関口正人 様	
お振込先	(おでんわ 099 - 565 - 5011)	
お振込先	三田市柳ヶ台 3-54-1	

振込手数料 (消費税含む) 864

- （ご注意）
- 振込先金融機関へは、受取人名のほか預金種目・口座番号を通知します。
 - 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のためお振込が遅延または入金できないことがあります。
 - 通信機器・回線の障害など、やむを得ない事由によってお振込が遅延することもありますのでご了承ください。
 - 記載された個人情報、当該事務手続きのためにのみ利用し、それ以外の目的では利用いたしません。

毎度ありがとうございます。
 全国どこへでもお振込ができる当金庫の窓口を今後ともご利用ください。



御 請 求 書

No.

発行日
平成30年4月11日

関口正人 様



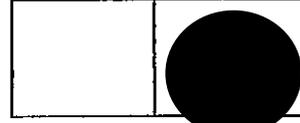
〒669-2341
兵庫県篠山市郡家241-1
代表 藤本悦郎
TEL079-552-2080
FAX079-552-1517



下記の通り御請求申し上げます

御請求金額(税込み)

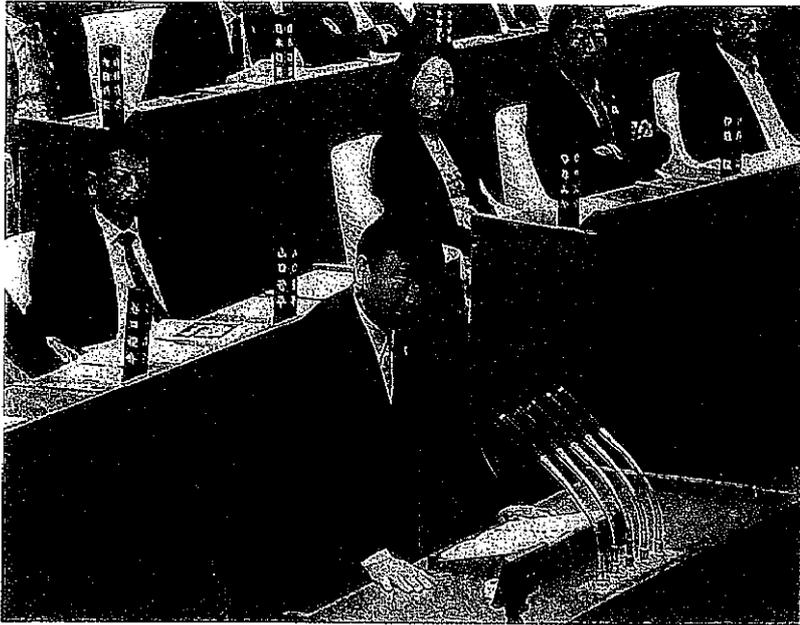
¥595,582



品 名	規 格	単 価	数 量	金 額	摘 要
関口レポート No.74	A3	8.4	45850 枚	385140	色上質中厚
ホームページ資料		5000	1	5000	
新聞折込代(三田市全域)	A3	4.5	35850 枚	161325	2つ折り
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
合 計				¥551,465	
消 費 税				¥44,117	
総 計				¥595,582	

備 考

御入金専用口座	
口座名義人	ペンギン堂 藤本悦郎
口座番号	XXXXXXXXXX



2018年2月 兵庫県議会（本会議）一般質問

新年度が始まり、待ち遠しかった春が訪れましたが、市民の皆様はお元気でお過ごしでしょうか。

さて、私が兵庫県議会議員となって3年目が終わろうとしています。私はこの3年間で現在86名おります兵庫県議会議員の中で、議会や委員会での質問回数が最も多く、質問時間が最も多かった議員となることができました。

平成27年9月議会、平成29年9月議会と2回の代表質問をはじめとして、平成28年3月議会での予算特別委員会、また、その予算に対する決算を

審議する平成29年10月の決算特別委員会における各部局に対する質問、及び、平成28年12月議会と今回の平成30年2月議会における一般質問において、私は三田の課題はもちろんのこと、市民の皆様に関係すると考えるさまざまな課題に関して、数多くの質問の機会を持つことができ、新人ではありますが、議員の持つ質問権を最大限に活かす活動が出来たと考えております。

今回の一般質問につきましても、約45分の時間になりますが、その内容が県のホームページで動画にて視聴できますので、是非ご覧頂ければ幸いです。

また、今回の議会では、平成30年度の予算案が審議・可決されました。概要ではありますが、その内容を本レポートにてお伝えさせていただきました。

私**せきぐち正人**は、県議会議員として、今までと変わらず、「住んで良かった、子供達が住み続けたい三田」を目指し、市民の皆様との接点を多く持ち、皆様のご意見を最大限に反映させた議員活動が行えるよう、また、市民の皆様と県政のパイプ役となりますよう、引き続き、積極的に発言・行動し、県政への能動的な働きかけを続けてまいりますので、皆様のかかわらぬご支援をどうぞよろしくお願い申し上げます。

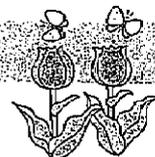


2月の兵庫県議会定例会における私の一般質問

1. 公文書管理について
2. 身体拘束廃止に向けた取組みについて
3. 県における固定資産台帳の整備と統一的な基準による地方公会計制度について
4. スポーツクラブ21ひょうごについて
5. 地球アトリエ構想について
6. 兵庫県立人と自然の博物館について



● 2月定例議会での私の一般質問に対する回答は以下の通りです。



① 公文書管理について

関 口	企画県民部長
<p>(歴史的公文書について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 歴史的公文書については、県の要綱で評価基準があり、知事の決裁を受けた文書等で、県の重要施策、重要な事業の実施、重要な人事、重要な許認可、重要な儀式及び表彰、重要な行事及び会議等に関する文書が掲げられている。この重要とはどのようなものを意味するのか。恣意的な判断になる恐れはないのか。 <p>(電子メールについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報公開条例では公文書とは、実施機関の職員が職務上作成、又は取得した文書、図面及び写真並びに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものとあるが、電子メールは含まれているのか。また、どのような電子メールがこの定義にあてはまるとされており、公文書として保存されているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 重要の具体的な判断については、知事の決裁を経た文書、県としての方針決定に関わるものとなっている。重要というのは国でも同じように使っており具体的なガイドラインを定め例示を示している。今後、新たな例示を追加するなど、職員が判断しやすい工夫をしていきたい。手続きとしては、毎年度文書課から評価基準又は、引継ぎの事務手続きを示し、全庁的な判定のバランスがとれるよう文書課で最終的な判定をしている。 決済を経て送信した電子メールに基づいて国などに報告、関係団体等に通知した文書、逆に県あてに送付された電子メールによる申請又は報告等の文書について、これらは決済などの事務処理を通じて、「兵庫県」としての組織として関与することになる文書で公文書の取扱いになる。公文書に該当する電子メールの取扱いについて、随時通知し、徹底を図っている。

② 身体拘束廃止に向けた取り組みについて

関 口	健康福祉部長
<ul style="list-style-type: none"> 介護保険施設等において「緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない」と省令により規定されている。厚生労働省は切迫性、非代替性、一時性の3つの要件に加え、新たに3項目のルールを定めたが、夜間など、本人の安全のためと称し恣意的な判断に基づき身体拘束が実施されているという指摘もある。 身体的拘束は本人に対し、身体機能の低下や著しい精神的苦痛等をもたらす危険性があり、人としての尊厳の保持という本来の目的から考える必要があると考える。本県における身体拘束の実態把握、身体的拘束に関する課題、身体拘束廃止に向けた取り組み、対応をどう考えているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険施設等における身体拘束については、毎年度全ての施設等に対してチェックリストの提出を求め実態を把握、取り組みが不十分な施設に対しては身体拘束の廃止に向け取り組んでいる。不適切な身体拘束について状況を把握し対応できる体制整備に努めているが、認知症等への対応で不適切な身体拘束が行われている状況があると認識している。 国では、身体拘束の適正化の指針整備、職員研修の定期的な実施の運営基準への追加、違反した場合の基本報酬の減算拡大など、介護保険制度の改正が行われ平成30年度より施行されるが、内容を周知徹底し、身体拘束に係る取り組みについて再認識を促し、身体拘束廃止に向けた取り組みを推進していく。



③ 県における固定資産台帳の整備と統一的な基準による地方公会計制度について

関 口	企画県民部長
<ul style="list-style-type: none"> 総務省から平成27年1月に「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」という通知が出され、統一的な基準による財務書類等を平成27年度から平成29年度までの3年間で作成し、また、固定資産台帳を整備することが望まれるとしている。新たに複式簿記に基づく発生主義会計の考え方を導入し、資産や負債といった管理も可能になる。 本県において固定資産台帳を整備していく上での課題、整備状況、活用方針、新たに統一的な基準によって作成された財務諸表の活用方針、さらに、県のホームページ等を通して、情報発信し、県民に説明していくことが必要と考えるが、県の見解についても伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> 本県では平成28年度決算から統一的な基準に基づく地方公会計制度による財務書類の作成・公表を行っている。固定資産台帳の整備については全資産の取得価額、耐用年数の把握が課題で分野ごとの台帳・システムを活用することで対応できた。今後の固定資産台帳の活用については、施設の改修履歴、利用状況、劣化度調査の結果等をこの台帳に追加し公共施設等総合管理計画に基づく長寿命化改修等の施設管理の基礎資料として活用する予定である。 予算編成への活用については、他団体との比較による財政構造の分析への活用が考えられ、国から活用事例が例示されれば参考としたい。今後とも、HPなどを積極的に活用し、情報発信に努めていく。

④ スポーツクラブ21ひょうごについて

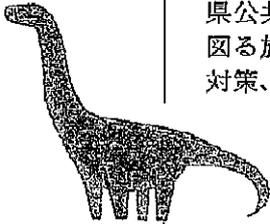
関 口	知 事
<ul style="list-style-type: none"> ・県のスポーツ推進計画では、誰もがいつでも、どこでも、気軽に継続してスポーツを楽しむことができるよう、県内の全小学校区に「スポーツクラブ21ひょうご」を設置する等、スポーツ環境の整備に先進的な取り組みを行ってきたとある。スポーツクラブ21ひょうごは非常に大きなポテンシャルを持っていると考えるが、「生涯スポーツ」「障害者スポーツ」など、新たな参加者やスポーツに親しんでいない子供達や成人、年配や障害者の方々を対象としてポテンシャルを十分に活かしきれていない面もあるのではないかと考える。 ・また、地域の指導者やボランティアを育成し、活用するといったことも地域によって差異があるのが現状と考える。スポーツクラブ21ひょうごの現状や課題、活用や方向性について当局の見解を伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動状況調査から、地域住民の交流が活発化した、地域住民のスポーツ参加機会が増えた等の効果を確認しているが、会員数が35.2万人と平成24年度のピーク38.1万人に比べて減少傾向にある。運営を担う人材の高齢化が進み、世代交代ができない、指導者の確保が難しい等、新しい課題も表面化し、活性化に向けた魅力あるクラブの育成や運営を担う人材育成を早急に進める必要がある。 ・全県スポーツサミットで特色のある取り組みの事例紹介、地区毎に障害者スポーツの体験教室等を開催し、県体育協会と指導者養成にも取り組んでおり、来年度は「ワールドマスターズゲームズ2021関西参加促進事業」として、新たなチームの結成、地域の企業や社会人との合同チームの結成をよびかけていく。

⑤ 地球アトリエ構想について

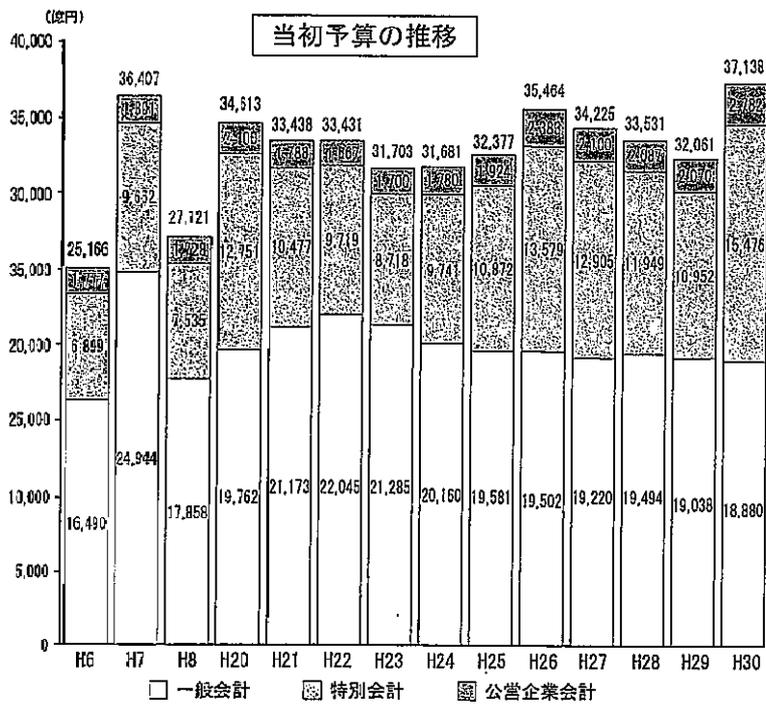
関 口	知 事
<ul style="list-style-type: none"> ・三田市の有馬富士公園は平成13年に開園。平成26年には「新宮晋 風のミュージアム」が開設された。この「新宮晋 風のミュージアム」は、三田市在住で風や水で動く作品で知られる彫刻家・新宮晋氏の彫刻が常設展示された世界で初めての野外ミュージアムとなっている。私は有馬富士公園も開園から17年を迎え、一部施設の老朽化が進んでいるが、まだまだ活用できるスペースが残っていると考える。このスペースを活用し、新宮晋氏の作品をさらに常設展示することも一考に値すると考えるが所見を伺う。 ・また、本年は兵庫県政150年の節目の年に当たるが、「北摂里山博物館構想」の中で、150周年記念事業として新宮氏を中心としたイベントも繰り広げられる予定となっている。この150周年記念事業であるリレー対談「新宮晋 地球アトリエ～未来へのメッセージ」事業の目的と期待する効果について伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休養ゾーンの更なる活性化を図るため、新宮氏が提案している「自然の大切さや命の尊さを楽しみながら学ぶことを通して、未来の生き方を一緒に考えていく活動」、これを「地球アトリエ」構想と新宮氏は呼ばれているが、これを「地球アトリエ」構想をベースにした公園のリニューアルを検討していく。昆虫採集などを通じて生態系を学ぶプログラム、子供たちと一緒に動く昆虫模型を作るワークショップ等を実施し、新宮作品の追加も含めた方針を取りまとめていきたい。 ・里山文化をはじめ、未来の世代に伝えておきたいことについて、新宮氏と芸術文化の第一人者が語り合うリレー対談も実施していく。人と自然のとの交流、生物多様性の確認、生命の大切さなどを訴える「地球アトリエ」構想を、これらを通じて内外に発信し、その実現に向けた機運を醸成していきたい。

⑥ 兵庫県立人と自然の博物館について

関 口	教 育 長
<ul style="list-style-type: none"> ・三田市にある兵庫県立人と自然の博物館は平成4年に開館、平成29年には開館25周年を迎えており、研究、資料、生涯学習・アウトリーチ、シンクタンク、パートナー・連携の分野においてさまざまなプロジェクトに取り組んでいる。2006年に篠山川で大型草食恐竜とみられる化石が発見され、「丹波竜」という愛称がつけられ、注目を集めた。 ・しかしながら、様々な活動の実施や成果の展示等が施設の老朽化、スペースの問題で十分におこなわれていない。私は恐竜化石の復元骨格の展示は博物館の目玉の一つになり。また、スペースの問題は隣接するホロンピアホールを改修することによって可能と考える。現状の施設・設備等における課題をどう認識し、その課題解消に向けてどのように対応していくのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開館以来人博が担う役割は拡大しており、研究を基礎とし、人々の学びへの意欲を誘い支援する活動など新しい博物館の意味の付加に努めてきた。施設・設備については、25年間大規模改修は行っておらず、一部の設備に老朽化が見られ、設備も必ずしも十分とは言えないが、設備点検、老朽化による不具合発生の未然防止に努め、限られた財源の中で施設整備にも取り組んできた。 ・今後は、老朽化に対応した部分補修、運営上の支障の除去防止に努め、中長期的には平成29年策定の「兵庫県公共施設等総合管理計画」に沿い、機能の充実を図る施設総量の適正化、財政負担を考慮した老朽化対策、安全性の向上、空きスペースの有効活用を基本にご提案のホロンピアホールの改修も含め、施設・設備全般の将来像を再検討していく。



平成30年度当初予算について



今回の定例議会では、平成30年度の当初予算案が審議・可決されましたが、行財政構造改革の着実な実行、兵庫の新時代を切り拓く」施策の推進、事業の「選択と集中」の徹底、国の動向の適切な反映、市町との連携・協調の推進、働き方改革による効率化、通年予算の編成を予算編成の基本方針として編成されました。

1. 予算規模

一般会計は1兆8,880億円、特別会計1兆5,476億円、公営企業会計2,782億円、合計3兆7,138億円の予算規模となっていますが、新たに国民健康保険特別会計5,085億円が創設されました。

2. 県債及び基金

県債の発行額は2,078億円、県債残高(今後、金融機関に実際に償還すべき残高)は、4兆8,285億円となっています。また、基金の残高は5,058億円で、基金の活用額としては、1,267億円が計上されています。

3. 県政の重点施策

県政の重点施策は5つの柱からなり、Ⅰ.新時代の兵庫づくり(県政150周年記念事業の展開)、Ⅱ.安心できる社会づくり(子育て環境の一層の充実、健康長寿社会に対応した医療・介護の充実、誰もが活躍できる社会の実現、地域の安全安心の確保)、Ⅲ.次代を担う人づくり(学習・教育環境の充実、感動体験を通じた人づくり)、Ⅳ.元気な地域づくり(定住カムバックの促進、働く場の充実、地域産業の活性化、農林水産業の基盤産業化、兵庫ブランドの育成、交流の拡大、芸術文化・スポーツの振興、ふるさと兵庫の魅力再生)、Ⅴ.社会基盤の充実(防災・減災対策の強化、エネルギー・環境対策の充実、交流・生活基盤の整備、地域自立の推進)に関して、さまざまな事業予算が計上されています。

市民の皆様との茶話会のご案内 (第61回タウンミーティング)

日時: 5月13日(日) 午後2時00分～4時00分
 場所: ウツティタウン市民センター 2F 視聴覚室
 皆様のご意見を是非直接お伺いしたいと存じます。



今後とも身の回りの身近な問題や困ったことがあった時には

ぜひ、**せきぐち正人** まで、お気軽にご相談ください。

〒669-1321 三田市けやき台3-54-1

TEL 079-565-5611 FAX 079-565-4711

ホームページ: <http://www.sanda-sekiguchi.com/> メールアドレス: info@sanda-sekiguchi.com

活動報告書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名	関口 正人
-----	-------

活動名	県政報告紙(関口正人レポート74号)の発行			
活動概要	<p>○発行日 平成30年4月11日(水)</p> <p>○発行部数 45,850 部</p> <p>○対象者 兵庫県民</p> <p>○配付方法 個別配付(手配り、及び、ポスティング)10,000 枚 新聞折込 35,850 枚</p> <p>○内容 2月定例議会での私の一般質問について、 平成30年度当初予算について</p> <p>★案分率: 政務活動の記事が全体の 97%を占めるため、按分率 97%を適用する。</p>			
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	内容
	関口レポート No.74、ホームページ資料、及び、新聞折込代	577,714	04-2	ペンギン堂 印刷@8.4 円×45,850 枚=385,140 円 ホームページ資料 5,000 円 新聞折込代@4.5 円×35,850 枚=161,325 円
	合計	577,714		
備考	* 添付書類: 県政報告「関口正人レポート74号」			

領収書等添付様式【共通】

(平成30年4月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
3		案分率	50%
		それ以外の案分 案分の説明	政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。

↑ 通常貯金 (宗お借入明細) 3

年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付済)
-01				0円
-02				2円
-03				3円
-04				4円
-05				5円
-06				6円
-07				7円
-08	30-04-17	(トヨタファイナンス)	自払	56,160
-09				7円
-10				7円
-11				7円
-12				7円

・個人情報の取扱いにつきましては添付の【個人情報の取扱い】に記載しております。
・4枚目「公正証書作成に関わる委任状」は内容を十分ご理解の上、直接ご署名ください

借受人(甲) (所在地・名称・代表者)

貸渡人(乙) (所在地・名称・代表者) 平成 28 年 4 月 8 日

三田市けやき台3丁目54番地 /
関口 正人

神戸市長田区北町2丁目5番地
株式会社トヨタレンタリース兵庫
代表取締役 瀧川 高章

連帯保証人 (住所・氏名・職業)

連帯保証人 (住所・氏名・職業)

印

印

貸渡人(以下乙という)と借受人(以下甲という)ならびに連帯保証人は、下記(1)記載の自動車(以下自動車という)のリースについて、
下記条件ならびに添付約款のとおり契約を締結します。

(100054573 ~ 03)

リース方式 メンテナンス		契約 No. 0554131	
(1) 自動車明細	車名 (型式) シエンHVQ NHP170G-MWXQB	特別仕様	スパーUVカット&シート・カー・ガラス LEDランプ・バックアップ・ナビ・レディ・バックアップ ETCセットアップ スタンダードナビ ETC付・ルイン・イスト・電動タイド・ナビ付 希望番号 5611
	登録番号 神戸 581は5611	車台番号	バックカメラ・イト・キット フロアマット ナンバープレート
	初度登録 28年 4月	色 白	
	使用の本拠地 兵庫県三田市けやき台3丁目54-1	内装色 ブラック(G) / ナビ・ナビ	
保管場所 兵庫県三田市けやき台3丁目54-1			
(2) リース期間 平成 28年 4月 8日 ~ 平成 31年 4月 7日 36ヶ月		(5) 前払金 112,320円 平成 28年 4月 4日 支払	
リース料 毎月 52,000円 (総額 1,872,000円)		残高 1回 ~ 2回 56,160円	
消費税 (8.00%) 毎月 4,160円 (総額 149,760円)		(6) 保証金	
(3) 支払月額 毎月 56,160円 (総額 2,021,760円)		(7) 支払方法 トヨタクレジット	
(4) 支払期日		銀行 []	
第 1 回 平成 28年 4月 17日 支払			
第 2 回 平成 28年 5月 17日 支払			
第 3 回 ~ 第 35 回 1ヶ月毎 17日 支払			
第 36 回 平成 31年 3月 17日 支払			
(8) リース車に課税される項目	<input type="checkbox"/> 登録納車費用	<input checked="" type="checkbox"/> 事故修理(車両保険付保障)	(9) 任意内容
	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車取得税	<input type="checkbox"/> オイル交換	
	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車重量税	<input type="checkbox"/> バッテリー交換 1個まで	
	<input type="checkbox"/> 自動車賠償責任保険	<input type="checkbox"/> タイヤ交換	
	<input type="checkbox"/> 自動車税	<input type="checkbox"/> タイヤ交換 4本まで	
	<input checked="" type="checkbox"/> 道路関連サービス	<input type="checkbox"/> タイヤ交換 4本まで	
	<input checked="" type="checkbox"/> 任意保険	<input type="checkbox"/> タイヤ交換	
	<input checked="" type="checkbox"/> 車検(定期点検整備及び総検整備)	<input type="checkbox"/> タイヤ交換	
	<input type="checkbox"/> 法定定期点検整備	<input checked="" type="checkbox"/> 車検 事故 X 法点 X 一般 X	
	<input type="checkbox"/> プロケア10		
<input type="checkbox"/> 一般修理			
(10) 引渡予定日 平成 28年 4月 11日		(15) 規定損害金 基本額 2,373,082円 返却月額 35,956円	
(11) 引渡場所 使用の本拠地		(16) 特約事項	
(12) リース会社 ネットトヨタソナ神戸 株式会社 北神店		任意保険に付いては、御使用者負担に於いて加入して頂きます。	
(13) 契約走行距離 1,000 km/月	(14) 超過走行料 円/km		
(14) 残価の積算 しない (予定残価 *****円)			

約 款

【個人情報の取扱い】

- 1. 甲は、乙が下記の目的で表面記載の個人情報を使用することに同意します。
a. 表記(1)記載の自動車の定期点検および保険満期の予定等を印刷物の送付または電子メールの送信等の方法により、甲にご案内すること。
b. 自動車、保険、携帯電話、その他乙において取扱う商品・サービス等や、各種イベント・キャンペーン等の開催について、宣伝印刷物の送付、電子メールの送信等の方法により、甲にご案内すること。
c. 商品開発等あるいはお客様満足度向上策等を検討するため、甲にアンケート調査を実施すること。
2. 甲および連帯保証人は、乙が表面記載の個人情報、リース支払額支払開始後の支払状況、過去の債務の返済状況および乙が甲から入手した甲の計算書類等を与信判断・与信後の管理目的で利用することに同意します。
3. 甲は下記のとおり、乙が表面記載の個人情報を第三者に提供することに同意します。

提供先およびその利用目的:

Table with 3 columns: 提供先 (Recipient), 提供内容 (Provided Content), and 提供先の利用目的 (Purpose of Use). Rows include Toyota Motor Sales, Inc., Toyota Motor Credit Corporation, and various insurance and financial institutions.

- 4. 乙は、個人情報の取扱いについて、ホームページなどにより公表します。
URL: <http://www.toyota.co.jp/rent/>

【リース契約条項】

- 第1条 (リース契約)
1. 貸渡人(以下、乙という)は表記(1)記載の自動車(以下、自動車という)を借渡人(以下、甲という)にリースし、甲はこれを借受けます。
2. 本契約は、甲および乙が合意した日を成立日とします。
3. 本契約は、本契約成立日からリース期間が満了するまでは、本契約の解除または甲が解約できないものとします。
4. 甲および乙は、本契約の履行にあたっては、諸法令を遵守します。
第2条 (自動車の引渡)
1. 乙は、甲または乙の指定する者を通じて、甲に自動車を引渡します。
2. 甲は、引渡前・外観その他すべての点についてリース目的の範囲において良好な状態にあることを確認し、引渡を受けるものとします。
3. 乙は、引渡の際に、乙の責任で甲に自動車の引渡遅延または引渡不能の事由が生じた場合、乙は甲の責任に備えるものとします。
第3条 (自動車の使用・保管)
1. 甲は、乙の管理・監督の注意をもって、表記(1)記載の場所に自動車を保管するものとします。
2. 甲は、乙の指定する者から自動車の使用、保管状況を点検・検査する権利を行使する権利を有し、資料の提供等の申入れがあったとき、甲は、乙の責任でこれに応じるものとします。
第4条 (リース期間)
1. 本契約のリース期間は、表記(2)記載の期間とします。
第5条 (リース料および支払方法等)
1. 甲は、リース料およびこのリース料に対する消費税(以下、リース支払額)は、表記(3)記載のとおりとします。
2. 甲は、表記(7)の方法で支払うものとします。
第6条 (前払金)
1. 前項の前払金は無利息とし、表記(5)に記載する前払金のリース支払額支払い開始日に到来したとき、何らの通知催告を要することなく、自動的に当該各前払金に充てられ、前項のリース支払額を前払いしなればならないものとします。
2. 第20条に於いて甲が返済期間のリース支払額を前払いしなればならない事由が生じたときは、乙が何らかの通知催告を要するものとします。

- 第7条 (保証金)
1. 甲は、本契約から生ずる一切の債務を担保するため、乙が求めた場合は乙に対し表記(6)記載のとおり保証金を現金または表記(7)の方法で支払うものとします。
2. 乙は前項の保証金を本契約終了後、甲が乙に対する一切の義務を履行した後に利息を付さずに甲に返還するものとします。
3. 第20条により甲が返済期間のリース支払額を前払いしなればならない事由が生じたときは、期限の到来にかかわらず、乙が何らの通知催告を要することなく、保証金を甲の乙に対する一切の債務に充当しても甲は異議を申し立てないものとします。
第8条 (自動車の登録)
1. 甲は、乙が国土交通省等から自動車の登録情報の提供を受け、自動車の登録その他目的で利用・活用することについて、異議を申し立てないものとします。
2. 乙は、乙が国土交通省等から自動車の登録情報の提供を受け、自動車の登録その他目的で利用・活用することについて、異議を申し立てないものとします。
第9条 (禁止行為等)
1. 甲は、本契約に基づき乙に対して負担する債務と、乙またはその承継人に対して有する債権とを相殺出来ないものとします。
2. 甲は、自動車に第三者の債権を設定する、または担保に差入れる等、甲の所有権を侵害する行為を行わないものとします。
3. 甲は、日本国内でのみ自動車を使用するものとし、日本国外に自動車を持って出かけることは出来ないものとします。
4. 甲は、乙の承諾を得なければ、次の行為をできないものとします。
①自動車に特別仕様部品、機器類を装着する等、自動車の原状を変更すること
②自動車検査証の記載を変更し、使用の本拠の位置、保管場所などを変更すること
5. 乙が、書面により甲の所有権を没した場合は、自動車に装着または附した他の物品の所有権は、すべて無償で乙に帰属するものとします。
第10条 (通知)
1. 甲または連帯保証人は、下記に掲げる事由のいずれが生じたときは、乙に対しこれを通知しなければなりません。
①甲または連帯保証人の住所・氏名・商号または事業の目的その他経路に重要な変更をしたとき
②第20条2号の事由が生じたとき
③甲または連帯保証人について、第20条3号に掲げる事由のいずれが生じたとき
④自動車の使用・保管中に人的または物的損害が生じたとき
2. 甲は、第4条甲に申入れがあったときは、甲の事業の状況を説明し、決算期計算書類その他乙の指定する関係書類を乙に提供します。
第11条 (保険契約の締結)
1. 甲は自動車についてリース期間中、継続して甲を被保険者とする表記(9)記載の自動車保険契約を締結するものとします。
2. 特別の事由により甲が自ら保険契約を締結する場合には、この承諾を得るものとします。
3. 第1項および第2項の保険契約により補填されない損害については、甲が負担するものとします。
4. 第1項および第2項の保険契約に免責額が定められている場合は、その免責額に付いた車庫保険が支払われた場合、保険金は乙に帰属するものとし、甲が保険会社から支払を受けた場合には、受領した金額を乙に返渡すものとします。
5. 保険契約自体に関する取決りは、保険会社の約款・取扱規定に依るものとします。
第12条 (自動車の瑕疵)
1. 自動車の規格、仕様、品質、性能等に隠れた瑕疵があった場合、または自車の運転、駐車に際して甲に故障が生じた場合において、乙は一切の責任を負わないものとします。
2. 自動車に瑕疵が発見されたときは、甲は保証金の定めに従い、自動車の製造社または販売会社に対し直接保証修理等の履行を請求するものとします。
第13条 (メンテナンスサービス)
1. 甲は、自動車について本契約期間中、表記(11)記載の担当トヨタテクノショップで表記(8)記載のメンテナンスサービスを受けるものとします。
2. 甲は表記(8)以外の整備・修理を受ける場合でも、表記(11)記載の担当トヨタテクノショップで整備・修理を受けるものとします。
3. 甲は、この修理費用等はリース料に含まれず、別途甲が負担するものとします。
4. 甲が第3条の定めを遵守しなかったこと、その他甲の故意もしくは過失による自動車の修理に要する費用(甲に過失のない故障等が原因となる自動車の修理に要する費用もこれに含まれるものとします)。
5. 第11条による自動車の車両保険で補填されない修理等の費用(保険免責の範囲外)および保険超過費用。
6. 甲が乙の承諾なしに全国トヨタテクノショップおよび指定工場以外で修理を行った場合の費用。
7. 車両本体以外の架装品(パワーゲート、冷暖装置、保安装置、クレーン等)の修理に要する費用。
8. 天災地災、盗難、脱走等、甲乙いずれの責にも帰さない不可抗力による損害の修理に要する費用。
9. 経年劣化等によって発生する腐食、劣化、および退色の修理に要する費用。
10. 自動車の高質・機能に影響のない現象の修理に要する費用。
11. 甲が表記(8)記載のメンテナンスサービスを受けるとき、または第14条の代りの提供を受けるときは、乙の飛行するメンテナンスカードを提示するものとし、この提示がないときは乙が別途代金を甲に対して請求しても異議がないものとします。
12. 第20条第1項各号の事由が生じたときは、それ以外メンテナンスカードの事由があっても乙は整備・修理および点検を拒否できないものとします。
13. 甲は、全国トヨタテクノショップまたは指定工場が点検(定期点検整備および点検整備)等の手続きを代行する時に、放置違反車検の有害な影響を防止し、社団法人日本自動車整備協会と協定した「インターネット検査」を行うことと同意するものとします。
14. インターネット検査の結果、全国トヨタテクノショップまたは指定工場が各種点検整備に対してのチェックリストによる照会を要する場合は、甲は所定の回答書に自署または捺印するものとします。
15. 放置違反金の滞り等に起因して車検(定期点検整備および点検整備)が滞りまたは不能となった場合は、乙は一切の責任を負わないものとします。
16. 放置違反金の滞り等に起因して「保安基準適合証」の有効期限が切れた場合、「保安基準適合証」の再取得に係る一切の費用が甲が負担するものとします。
17. 放置違反金の滞り等に起因して車検(定期点検整備および点検整備)が滞りまたは不能となった場合は、甲は第14条に基づいて代車を借受けていても、当初の予定通りに返還するものとします。

第14条 (代車)

第14条 (代車)
1. 本契約(8)においてリース料に含まれる項目として代車の提供の記載がある場合は、その条件において乙の選定するレンタカーを代車として無償で甲に貸渡すものとし、保険補償等の貸渡条件は貸渡すレンタカーの所有事業者(以下、レンタカー所有事業者)が定める貸渡約款に従うものとする。但し、乙の責に帰さない事由によって、甲が代車借受期間を延長する場合の代車費用は、甲の負担とする。
2. 甲は、代車の使用・保管に当たっては、本契約に従って自動車と同等の取扱をするものとする。
3. 甲が第1項に定める代車を借受した際に第三者に損害を及ぼしたときは、甲は乙およびレンタカー所有事業者に対し直ちにこれを通知するとともに、自己の責任と負担において解決するものとする。
4. 甲は、代車借受中に、当該代車に道路交通法に定める違法駐車をしたと認められる場合は、自ら違法駐車に係る反則金を納付し、違法駐車に伴うレンタカー移動・保管などの諸費用を負担するものとする。レンタカー所有事業者が警察等から代車の放置駐車違反の連絡を受け、その旨を甲に通知した場合も同様とする。
5. 甲は、代車が警察より移動された場合には、レンタカー所有事業者が自らの判断により、代車を警察から引取る場合があることを異議なく承諾するものとする。
6. 甲が代車借受中に違法駐車をしたことにより、レンタカー所有事業者が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合または代車の引取に要した費用その他の損害等を負担した場合には、甲はレンタカー所有事業者に対して放置違反金相当額およびレンタカー所有事業者が負担した費用その他の損害等について直ちに賠償する責任を負うものとする。

第15条 (事故処理)

第15条 (事故処理)
1. 甲が事故が発生した場合は直ちに乙および保険会社に報告するとともに、併せて下記事項を守り保険処理が速やかに行われることに協力するものとする。
① 法令および保険約款に定められた処置をとること。
② 事故に関して不利な協定をしないこと。
③ 賠償の保全を怠らぬこと。
2. 甲は乙または保険会社が事故の処理をなした場合は、その結果について、一切乙に異議を申し立てないものとする。

第16条 (損害賠償)

第16条 (損害賠償)
1. 次の各号に定める損害が生じたときは、甲は、これを引受け賠償するものとし、乙がこれを賠償したときは、甲は、乙の請求があり次第、直ちにその賠償額および問題解決に要した費用(弁護士費用を含む)を乙に支払うものとする。
① 甲による自動車の使用・保管に起因して人的または物的損害(盗難にあった自動車により引起こされた事故による人的または物的損害を含む)が発生した場合。
② 甲が本契約に違反したことにより、乙に損害(乙が第三者から損害賠償請求を受けた場合の当該第三者の損害を含む)が発生した場合。

第17条 (自動車の滅失・毀損)

第17条 (自動車の滅失・毀損)
1. 第2条第1項に定める自動車の引渡から、その返還までの盗難、火災、天災地災その他甲・乙いずれの責にも帰さない事由によって生じた自動車の滅失・毀損等の一切の危険と費用はすべて甲が負担するものとし、乙が当該費用の支払を行った場合は、甲は乙の請求があり次第直ちに乙に支払うものとする。
2. 甲は、盗難その他の事由により自動車の占有を失ったときは、速やかに盗難届または紛失届を所轄の警察署に提出するものとする。
3. 甲は、第16条第5項により、乙が自動車の滅失・毀損に際して保険金を受領した場合、期限の満了にかかわらず、乙の受取金額を甲の乙に対する当該賠償額の割合に充てて異議をいふものとする。
4. 前項の場合において、乙が受領した保険金額が、甲の乙に対する債務を超過する場合はその超過分を乙は甲に返還するものとし、不足する場合は不足分を甲は乙に支払うものとする。

第18条 (権利の移轉等)

第18条 (権利の移轉等)
1. 乙は、本契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、または譲渡することが出来ず。
2. 乙は、自動車の所有権を本契約に基づく乙の地位とともに第三者に担保に入れ、または譲渡することが出来ず。甲は、これについて予め承諾しないものとする。

第19条 (費用の支払および追加)

第19条 (費用の支払および追加)
1. 甲および乙は、次の各号の事由によりリース支払額に含まれる費用の増減が生じた場合は、乙の判断によりその増減を精算するものとし、その支払方法は乙の定めによるものとする。
① 公租公課および自動車損害賠償責任保険料の要更に伴い生じた場合。
② 法令により費用等が生じた場合。
2. 甲は、甲の申し出による自動車の仕様変更等に伴う整備、部品取付、交換などによりリース料の増加または追加が生じた場合は、当該増加または追加した費用を負担するものとし、その支払方法については、乙の定めによるものとする。
3. 甲および乙は、自動車任意保険料の割引率の変動による保険料の過不足については、精算しないものとする。

第20条 (リース支払額前払い)

第20条 (リース支払額前払い)
1. 甲は、甲の申し出による事由が生じたときは、甲は本契約に基づく期限の利益を喪失するものとし、乙は甲に対して残存期間のリース支払額金額の前払いを請求できるものとする。
① 甲が1回でもリース支払額の支払を遅延したとき。
② 自動車について密かに破損・滅失(天災地災等の不可抗力によるものを除く)、盗難、紛失、被窃等の事故を生じたとき、または乙に優先する権利を主張するものがあらわれたとき。
③ 甲によって下記に掲げる事由の1つが生じたとき。
イ、手形、小切手(乙以外の第三者に対して振出したものを除く)を不渡りしたとき。
ロ、支払停止・公租公課の滞りまたは仮差押・仮処分・保全処分・強制執行・競売等の申立てを受けたとき。
ハ、特別清算・破産・民事再生・会社更生手続きの申立てがあったとき、あるいは、負債整理のため特定調停の申立てもしくは私的整理(任意整理)に入ったとき。
ニ、監督官庁より、その営業許可の取消を受け、または営業を停止もしくは廃止したとき。
ホ、事業譲渡または会社分割等の決議をしたとき。
ヘ、後見開始もしくは保佐開始の審判を受けたとき、または逃亡・失踪もしくは刑事上の罪を受けたとき。
チ、死亡したとき。
リ、経営が相当悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
④ 甲が本契約以外の乙に対する債務の支払を怠ったとき。
⑤ 甲が本契約以外の乙に対する債務の支払を怠ったとき。

第21条 (自動車の引取り)

第21条 (自動車の引取り)
1. 甲が前条各号の1つにでも該当する事由が生じた場合、または連帯保証人が前条各号の1つに該当した場合は、甲は、乙の請求があった時は、直ちに自動車乙または乙の指定する者に引渡すものとする。

第22条 (前払の解除または解約)

第22条 (前払の解除または解約)
1. 乙は、甲に第20条各号の1つにでも該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに通知のみで、本契約を解除または解約することが出来るものとする。
2. 前項により、本契約がリース期間開始前に解除されたときは、甲は、リース料に含まれる費用、自動車の処分損等、乙が被った損害を賠償するものとする。

3. 第1項により、本契約がリース期間開始後に解除されたときは、甲は乙に第25条に定める規定損害金および未払リース支払額を直ちに現金で一括して支払うものとする。

第23条 (自動車の返還時の処置)

第23条 (自動車の返還時の処置)
1. 甲は、リース期間が満了したとき、または本契約が解除もしくは解約されたとき、直ちに自動車を乙に返還しなければなりません。なお、乙は返還を受けた自動車を自由に処分できるものとします。
2. 甲は自動車を第9条で乙に届届したものを除き、甲の費用負担で原状に回復したうえで乙の指定する場所に返還するものとし、甲が自動車を原状に回復しない場合には、乙は付加された物件を含めて自動車を引取る事ができるとし、甲は、付加された物件については第5項による自動車の償還しないものとします。なお、甲は、その物件の返還または損害賠償等の請求は一切認めません。
3. 甲が任意に自動車を返還しないときは、乙は自ら自動車を引揚げることも出来るものとする。
4. 甲は、下記に掲げる費用等があるときは、これを乙に支払うものとし、①自動車乙の返還が遅延したときは、契約終了日の翌日から自動車返還日までの間の第5条所定のリース支払額(1ヶ月未納は1ヶ月として計算)②返還された自動車第2条の引渡時の状態と異なるときは、その原状回復に必要な費用。
5. 乙が返還を受けた自動車は、財団法人日本自動車査定協会による査定またはその他公正な方法によって評価するものとし、査定料等自動車の評価に要する費用は甲が負担するものとする。
6. 表記(14)において残債の物算をするとの記載がある場合は、乙は返還を受けた自動車について前項により評価を行い、予定残債額との差額を精算するものとする。
7. 甲が道路運送法または貨物自動車運送事業法による自動車運送事業者であつたときは、第1項に基づき返還された自動車について、乙が盗難・窃移または被窃・窃移を甲へ届出するよう、甲は直ちに道路運送法または貨物自動車運送事業法に定める事業計画の変更または事業廃止の申請等を行なうものとする。

第24条 (契約走行距離等)

第24条 (契約走行距離等)
1. 甲・乙双方は第5条のリース料が、表記(12)記載の契約走行距離を前記に定めたものであることを確認するものとする。
2. 自動車乙が返還されたとき、甲が表記(12)記載の契約走行距離に超過する期間を超過した距離を超過する走行料を自動車返還時に直ちに乙に支払うものとする。

第25条 (規定損害金等)

第25条 (規定損害金等)
1. 本契約が解約されたときは、甲は表記(15)記載の規定損害金および解約金に既に支払済みの未払リース支払額を、直ちに乙に支払わなければならないものとする。ただし、自動車乙が返還されたときは、第23条による評価額または第11条により乙が車両保険金を受領したときは、その額を控除するものとする。

第26条 (規定損害金の計算方法)

第26条 (規定損害金の計算方法)
1. 規定損害金の計算方法は次のとおりとします。
① (均等払いのとき) 基本額 - 引減月額 × 経過月数
② (不均等払いのとき) 基本額 - 引減基本額 × 経過リース料 - リース料 × 経過月数
前項の経過月数とはリース期間開始の日からリース契約が解約された日までの期間の月数とし、経過リース料とは、リース期間開始の日からリース料が解約された日までに発生したリース料とします。

第27条 (権利の保全)

第27条 (権利の保全)
1. 甲が本契約による自らの権利を守り回復するため、または第三者より異議を甲に立てられたため、やむを得ず必要な措置をとった場合は、甲は乙が支払った全ての費用を負担するものとする。

第28条 (リース期間満了)

第28条 (リース期間満了)
1. 甲がリース期間満了2ヶ月前までに乙に対し再リースの申込みをした場合は、甲・乙協議のうえ自動車乙について新たなリース契約を締結できるものとし、その契約内容は別途定めるものとする。

第29条 (債務の担保)

第29条 (債務の担保)
1. 甲が本契約に基づく債務(リース支払額債務、規定損害金支払債務等)の支払を怠ったときは、支払うべき期間の翌日から完済の日に至るまで支払うべき金額に対し年利14.6%の割合による遅延損害金を乙に支払うものとする。

第30条 (連帯保証人)

第30条 (連帯保証人)
1. 連帯保証人は本契約に基づく甲の乙に対する一切の債務(第13条に基づき乙が負担する修理費等を含む)を保証し、かつ相互に連帯して甲と共に債務の責を負うものとする。
2. 乙は必要と認めるときは、甲に対し連帯保証人の追加・変更を求めることができ、この場合、甲は直ちに乙が適当と認める連帯保証人を立てるものとする。
3. 連帯保証人は、乙が他の共同連帯保証人の一人に対して債務を免除した場でも、債務金額の支払を請求されても異議をいふものとする。
4. 連帯保証人は、乙がその都合によって他の保証人、もしくは担保を変更、解除し、または免責の主張および損害賠償の請求をしないものとする。
5. 連帯保証人が本契約による債務の一部を弁済し、代位によって乙から権利取得した場合でも、乙の善面による争いの状態を争わない限り、代位権を行使出来ないものとする。

第31条 (連帯保証事項)

第31条 (連帯保証事項)
1. 甲および連帯保証人は、この契約の締結日において、甲および連帯保証人(これらの役員および従業員を含む。以下、本条において同じ。)が暴力団員暴力団関係団体、暴力団関係団体、それらの関係者、その他、暴力、威力と脅迫手段を駆使して経済的利益を追求する集団または個人(以下、反社会的勢力という。)ではないことを誓約し、かつ、この契約の存続期間中、反社会的勢力に属さないことを誓約するものとする。
2. 甲および連帯保証人は、乙に対し、自らまたは第三者を利用して、次の名に該当する行為を行わないことを誓約するものとする。
① 詐欺、脅迫的行動または脅迫的言動の使用等。
② 詐欺に反し、自ら反社会的勢力である旨を伝え、または、関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝える等。
③ 乙の名誉や信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為等。
④ 乙の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為等。

第32条 (特約事項)

第32条 (特約事項)
1. 表記(16)記載の特約事項は、本契約の一部であり、他の契約条項に抵触する場合はこの特約事項が優先するものとする。

第33条 (訴訟管轄)

第33条 (訴訟管轄)
1. 甲・乙および連帯保証人は本契約に関する一切の業務履行地を乙の本府・支店または営業所とする。また、本契約に関する争いについては乙の本府・支店所在地の裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとする。

第34条 (乙の通知あるいは意思表示)

第34条 (乙の通知あるいは意思表示)
1. 乙が第22条の解除または解約の通知その他本契約に関する意思表示を、本契約記載または第10条により通知を受けた甲または連帯保証人に到達し、かつその通知あるいは意思表示が甲または連帯保証人に到達したとき、当該通知あるいは意思表示は通常到達すべきときに到達したものとみなす。

第35条 (公正証書)

第35条 (公正証書)
1. 甲および連帯保証人は、金銭債務不履行のとき、乙の要求に応じ、直ちに裁判官を受け付けても異議のない旨の照会事項を付して本契約の趣旨にない、公正証書にすることを承諾するものとし、その費用は、甲の負担とする。

第36条 (取立委任)

第36条 (取立委任)
1. 甲および連帯保証人は、乙が必要に応じ、本契約に基づく債権をトクファインانس株式会社(以下、西という)またはその他の第三者に取立委任することを予め承諾するものとする。
2. 甲および連帯保証人は、取立委任の取立に関する通知が、乙に代わって西またはその他の第三者から甲に対して行われることに予め同意するものとする。

第37条 (第三者への取立委任)

第37条 (第三者への取立委任)
1. 甲および連帯保証人は、乙が必要に応じ、本契約に基づく債権を西に取立委任することを予め承諾するものとする。
2. 甲および連帯保証人は、取立委任の取立に関する通知が、乙に代わって西から甲に対して行われることに予め同意するものとする。

〒669-1321

兵庫県三田市けやき台3-54-1

関口 正人 様

5014084000 4

毎度格別のお引立てを賜り厚くお礼申し上げます。下記のとおりご請求申し上げます。

発行日 27年12月18日

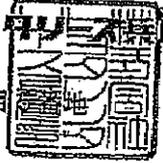
請求書No 151221351411

1ページ

株式会社 トヨタクレジット

〒653-0016

神戸市長田区北町2丁目



TEL 078-576-6155

リース第1課

担当

利用 期間	契約 回数	登録No. 車名	今回ご利用明細		今回 請求額	備考
			ご利用額	消費税額		
	0554131 前払金	シブHVG	104,000	8,320	112,320	充当回数: 1回~2回
ページ計			104,000	8,320	112,320	

支払期日	ご利用額	消費税額	請求額
28. 4. 4	104,000円 (104,000)	8,320円	112,320円

() 内には今回ご利用額の内訳として課税対象額を表示しております。

自動口座振替

注) ご入金と行き違いに本状が到着した場合はおしからずご容赦のほどお願いいたします。5014084000

れる場合は左記口座までお願いいたします。 払手数料は貴社にてご負担お願いいたします。

領収書等添付様式【共通】

(平成30年4月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
4	振替払込請求書兼受領証	案分率
		100%
		それ以外の案分 案分の説明 政務活動のため、案分率100%を適用した。
		案分率
	口座記号番号	
	加入者名	北摂情報文化懇話会
	金額	千 百 十 万 千 百 十 円 3 0 0 0 0
	ご依頼人	関口正人様
	料 金	日 附 印 30-04-24
	備 考	(42052) N94260010

記載事項を訂正した場合は、その箇所印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

活動報告書

※ 政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名	関口 正人
-----	-------

活動名	北摂情報文化懇話会会費			
活動概要	<p>○活動団体 北摂情報文化懇話会</p> <p>○住所 三田市三輪2丁目1-9</p> <p>○活動趣旨</p> <p>神戸新聞北摂総局が担当するエリア(三田市、北神戸)を対象に、基本的に月1回例会を開催し、さまざまな課題に関する講師による勉強会を実施する。代表幹事に三田市長、幹事に阪神北県民局長、三田市議会議長等、また、常任幹事(事務局長)を神戸新聞社北摂総局長が努め、三田市を中心とした地域の各著名人が参加し、情報交換を行う。</p> <p>○活動内容 講演会の開催、参加者同士の情報交換等</p> <p>★案分率: 内容は、全て政務活動にかかるものである。</p>			
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	内容
	会費<平成 30 年 4 月~9 月>	30,000	04-4	北摂文化懇話会会費(平成 30 年 4 月~9 月分)
	合 計	30,000		
備考	* 添付書類: 北摂文化懇話会 総会資料			

北摂情報文化懇話会

第 22 回 総 会

と き 平成30年4月20日 (金)

ところ 三田ホテル

式 次 第

《 開会挨拶 》

《 議 題 》

- ① 平成29年度事業報告
- ② 平成29年度決算報告・監査報告
- ③ 平成30年度事業計画案
- ④ 平成30年度予算案
- ⑤ 規約改正案について
- ⑥ 平成30年度役員について
- ⑦ そ の 他

平成29年度事業報告

4月	「戦国武将を悩ませた病気」 脳神経外科医・作家 若林 利光氏
5月	「急増する野生動物に どう立ち向かうか」 兵庫県立大学教授 県森林動物研究センター研究部長 横山 真弓さん
6月	「幻の巨大商社・鈴木商店の 成功と失敗に学ぶ」 神戸新聞社東京支社長 村上 早百合
7月	「新政権下の韓国と朝鮮半島情勢」 神戸大学大学院国際協力研究科教授 木村 幹氏
8月	配本 『ワンダフルゴウベ 2017 春夏号』 『ドクター・ホームズの診療所事件簿』 『三田ビール検定公式テキスト』 『兵庫県の名字 親から子へ伝えたい わが家』
9月	「地方都市が観光で生き残るには」 ジャーマン・インターナショナル代表取締役 ルース・マリー・ジャーマンさん
10月	「地方に求められる 抜本的な構造改革」 早稲田大学名誉教授・元三重県知事 北川 正恭氏
11月	「人工知能と2045年問題」 関西学院大学理工学部副学部長・教授 石浦 菜岐佐氏
12月	特別例会 「年忘れパーティー」
1月	休会
2月	「県政150年と三田～ 歴史を活(い)かした地域振興」 園田学園女子大学名誉教授 田辺 真人氏
3月	「私は創造的でありたい」 世界最高齢のプログラマー 若宮 正子さん

平成29年度 決算 (平成29年4月～平成30年3月)

(単位:円)

収入の部		支出の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
前年度繰越金	1,068,228	例 会 費	2,430,710
会 費	3,780,000	講 師 謝 礼	963,760
その他収入	427,011	資 料・配本費	111,321
前 払 金 (次年度会費振込手数料)	1,540	事 務・文 具 費	46,395
前 払 金 (次年度通信費)	8,000	印 刷 代	1,993
		雑 支 出	30,984
		運 営・委 員 会 費	43,085
		通 信・郵 送 費	94,714
		前 受 金 (次年度会費)	660,000
		未 収 金	30,000
		小 計	4,412,962
		次年度繰越金	871,817
合 計	5,284,779	合 計	5,284,779

決算審査にあたり、関係諸帳簿、証票及び預金通帳などを点検したところ、正確にして誤りのないことを認めます。

平成30年4月10日

監事 山本和弘

平成30年度 事業計画 (案)

実施日	会場	講師・内容
4月 20日(金)	第215回例会兼 第22回総会 三田ホテル	講師： 簗原 俊洋 神戸大学大学院法学研究科 演題： 「規範を打破した大統領」 トランプ政権と現在の国際政治情勢 ～世界はどこへ向かうのか？
5月 24日(木)	第216回例会 三田ホテル	講師： 有馬晴海氏 政治評論家 演題： 今後の政局を展望する (仮題)
6月	第217回例会 三田ホテル	講師： 演題：

平成30年度 予算案 (平成30年4月～平成31年3月)

(単位:円)

収入の部		支出の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
前年度繰越金	871,817	例 会 費	2,800,000
会 費	3,500,000	講 師 謝 礼	1,000,000
		資 料・配 本 費	100,000
		印 刷 費	2,000
		事 務・文 具 費	48,000
		雑 支 出	31,000
		運 営・委 員 会 費	45,000
		通 信・郵 送 費	100,000
		小 計	4,126,000
		次年度繰越金	245,817
合 計	4,371,817	合 計	4,371,817

北摂情報文化懇話会の規約改正について

神戸新聞社は兵庫県内各地域で計9懇話会の運営にあたり、地域社会の向上に役立つ情報を提供するとともに、会員相互の親睦を図っています。それぞれの懇話会組織において規約にばらつきがあることから、揃えていこうという方針となり、北摂情報文化懇話会においては、幹事会と運営委員会を一本化するとともに、会の財産状況・会計を監査する監事を2人置く(現在は1人)ことになりました。そこで新年度にあたり規約改正をお諮りしたいと思います。

北摂情報文化懇話会新規約の改正部分

	現行規約	改正案
第4条	<p>会員 本会は三田市およびその周辺地域の行政、経済、文化、教育など各分野で中心的な役割を果たし、本会の趣旨に賛同する者で構成する。</p>	<p>会員 ①本会は三田市およびその周辺地域の行政、経済、文化、教育など各分野で中心的な役割を果たし、本会の趣旨に賛同する者で構成する。 ②新会員となる者は会員の推薦により会費納入によって資格を得る。 ③本会の会員は申し出により任意に退会できる。本会は、会員が会費を滞納、またこれに準ずる理由があるときは、退会させることができる</p>
第5条	<p>役員 本会の代表幹事1人、幹事、監事を若干名おく。また、運営の細部について協議する運営委員を若干名おく。任期は1年とする。 事務局長は神戸新聞北摂総局長が務める。</p>	<p>役員 ①本会では代表幹事1人、幹事を若干名おき幹事会で運営にあたる。 ②常勤幹事(事務局長)は神戸新聞社北摂総局長が務める。 ③本会の財産状況を監査し、総会で報告するため監事2名をおく。監事は幹事、事務局を兼ねてはならない。</p>
第8条	<p>入退会 新会員は会員の推薦により会費納入によって資格を取得する。退会は本会への届け出を要する。</p>	<p>総会 ①総会は会員で構成し、事業報告と収支決算、事業計画案と収支予算案、役員を選任・解任などの事項を決議する。 ②本会は通常総会を年に1回開催。幹事、監事が必要と認めたときに臨時総会を開く。</p>

北 撰 情 報 文 化 懇 話 会 規 約

第1条 名 称

本会を北撰情報文化懇話会とする。

第2条 目 的

本会は北撰地域の調和のとれた発展に資するため、会員に国内外の情報分析と展望を提供するとともに、会員相互の情報交換、親睦を図ることを目的とする。このため、次の事業を行う。

- ① 例会、特別例会の開催
- ② 図書、情報資料の配布
- ③ その他

第3条 所 在 地

本会の事務局を〒669-1513 三田市三輪 2 丁目 1 番 9 号 神戸新聞北撰総局内に置く。

第4条 会 員

本会は三田市およびその周辺地域の行政、経済、文化、教育など各分野で中心的な役割を果たし、本会の趣旨に賛同する者で構成する。

第5条 役 員

本会の代表幹事1人、幹事、監事を若干名おく。また、運営の細部について協議する運営委員を若干名おく。任期は1年とする。

事務局長は神戸新聞北撰総局長が務める。

第6条 会 費

会費は月額5000円とし、半年ごとに前納する。ただし、財源に不足が生じている場合は臨時会費を徴収することができる。

第7条 会 計 年 度

本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第8条 入 退 会

新会員は会員の推薦により会費納入によって資格を取得する。退会は本会への届け出を要する。

第9条 規 約 改 正

この規約は全会員の過半数の同意をもって改正することができる。

附 則

- ① この規約は本会が発足する平成9年4月1日から適用する。
- ② 事務局の所在地は神戸新聞北撰総局の移転に伴い、平成21年8月24日、旧来の〒669-1529 三田市中央町19番23から、〒669-1513 三田市三輪2丁目1番9号に変更する。

北 摂 情 報 文 化 懇 話 会 規 約 (改 正 案)

第 1 条 名 称

本会を北摂情報文化懇話会とする。

第 2 条 目 的

本会は北摂地域の調和のとれた発展に資するため、会員に国内外の情報分析と展望を提供するとともに、会員相互の情報交換、親睦を図ることを目的とする。このため、次の事業を行う。

1. 例会、特別例会の開催
2. 図書、情報資料の配布
3. その他

第 3 条 所 在 地

本会事務局を〒669-1513 三田市三輪 2 丁目 1 番 9 号 神戸新聞北摂総局内に置く。

第 4 条 会 員

- ① 本会は三田市およびその周辺地域の行政、経済、文化、教育など各分野で中心的な役割を果たし、本会の趣旨に賛同する者で構成する。
- ② 新会員となる者は会員の推薦により会費納入によって資格を得る。
- ③ 本会の会員は申し出により任意に退会できる。本会は、会員が会費を滞納、またこれに準ずる理由があるときは、退会させることができる。

第 5 条 役 員

- ① 本会では代表幹事 1 人、幹事を若干名おき幹事会で運営にあたる。
- ② 常勤幹事（事務局長）は神戸新聞社北摂総局長が務める。
- ③ 本会の財産状況を監査し、総会で報告するため監事 2 名をおく。監事は幹事、事務局を兼ねてはならない。

第 6 条 会 費

会費は月額 5000 円とし、半年ごとに前納する。ただし、財源に不足が生じている場合は臨時会費を徴収することができる。

第 7 条 会 計 年 度

本会の会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 8 条 総 会

- ① 総会は会員で構成し、事業報告と収支決算、事業計画案と収支予算案、役員を選任・解任などの事項を決議する。
- ② 本会は通常総会を年に 1 回開催。幹事、監事が必要と認めたときに臨時総会を開く。

第 9 条 規 約 改 正

この規約は全会員の過半数の同意をもって改正することができる。

附 則

この規約は平成 30 年 4 月 20 日から適用する。

領収書等添付様式【共通】

(平成30年4月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理 番号	使 途 項 目																																								
5	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ <u>人件費</u>																																								
		<table border="1"> <tr> <td>案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">それ以外の案分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">案分の説明</td> </tr> <tr> <td colspan="2">政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。</td> </tr> <tr> <td>案分率</td> <td></td> </tr> </table>	案分率	50%	それ以外の案分		案分の説明		政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。		案分率																														
案分率	50%																																								
それ以外の案分																																									
案分の説明																																									
政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。																																									
案分率																																									
	<div style="text-align: center;"> <h3>ご利用明細票</h3> <table border="1"> <tr> <td>お取扱日</td> <td>店番</td> <td>お取引内容</td> </tr> <tr> <td>30-04-28</td> <td></td> <td>カード送金</td> </tr> <tr> <td>記号</td> <td>番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>取扱番号</td> <td colspan="2">お取引金額</td> </tr> <tr> <td>N115</td> <td colspan="2">*96,400</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">残高</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>送金料金</td> <td colspan="2">*432円</td> </tr> <tr> <td>振込予定日</td> <td colspan="2">30-05-01</td> </tr> <tr> <td colspan="3">セキグチ マサヒ</td> </tr> </table> <p>ご利用いただきましてありがとうございました。</p> <p>—— ゆうちょ銀行 ——</p> </div>		お取扱日	店番	お取引内容	30-04-28		カード送金	記号	番号					取扱番号	お取引金額		N115	*96,400			残高											送金料金	*432円		振込予定日	30-05-01		セキグチ マサヒ		
お取扱日	店番	お取引内容																																							
30-04-28		カード送金																																							
記号	番号																																								
取扱番号	お取引金額																																								
N115	*96,400																																								
	残高																																								
送金料金	*432円																																								
振込予定日	30-05-01																																								
セキグチ マサヒ																																									

(添付様式9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書								
4月分		氏名						
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	日							
2	月							
3	火							
4	水							
5	木							
6	金	9:00	10:00		1:00			
7	土	16:00	20:00		4:00			
8	日	8:00	12:30		4:30			
9	月							
10	火							
11	水							
12	木							
13	金							
14	土							
15	日							
16	月	17:00	18:00		1:00			
17	火							
18	水							
19	木							
20	金	14:00	21:00		7:00			
21	土	9:00	10:00		1:00			
22	日							
23	月							
24	火	9:00	11:00		2:00			
25	水	9:00	11:00		2:00			
26	木	9:00	11:00		2:00			
27	金	9:00	12:00		3:00			
28	土							
29	日							
30	月							
計					(A) 27:30			

上記のとおり勤務したことを証明します。 関口正人 

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [時間 分] × 単価 [円] = 円(B)

①' 月額の場合 支給額 = 100,000 円(B)

② 時間外勤務手当等 支給額 = 0 円(C)

③ 総支給額 (B) + (C) = 100,000 円(D)

【実支給額(総支給額 - 諸控除額)の計算】

(D) - [3,600円](所得税・住民税、保険料本人負担額) = 96,400 円(E)

金 96,400 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。
平成30年4月30日

氏名 

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与 総支給額(D)[100,000円] × 案分率[50%] = 50,000 円(F)

○ 保険料等雇用主負担額 総額 [円] × 案分率 [%] = 円(G)

○ 政務活動費充当額の計 (F) + (G) = 50,000 円

(添付様式 8)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所		
下記の条件で契約します		
雇用期間	平成29年7月1日から 平成30年6月30日まで	
雇用形態	正規職員 ・ <u>パートタイム</u> ・ その他	
就業場所	三田市けやき台3丁目54番1号 関口正人議員事務所、及び、自宅	
仕事内容	政務活動に係る補助 及び 関係書類の作成 その他議員活動に係る補助	
就業時間	月25時間以内	
休 日	週1日以上	
給与(賃金)	月額100,000円	
給与支払	毎月分を毎月末までに支払	
給与振込先		
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
平成29年7月1日		
雇用者	兵庫県議会議員 関口正人	
被雇用者		

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(平成30年⁵月分)
(会派名 維新の会)
(議員名 関口正人)

整理 番号	使 途 項 目	
	1	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率	50%
	それ以外の案分 案分の説明 政務活動及びそれ 以外の議員活動の ため、共通案分率 50%を適用した。

	年月日	取扱店	お 預 り 金 額	お 支 払 金 額	現在高(貸付高)
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19	30-05-17	(トヨタファイナンス)		自 払 56,160	
20					
21					
22					
23					
24					

○ 現在高(貸付高)の金額に-(マイナス)がある場合は貸付高を表します。
○ 通帳をATM(現金自動預払機)に挿入するときは、矢印の方向に挿入してください。

領収書等添付様式【共通】

(平成30年5月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理 番号	使 途 項 目	
2	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ <u>人件費</u>	
		案分率 50%
		それ以外の案分 案分の説明 政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。
ご利用明細票		
ご利用いただきましてありがとうございました。		
ゆうちょ銀行		

お取扱日	店番	お取引内容
30-05-31		カード送金
記号		番号
取扱番号		お取引金額
N188		*96,400
		残高
送金料金 *432円		
振込予定日 30-05-31		
セキグチ マサヒト		

(添付様式9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書								
5月分		氏名		[Redacted Name]				
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	火							
2	水	16:00	21:00		5:00			
3	木	10:00	12:00		2:00			
4	金	9:00	11:00		2:00			
5	土	9:00	10:00		1:00			
6	日							
7	月							
8	火							
9	水							
10	木	13:00	15:00		2:00			
11	金							
12	土							
13	日							
14	月							
15	火							
16	水							
17	木							
18	金							
19	土	13:00	17:00		4:00			
20	日							
21	月	10:00	12:00		2:00			
22	火	10:00	12:00		2:00			
23	水							
24	木							
25	金							
26	土	13:00	15:00		2:00			
27	日							
28	月							
29	火	9:00	12:00		3:00			
30	水							
31	木							
計					(A) 25:00			

上記のとおり勤務したことを証明します。 関口正人

【総支給額の計算】	
① 時給の場合 (A) [時間 分] × 単価[円] =	円(B)
①' 月額の場合	支給額 = 100,000 円(B)
② 時間外勤務手当等	支給額 = 0 円(C)
③ 総支給額	(B) + (C) = 100,000 円(D)

【実支給額(総支給額－諸控除額)の計算】

(D) - [3,600円](所得税・住民税、保険料本人負担額) =	96,400 円(E)
------------------------------------	-------------

金 96,400 円(E)	左記金額を確かに領収致しました。 平成30年5月31日
	氏名 [Redacted Name]

【政務活動費充当額の計算】	
○ 給与	総支給額(D)[100,000円] × 案分率[50%] = 50,000 円(F)
○ 保険料等雇用主負担額	総額[円] × 案分率[%] = 円(G)
○ 政務活動費充当額の計	(F) + (G) = 50,000 円

領収書等添付様式【共通】

(平成30年6月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理 番号	使 途 項 目							
	1	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費						
		<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td> 政務活動、それ以外の議員活動、及び、私的活動で利用するため、共通案分率25%を適用した。 </td> </tr> </table>	共通案分率	25%	それ以外の案分		案分の説明	政務活動、それ以外の議員活動、及び、私的活動で利用するため、共通案分率25%を適用した。
共通案分率	25%							
それ以外の案分								
案分の説明	政務活動、それ以外の議員活動、及び、私的活動で利用するため、共通案分率25%を適用した。							



領 収 証

2018年06月分
 けやき台3-54-1 神戸新聞

No. 3-90-0035-401

関口 正人 様

銘 柄	部	金 額	お知らせ
三田版セット	1	4,037	
合 計		¥ 4,037	毎度ご購読有難うございます。 左記の通り領収致しました。

神戸新聞北摂NT営業所
 〒669-1524
 三田市八景町1488-1
 TEL: 079-562-6467 FAX: 079-562-6497



(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(平成30年6月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理 番号	使 途 項 目							
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費							
2		<table border="1"> <tr> <td>案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td> 政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。 </td> </tr> </table>	案分率	50%	それ以外の案分		案分の説明	政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。
案分率	50%							
それ以外の案分								
案分の説明	政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。							

343-1402-1
関口 正人 様

請 求 書

伊丹産業株式会社

締切日 2018年05月20日

振替日 2018年06月06日

下記の通り御請求申し上げます。

前回御請求額	御入金額	その他	繰越金額	御買上合計	今回御請求金額
35100	35100			17310	17310
ハイオク	レギュラー	軽油	灯油	<input type="checkbox"/> 座振替のお知らせ 休日の場合は翌営業日と 振替日 06月06日 なります。	
	120.01				

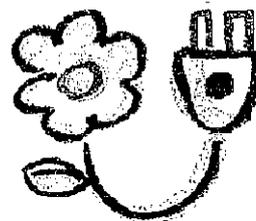
締切日以後の御入金は含まれていませんので行き違いの際は悪しからずご了承願います。

月日	商 品 名	車番	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)
05 07	入金 (自動振替)				35100
04 25	レギュラー	0001	3027	1420	4298
05 03	レギュラー	0001	2795	1450	4053
05 08	レギュラー	0001	2914	1450	4225
05 17	レギュラー	0001	3265	1450	4734
				# 合 計 # #	17310
				(内消費税)	1282

※「伊丹米」は、伊丹産業株式会社の保証する、お米の登録商標です。

従量電灯A

関電
よりも
お安く



伊丹産業のでんき

詳しくは裏面を開いてご覧下さい

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(平成30年6月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理 番号	使 途 項 目									
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費									
3		<table border="1"> <tr> <td>案分率</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">それ以外の案分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">案分の説明</td> </tr> <tr> <td colspan="2">50,800円の内、議連 会費からの補助 20,000円を除く 30,800円を充当</td> </tr> </table>	案分率	100%	それ以外の案分		案分の説明		50,800円の内、議連 会費からの補助 20,000円を除く 30,800円を充当	
案分率	100%									
それ以外の案分										
案分の説明										
50,800円の内、議連 会費からの補助 20,000円を除く 30,800円を充当										
<p>お問合せNo. : 0042259130 ReceiptNo. : 4157 - 0607065</p> <p style="text-align: center;">RECEIPT 領 収 書 発行日 : 2018年06月15日</p> <p>関口 正人 様 金種 : 振込</p> <p style="text-align: center;">¥ 50,800-</p> <p>THE ABOVE MENTIONED AMOUNT HAS BEEN DULY RECEIVED 上記のお振込金額正に領収致しました。</p> <table border="1"> <tr> <td> 兵庫県議会スポーツ振興議員連盟視察費用として JR 34,000円 宿泊 16,800円 </td> <td> </td> </tr> </table> <p>発行部署 西日本統括部フロント営業課 発行担当者 XXXXXXXXXX</p> <p style="text-align: right;">株式会社 阪急交通社 大阪府大阪市北区梅田2-5-25</p> <p>【領収印無きもの及び金額訂正したものは無効です】</p> <table border="1"> <tr> <td> 印紙税申告納 付につき北 税務署承認済 </td> </tr> </table>			兵庫県議会スポーツ振興議員連盟視察費用として JR 34,000円 宿泊 16,800円		印紙税申告納 付につき北 税務署承認済					
兵庫県議会スポーツ振興議員連盟視察費用として JR 34,000円 宿泊 16,800円										
印紙税申告納 付につき北 税務署承認済										

(添付様式7)

活動報告書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名	関口 正人
-----	-------

活動名	スポーツ振興議員連盟〈東京都〉視察			
活動概要	○別紙(スポーツ振興議員連盟〈東京都〉視察報告書)参照 ○ ○ ○ ○ ○			
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	内容
	視察費用	30,800 円	06-3	兵庫県議会スポーツ振興議員連盟視察費用
				新幹線グリーン車利用(新神戸⇄東京)
		合計	30,800	
備考	*添付書類:スポーツ振興議員連盟〈東京都〉視察報告書			

兵庫県議会スポーツ振興議員連盟の管外調査（東京都）について

関口正人

平成30年5月23日から24日の2日間にわたり、兵庫県議会のスポーツ振興議員連盟の1人として、別紙の通り、スポーツ庁、東京都、国立スポーツ科学センター、及び、ナショナルトレーニングセンターを管外調査してまいりましたが、私の所感は以下の通りです。

1. ワールドマスタースゲームズ2021関西、部活動指導員制度について（スポーツ庁）

ワールドマスタースゲームズ2021関西については、認知度、開催都市の連携、体制の構築などが課題とされた。この大会の認知度はまだまだ低いと私も感じているが、概ね30歳以上のスポーツ愛好者であれば誰もが参加できる生涯スポーツの国際総合競技大会ということで、2020年の東京オリンピックも踏まえて、認知度向上、30,000人の国内参加者目標に向けて、私の地元の三田市でも多くの参加者や観戦者につながる取り組みを働きかけたいと考える。部活動指導員制度については、3月にガイドラインが作成され、今後、学校で方針を作成するとのことで、この動きについて注目していきたい。

2. スポーツツーリズムについて（スポーツ庁）

スポーツツーリズムの内容、歴史、日本ツーリズムの現状、スポーツツーリズムに必要な要素等について、スポーツ庁と意見交換を行ったが、観るスポーツ、するスポーツ、支えるスポーツというスポーツツーリズムの視点、及び、各地域のスポーツコミッション機能が重要と考えるので、今後の県の取り組みについて注視していきたいと考える。

3. 東京都

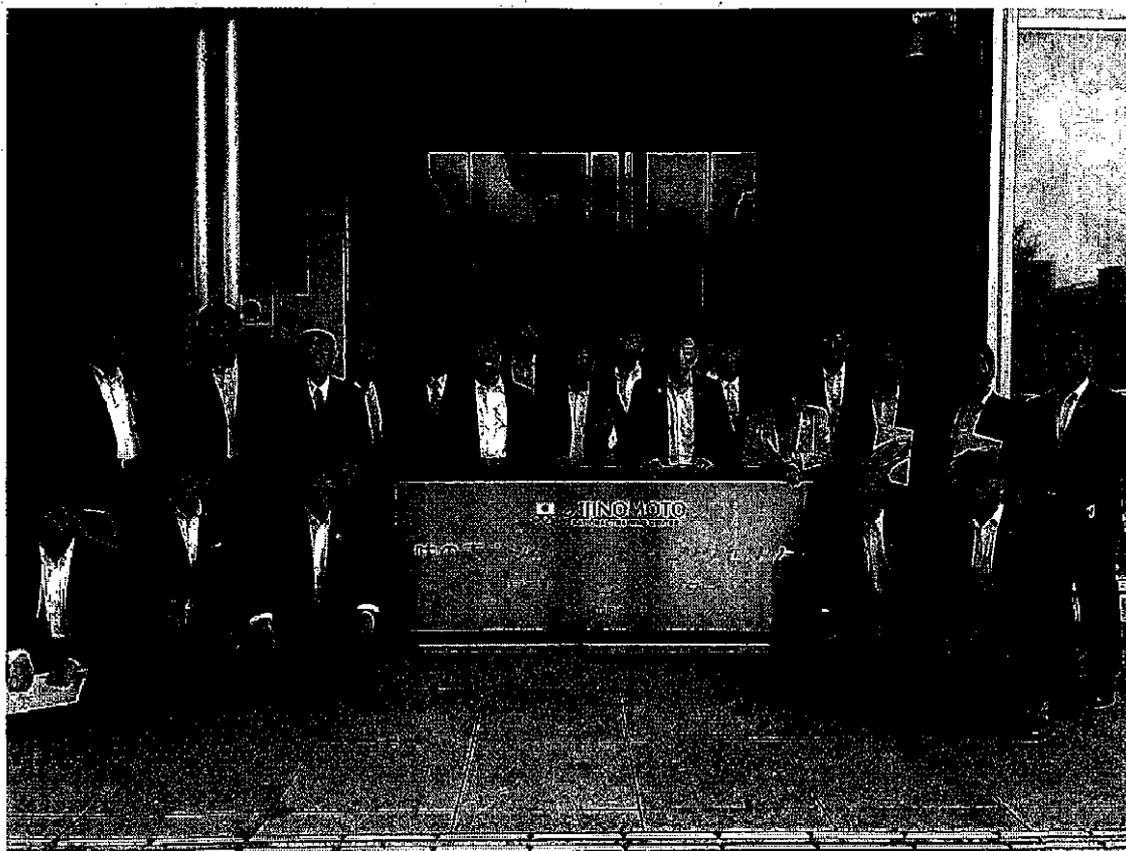
東京都では、2018年3月に策定された「東京都スポーツ総合推進計画」において、スポーツ実施率（週に1回以上スポーツを実施する都民）について、今後70%にし、そのための30本の政策指針を策定したとの説明があったが、大変網羅的な政策指針で兵庫県の参考にもなると考える。また、東京アスリート認定制度、スポーツ推進企業認定制度についても非常に有意義な取り組みであると感じた。

4. 国立スポーツ科学センター、味の素ナショナルトレーニングセンター施設視察

なかなか中を見ることのできない最先端の施設、設備、取り組みを見ることが出来て、非常に有意義であったと考える。兵庫県としてはなかなかまねのできないものであるが、兵庫県出身で数多くのトップアスリートが育つことを願うと同時に、ソフト面で兵庫県の取り組みにも参考になる部分があると考えます。

以上

スポーツ振興議員連盟
＜東京都＞視察報告書



平成30年5月23日(水)～24日(木)

<参加議員名>

会 長	山本 敏信	(高砂市)
副会長	しの木 和良	(川西市及び川辺郡)
副会長	石井 秀武	(神戸市西区)
事務局長	黒川 治	(尼崎市)
監 事	谷井 いさお	(尼崎市)
	門 隆志	(宝塚市)
	門間 雄司	(豊岡市)
	北浜 みどり	(神戸市灘区)
	越田 浩矢	(神戸市長田区)
	小西 彦治	(川西市及び川辺郡)
	関口 正人	(三田市)
	樽谷 彰人	(明石市)
	戸井田 祐輔	(姫路市)
	中田 慎也	(伊丹市)
	浜田 知昭	(洲本市)
	原 テツアキ	(淡路市)
	春名 哲夫	(宍粟市)
	藤田 孝夫	(養父市)
	藤原 昭一	(小野市)
	前田 ともき	(神戸市東灘区)
	安福 英則	(朝来市)

計 21名

スポーツ振興議員連盟管外調査（東京都）行程

5月23日（水）

- 9時10分 新神戸駅集合
- 9時25分 新大阪駅集合
- 9時26分 新神戸駅発（のぞみ6号）
- 9時40分 新大阪駅発（のぞみ6号）
- 12時13分 東京駅着
- 12時30分 丸ビル前発（借上バスにて移動）
- 12時45分 スポーツ庁着
- 13時00分 **スポーツ庁長官表敬訪問・スポーツ庁調査**
文部科学省内の会議室にて
- 14時15分 **JSTA日本スポーツツーリズム推進機構の説明・意見交換**
- 15時30分 スポーツ庁発
- 15時50分 東京都庁着
- 16時00分 **東京都リハビリテーション準備局の説明・意見交換**
東京都議会6階第1会議室にて
- 17時30分 宿泊場所（西鉄イン新宿）着
- 18時30分 夕食

5月24日（木）

- 9時00分 西鉄イン新宿発（借上バスにて移動）
- 9時45分 国立スポーツ科学センター着
- 10時00分 **国立スポーツ科学センター施設見学**
- 11時30分 ※バスで昼食場所へ移動
- 13時30分 **味の素ナショナルトレーニングセンター施設見学**
- 14時30分 味の素ナショナルトレーニングセンター発
- 15時10分 東京駅着
- 15時50分 東京駅発（のぞみ117号）
- 18時23分 新大阪駅着
- 18時37分 新神戸駅着

<諸費用>

諸費用		内 容
項 目	金 額 (円)	
(添付の通り)	(添付の通り)	(添付の通り)

調査1) ワールドマスタースゲームズ 2021 関西への気運醸成
及び教員の負担軽減に資する部活動への支援の充実について

【日時】

平成 30 年 5 月 23 日(水)13:00～14:00

【場所】

スポーツ庁内会議室

【説明者】

鈴木 大地 氏 (スポーツ庁長官)

高崎 淳也 氏 (スポーツ庁国際課課長補佐 国際スポーツ大会専門官)

廣瀬 愛理 氏 (スポーツ庁政策課学校体育室)



【調査目的】

ワールドマスタースゲームズ 2021 関西の運営が円滑となり、十分な広報活動が行われ、本大会が成功するように、今後を見据えた有効な方策を検討・調査する。

また、教員の負担軽減に資する部活動への支援の充実について、地域人材の活用等、国の支援制度拡充の動向について調査する。

(1) 申入書

まず冒頭、兵庫県議会スポーツ振興議員連盟から鈴木大地スポーツ庁長官に申入書を手交した。

※申入書は別紙参照



(2) 鈴木大地スポーツ庁長官のご挨拶

- 昨年のニュージーランドで開催されたワールドマスターズゲームズの 10 キロマラソンに出場した。本来専門である水泳ではなく、私がマラソンを走ることでマスターズゲームズは誰でも参加できるというアピールになったと思う。
- 2020年の東京オリンピック、パラリンピック以降、関西でのワールドマスターズゲームズ開催は、日本がスポーツ立国として内外に発信していくキーとなる大会である。
- 第2期スポーツ基本計画の中にワールドマスターズゲームズのことが明記されており、国をあげてしっかり取り組んでいく。

(3) 鈴木長官との意見交換・質疑応答

■ Q 1

部活動の教員の負担軽減や国の支援制度の動向について

■ A 1

今後の部活動は、学校の先生ではなく地域に委ねていく方向で、国としてはそれを支援していく。子供がやりたいスポーツをできるようにしなければならない。

外部指導者の力を借りるための財源を今後確保していく必要がある。

■ Q 2

スポーツと女性の体に関して、アスリートが厳しい練習で体調を崩し生理不順などの状況がある。正しい知識や配慮が必要ではないか。

■ A 2

女性アスリートの妊娠・出産・育児は男性にはない大きな出来事になるが、そこに至る前の段階においても食事制限や、体脂肪率の管理等においてコーチから「や

せてこい！」などと厳しい指導が行われるのはパワハラにあたると考えている。

スポーツ庁としても女性の体の研究プログラムがあり、取り組みを行っているが、平昌オリンピックでも女性のメダリストの方が男性よりも多いことを踏まえると、女性の活躍をもっと後押しできるようにしていきたい。

■ Q 3

大相撲の暴力事件、レスリングの伊調選手に対するパワハラや、日大アメフト部の暴力的タックル問題を含め、指導者と選手の関係について

■ A 3

暴力やハラスメントは絶対に許されない。根本的には指導者のクオリティを上げる取り組みについて考えていきたい。スポーツの現場でそのような事象の実態把握をしつつ、防止に向けて取組んでいく。

■ Q 4

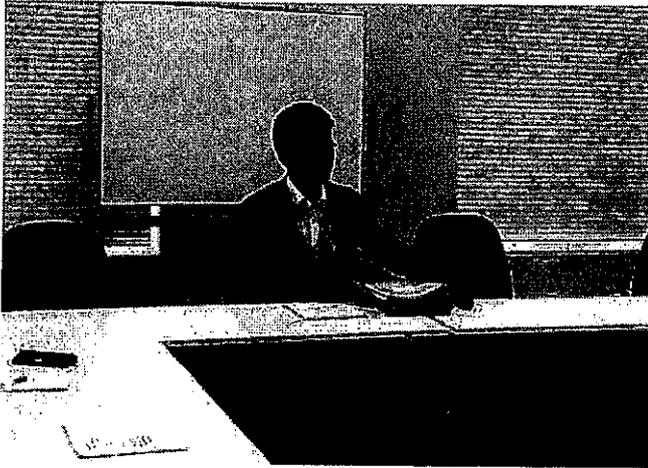
地方創生においてスポーツを活用した地域活性化が大事であるが、ぜひ聖火リレーを地元で行ってほしいと考えているがどのような計画になっているか？

■ A 4

聖火リレーについてはスポーツ庁の管轄外になる。



(4) ワールドマスターズゲームズに関するスポーツ庁の取組みについて



<概要説明>

- 昨年よりワールドマスターズゲームズの担当として今のポスト（国際スポーツ大会専門官）に就任した。
- 2021年の関西で開催されるワールドマスターズゲームズは、ラグビーワールドカップ、東京オリンピック・パラリンピックの後の重要な大会として、スポーツ庁としても位置づけて取組んでいる。
- 関西の組織委員会の方々とはよく話をしているが、兵庫県の方とワールドマスターズゲームズに関して話をさせていただくのは初めてになる。
- 組織委員会が大会を盛り上げるためにいろいろなイベント開催を行っているが、開催都市が関西一円に分散しているということもあり、開催都市の顔が見えてこないのが現状ではないか。とはいえ、開催がまだ先であることも大きいと思う。
- スポーツ関連の国の予算の中で限られているが、ワールドマスターズゲームズの周知イベント開催等を支援できるように調整している。

<意見交換>

■ Q1

日本で開催されるワールドマスターズゲームズの認知が低いと感じる。地元関西でも、2025年大阪万博の方がメインになっているところがある。マスターズとして目玉となるようなものが必要だと思うが。

■ A1

1000日目のイベントが重要になると考えている。TOTOくじの助成をうまく活用しながらアピールイベントをやるなどの工夫が必要で、マスターズがどんなものなのかうまくPRしなければならない。2025年の万博開催が決定すれば、お互いに連携していくことが重要ではないか。

■ Q 2

各競技が色んな都市で個別に開催されるため、地域による温度差が生じている。

■ A 2

過去のワールドマスターズゲームズは一都市開催で、2021年の関西一円というエリア開催は今回が初めての試みとなる。開催都市も手上げ方式で決まったこともあり、確かに開催都市間の連携は課題である。

■ Q 3

ママさんバレーをしているような方がマスターズに出たい！という意欲や思いにつながっていないことが問題ではないか？

■ A 3

30歳以上であれば誰でも参加することができる大会であることの理解を広げることがまずは重要となる。

国際大会に出場できるという魅力も大きく、その点をアピールしていかなければならない。

■ Q 4

関経連の松本会長が短距離走に出ると言っているし、井戸知事も水泳に出場しようかという話がある。

■ A 4

そのようなアピールは重要。ワールドマスターズゲームはスポーツだけではなく、大会を通じての交流や観光をセットでPRしていくことが大事になる。多角的に幅広く大会開催の可能性を広げていく取組みを考えなければならない。

■ Q 5

ワールドマスターズゲームは、継続性がない大会なので認知が進まない。もっと素人の競技団体に対する働きかけなどを行っていくべきではないか？

■ A 5

マスターズの国内大会が盛んな陸連などを通じて参加を呼び掛けることは行っているが、もっと広げていかなければならない。

■ Q 6

海外で開催されてきたワールドマスターズゲームズの成功例や失敗例は？

■ A 6

はじめての広域開催ということで、従来の事例がそのまま役に立たない。関西では独自の組織委員会を作って取り組んでいる。特に大会終了後の種まきを組織委員会で検討している。

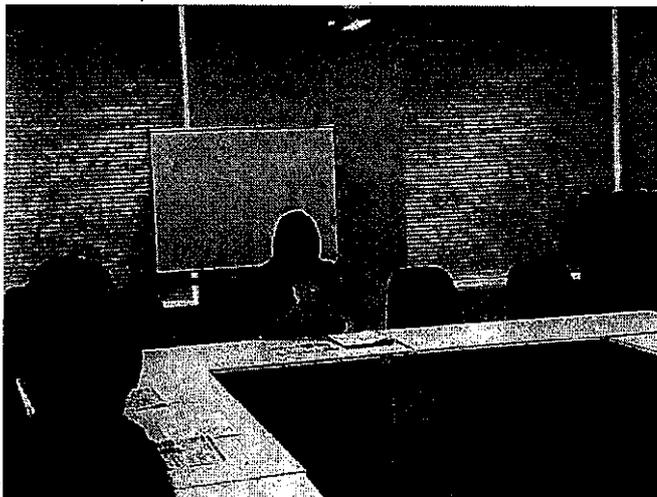
また、出場は30歳以上であるが、若者のボランティアも必要であり、大学に対する協力要請を始めていたりする。幅広い協力体制を作っていくことが大事である。

(5) 部活動指導員についての説明

別紙：「部活動指導員」の概要に基づき説明があった。

部活動指導員は、学校に所属する位置づけ。今年3月にガイドラインを作ったところだが、実は平成9年にもガイドラインで中学校の部活動は週2日の休みをとるようになっていた。

しかし、例示であったために普及しなかった。今回のガイドラインはそれに基づき、学校で方針を作るようになっているので、徹底される見込みであるとの説明。



調査2) スポーツツーリズムについて

【日時】

平成30年5月23日(水)14:15～15:15

【場所】

スポーツ庁内会議室

【調査目的】

神戸マラソンでは、国際陸連(IAAF)のロードレース大会の格付け「ブロンズラベル」を取得し、大会の魅力が世界的に認められたところである。

今後、大規模なスポーツイベントが続くことを見据え、スポーツを通じた地域創生について調査研究を行う。

【調査内容】

(1) スポーツツーリズムについて

- ・海水浴、ゴルフ、ダイビング、スキーなどスポーツ目的の旅行
 今後は、ことづくり
- ・交流人口拡大
- ・都市戦略としてのスポーツ・シティセールス
- ・地方創生
- ・スポーツビジネスマーケティング
 中国はスポーツ参加率3億人政策をしている。

(2) 歴史

- 2007年 観光立国基本法成立
- 2010年 観光立国推進本部WG「スポーツツーリズム」提唱
- 2011年 スポーツ基本法成立
- 2013年 ビジットジャパン10周年
- 2016年 スポーツ庁設置

(3) 日本ツーリズムの現状

- ・爆買い→体験型消費
- ・高齢化・人口減少を補う観光
- ・DMOによるマーケティング

(4) スポーツの現状

- ・メガスポーツ・イベント誘致
ラグビー、オリンピック・パラリンピック・ワールドマスターズゲームズ
- ・参加型スポーツの隆盛
マラソン、サイクルの注目
- ・地域型プロスポーツ
Jリーグのチーム拡大、バスケットボール
- ・少子高齢化

(5) スポーツツーリズムに必要な要素

- ・スポーツコミッションの必要性
- ・佐賀・愛知など自治体系からSC関西、NPO銚子など民間系
スポーツ庁の新規テーマは、アウトドアスポーツツーリズムと武道ツーリズム



調査3) 東京都スポーツ総合計画等について

【日時】

平成30年5月23日(水)16:00~17:00

【場所】

東京都議会内会議室

【説明者】

藤田 聡 氏 (東京都議会議会局管理部長)

延興 桂 氏 (東京都オリンピック・パラリンピック準備局次長)

内藤 典子 氏 (東京都オリンピック・パラリンピック準備局スポーツ推進部調整課長)

河野 和久 氏 (東京都オリンピック・パラリンピック準備局スポーツ推進部事業推進課長)

井内 雅妃 氏 (東京都オリンピック・パラリンピック準備局スポーツ推進部地域スポーツ振興担当課長)



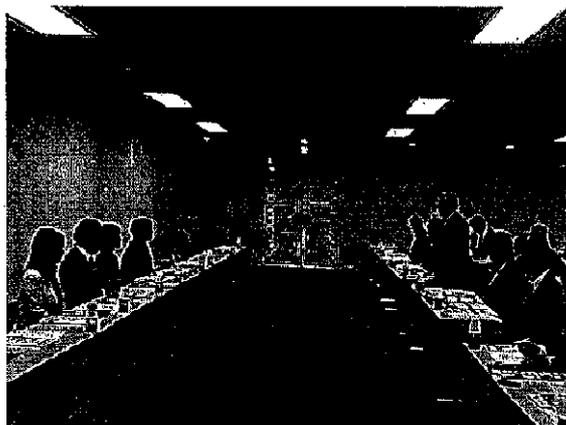
【調査目的】

東京都内のスポーツ実施率の目標値を掲げ、障害者だけではなく、高齢者や女性や子供にターゲットを当てた「スポーツ振興施策」について、具体的にどのような施策展開を検討しているのか。東京都スポーツ総合推進計画の取りまとめ経緯を踏まえ、本県のスポーツ振興施策の参考とする。

また、東京アスリート認定制度について、認定後のフォローアップとして、アスリートの競技力向上のため、どのような施策が進められているのかを調査する。

さらに、スポーツ推進企業認定制度について、事業化に至った背景や選定委員会の選考方法(認定基準)、表彰企業の声(メリット等)などについて調査する。

最後に、東京アスリート・サイクル定着促進事業について、各競技の指導アスリートの人材確保をどのようにしていたのか。その運用方法(都がどこまで関与しているかなど)を聴取する。



(1) 東京都スポーツ総合推進計画について

2020年とその先を見据え、スポーツを通じて東京の未来を創造していくための羅針盤となるものとして、「東京都スポーツ総合推進計画」を策定した。

目的はスポーツの力によって下記の課題解決に貢献すること。

- ・健康長寿
- ・地域経済の活性化
- ・共生社会の実現

スポーツの範囲は勝敗だけでなく、余暇時間や仕事時間を問わず健康を目的に行われ、身体活動と遊びや楽しみを目的とした身体活動であると考えている。

スポーツ実施率（週に1回以上スポーツを実施する都民（18歳以上）の割合）については、2007年時点では39.2%しか無かったが、直近のデータ（2016年時点）では56.3%となっている。

今後の目標は、スポーツ実施率を70%にすることであり、そのために30本の政策指針を策定した。

(2) 東京アスリート認定制度

東京育ちのアスリートが国際舞台で活躍できるよう、東京アスリート認定制度を創設した。主な事業内容は、コンプライアンスに関する研修（薬物など）やメンタルトレーニングセミナー、強化合宿の支援などであり、専用ホームページを設置し情報発信している。

平成29年度のデータは、オリンピックを目指す選手215名、パラリンピックを目指す選手94名、合計309名の選手が東京アスリートとして認定されている。

メンタルトレーニングセミナーは年間で合計10回の講義や演習を行っているが、世界に比べて日本ではメンタルトレーニングが遅れている。

日本代表選考会出場選手強化事業やグローバル指導者育成事業等の事業も実施している。

(3) スポーツ推進企業認定制度

スポーツに対する社内外への積極的な取り組みを行っている企業を東京都が認定する制度で、事例集にまとめ広く都民に周知している。

働き盛り世代のスポーツ活動を推進するため、平成27年からスタートしている。

事業内容としては、認定証の交付、東京都ホームページに社名の公表や、メディアに取り組み内容の情報を提供し、都知事から表彰もある。

平成29年度スポーツ推進企業認定数は95社であり、スポーツ推進モデル企業数は11社となっている。

課題は、認定企業は大手企業が多く、中小企業に裾野が広がらない点である。

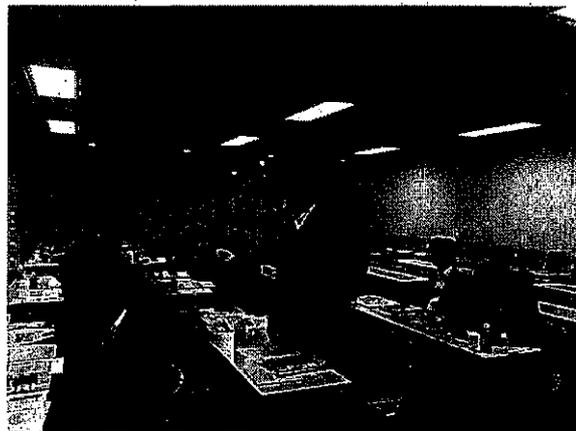
なお、認定基準は非公開としている。

(4) 東京アスリート・サイクル定着促進事業

平成 28 年度限りの単独事業であり、トップアスリートを地域やスポーツクラブに指導者として派遣する。地域の中で育ったアスリートが指導者として、その地域に還元することでサイクルとなる。

どの競技にどのアスリートを派遣するかについては、多くの団体と協力連携を行い調整した。

現在は東京都スポーツ文化振興団体の中に指導者を派遣する事業として組み込まれている。



【質疑応答】

■ Q 1

学校にある運動施設の開放について

■ A 1

一般開放時の責任問題は課題としてあるので、協定や事務的な取り決めを行う。引き続き、利用しやすいように見直す必要がある。

■ Q 2

公園にある運動機器の整備事業について

■ A 2

2年のモデル事業を行う。事業終了後は効果を検証する。都が一定の費用補助を行っており、執行率も上がっている。

■ Q 3

民間企業の持つスポーツ施設の開放について

■ A 3

オリンピックへ向け、都のスポーツ施設が改修に入るため、民間の施設が必要となる。社員が使わない時間を都民に使ってもらう仕組みを今年度より立ち上げる。
※現在 4 社

■ Q 4

スポーツ推進部門に関する東京都の組織体制について

■ A 4

もともとは兵庫県と同じくスポーツ推進部門は教育委員会に設置されていたが、知事部局へ移った。そして、スポーツ振興局からオリンピック・パラリンピック準備局へと組織改正された。

■ Q 5

福祉部局との連携について

■ A 5

東京都には福祉保健局があり、予防の観点からスポーツ活動を勧めている。特に高齢者に関する計画については、積極的に関わってくれる。また、スポーツとの効果を数字で表すための研究中である。

■ Q 6

トップアスリート発掘育成事業について

■ A 6

優れた身体能力を持ちながら、活かしきれていない中学2年生を発掘している。10期目となり実績も出ている。※毎年40名程度

■ Q 7

スポーツの範囲について

■ A 7

スポーツとは、気晴らしや楽しみ交流を目的として実施される相応のエネルギー消費を伴う身体活動（自動車ではなく自転車や徒歩、エレベーターではなく階段を使う等も含む）である。



調査4) 国立スポーツ科学センター施設視察について

【日時】

平成30年5月24日(木)10:00~11:30

【場所】

国立スポーツ科学センター (JISS)

【説明者】

藤田 隆 氏 (理事 ハイパフォーマンスセンター長)

河村 弘之 氏 (審議役 ハイパフォーマンスセンター運営部長)

嶋志田 菜央 氏 (ハイパフォーマンスセンター運営部 運営調整課係長)

【調査目的】

競技種目に特化した複数の専用練習場を備える日本の競技スポーツの一大拠点であり、国際競争力を実現するために国際ルールに則った最先端設備を保有するトレーニングセンター等を視察し、トップアスリートへのサポート体制について調査し、本県のスポーツ振興施策に生かしていく。

【事業内容と施設視察】

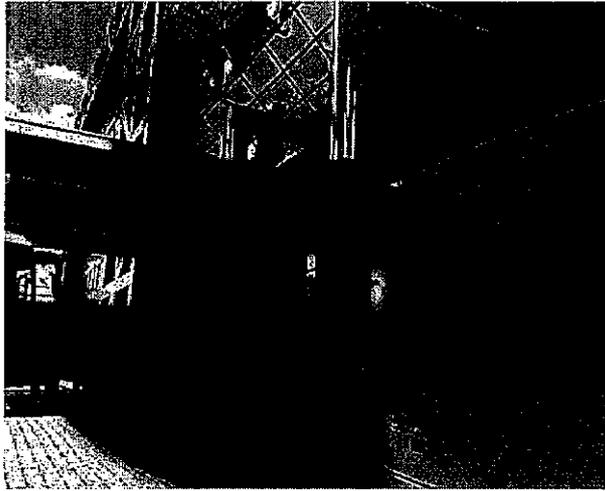


JISSはこの国のスポーツを強くすることを目標に、スポーツ科学・医学・情報など先端的な研究のもと、最新施設、器具・機材を活かし、公的財団法人日本オリンピック委員会 (JOC)、公的財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会(JPC)、各分野のスポーツ研究機関、研究者、医師等の専門家集団が連携して競技力向上に取り組

んでいる。事業は『スポーツ医・科学支援事業』『スポーツ医・科学研究事業』『スポーツ診療事業』『サービス事業』の4つが存在し、スポーツ科学部、スポーツ研究部、メディカルセンターの3つの部から構成されている。

実はかつては、学校給食事業、toto、スポーツ振興基金等のスポーツ全般の幅広い事業に携わっていたものの、現在は5事業を担当している。

主に施設運営を担当したものの、諸外国ではハイパフォーマンススポーツ拠点を重視していた流れもあり、日本も同様の機関を設けることとなった。広い施設や豊富な人材が欠かせないことから、東京近郊で最も適したJISSが2001年に建設された。理化学的見地からトップアスリートをサポートする環境を整えたのである(もちろん人材はJISS常駐とする)。



当初は体操などがメイン競技だったが、成果が出てきたことから競技幅を増やし、バレーボール、バドミントン、ハンドボール、卓球、レスリング等も対象となっている。2020 東京五輪に伴い、パラリンピック（障害者スポーツ）も対象となった。

特筆すべきは、重要な大会においては、現地にこれらの機能を備えた施設を再現したのである。リオ五輪、平昌五輪でその機能を発揮し、優秀な成績を収めるき

っかけとなった。

施設は『スポーツ科学研究施設』『ナショナルトレーニングセンター施設(NPC)』『メディカルセンター施設』『サービス施設』『トレーニング施設』で構成され、ハイパフォーマンスな人材育成に取り組んでいる。

これら事業概要を座学とビデオ映像により説明を受けた後、施設見学へと移った。

施設は主に、ハイパフォーマンス・ジム、体力科学実験室、陸上競技実験場、ボート・カヌー実験場レストランR3(オールキューブ)、宿泊室、トレーニング体育館、射撃練習場、競泳プールを視察した。



【質疑応答】

■ Q 1

施設利用者はどんな方になるのか。地域からの推薦によるのか。

■ A 1

日本代表クラスである。強化指定選手・エリートアカデミー生なら中高生でも利用できる。

資格があれば個人で参加してもよい。とはいえ、その資格更新は毎月行っている厳しいものである。

対象は基本的にいろんな選手が地域等から推薦を受け、指定選手の候補となる。メダルポテンシャルアスリートと呼ばれる若手の存在は、日本では3~4競技団体くらいがメダル獲得というのが2008年までの実績。それを7つくらいに増やしていこうとする動きがある。そのため、ポテンシャルある人材がこの施設を利用することもある。アカデミー生はここで寝泊まりして、中学高校もこの施設から通う。徹底的にアスリート教育を行う。

■ Q 2

練習と同じくらい大切な食事の管理はどのように行っているか。

■ A 2

食事は個人管理であるが、トレーナーによる指導も行っている。希望があれば3食すべての栄養バランスをデータで提出することも可能である。

■ Q 3

低酸素トレーニング対応設備は整っているか。

■ A 3

整っている。宿泊室については富士山八合目くらいの環境を作り出すことが可能であり、また、水泳・プールでもできる。

■ Q 4

世界基準でみたときの JISS のレベルはどれくらいか。

■ A 4

世界トップクラスにあることは間違いない。スポーツアスリート環境に加え、科学とメディカルが加わっていることや、都心に近い環境にあるという設備は世界でも類をみない。先日もオーストラリアから視察が来た。『練習設備がある』『JISS との距離が近い』『他の競技の様子がわかって刺激をうける』という3つのメリットがあるのも強みであろう。

■ Q 5

陸上で10.0秒を切ることは可能なのか。

■ A 5

科学的アプローチを試みている。リレーのバトン受け渡しなども、この施設を活用して世界一の技術を身につけていた。

■ Q 6

高木美保選手が練習設備の増強について、国に色んな要望をしていたが、その見解はいかがか。

■ A 6

実はスピードスケート選手がこの施設を一番利用している。いろんな競技がこの施設を活用する、もしくはこちらのノウハウをいろんな地域に伝えていく連携を試みていきたい。

■ Q 7

指導者はどのような雇用体制であるのか。

■ A 7

専属スタッフがいるケースと、ハイパフォーマンス・サポート事業として委託され、競技団体から派遣されたスタッフがいるケースの2パターンである。

■Q8

これまでのノウハウはどんな蓄積があるか。

■A8

まず、トップアスリートが自分自身の体調状態を、自分で正確に理解できていることがノウハウ蓄積の一つ。足りていない状態を自ら補い、常にベストコンディションに保てることが大切であり、それができているのが大きい。

次に女性特有の体調管理・故障の予防を行えるノウハウも蓄積できている。彼女たちの選手生命を守れる体制がある。

■Q9

プロとアマの違いの境目は。

■A9

オリンピック・パラリンピック出場者がプロ対象だ。

■Q10

Eスポーツの対応はどう考えているか。

■A10

非常に興味をもっている。国の動向を注視したい。

調査5) 味の素ナショナルトレーニングセンター施設視察

【日時】

平成 30 年 5 月 24 日(木)13:30~14:30

【場所】

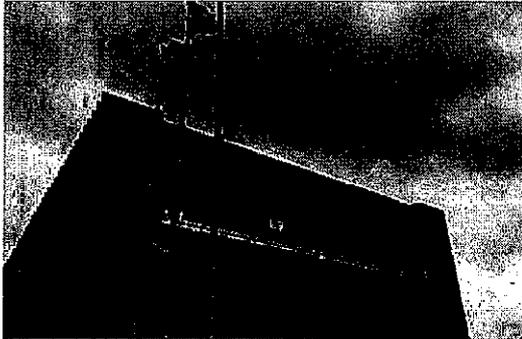
味の素ナショナルトレーニングセンター

【説明者】

中森 康弘 氏 (JOC強化部部長)

原田 茉依 氏 (JOC強化部 強化第二課)

【視察内容】



2008年に設置されたNTC屋内トレーニングセンターには10競技の施設が存在し、各競技の対応はもちろん、子育て世代応援のための託児室も設置している。

競技別の専用練習場である「屋内トレーニングセンター」「陸上トレーニング場」「屋内テニスコート」及び宿泊施設の「アスリート・ヴィレッジ」から構成され、競技者が同一拠点

において集中的・継続的に強化活動を行うことが可能になった。

冬季競技、海洋・水辺系競技等については、日本各地の専用施設が「ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点」に指定され、ナショナルレベルのトレーニング施設の充実とネットワークの構築が図られることとなっている。

当然のことながら、利用対象は基本的にJOCの強化指定選手及び各中央競技団体の推薦を受けた強化選手に限られる。

北京五輪では成果が出なかったものの、ロンドン五輪では38個のメダル、リオ五輪では41個のメダルと史上最高更新し、さらに41個のうち40個はNTC出身の選手が獲得するという結果を残している。東京五輪では30個の金メダルを目標としているので、戦略的に物事を進めていきたい。体操の内村選手や卓球の張本選手は、この施設を利用している。



また、できる限り本番と同じ状態で臨めるような環境、競技道具を用意している。ここから東京の会場に直接選手が入れるように警備体制も理解いただいたそうだ(警察関係者に)。

アスリートビレッジには448室を備えており、競技団体の要望に合わせた部屋を割り

当てている。とにかく、2020に夢を見せていきたい。特に、こどもたちに。そのような担当者の強いメッセージが私たちに伝わった。

その後、体操・バレーボール・柔道等の施設や、選手たちの宿泊施設や食堂の様子を視察し、概要把握を終えた。(撮影に関しては非公開のため、報告からは割愛する)

【質疑応答】

■ Q 1

高木美保選手が要望していた冬季五輪用のトレセンがほしい件に対する見解は。

■ A 1

作っていただけるならありがたい。関係者で相談が必要である。

■ Q 2

外国人コーチはたくさんいるのか。

■ A 2

ここにはナショナルコーチが来る。また、専任コーチとしてJOCが雇っているスタッフが常駐している。

参考資料

スポーツ振興に関する申し入れ

兵庫県議会スポーツ振興議員連盟

スポーツ振興に関する申し入れ

2020年東京オリンピック・パラリンピックやワールドマスタースゲームズ2021 関西等の開催を見据え、スポーツを通じて人生を豊かにする「スポーツ・フォー・ライフ」の理念を具体化する環境整備を進めるため、国におかれては、下記のとおり措置の実施を求める。

記

- 1 「ワールドマスタースゲームズ2021 関西」開催への支援
 - (1) ワールドマスタースゲームズ2021 関西を生涯スポーツの振興を図る国家的なプロジェクトと位置づけ、スポーツ振興くじによる大会運営費への支援をはじめ、大会協賛全国自治宝くじや寄付金付き記念切手の発行など、準備段階も含めた財政支援を行うこと。
 - (2) ラグビーワールドカップ2019、2020年東京オリンピック・パラリンピックとの一体的な広報活動の展開など、国内外での本大会の機運醸成に向けた取組を支援すること。
 - (3) 大会運営のノウハウを共有するための人的交流や競技用具、システムの有効活用、ボランティアの育成など、3大会に共通する取組について、一体的な支援を行うこと。

2 教員の負担軽減にも資する部活動への支援の充実

- (1) 部活動の指導に負担を感じる教員が多数いることから、部活動指導員の派遣や養成等に対する支援制度を充実すること。

平成30年5月23日

スポーツ庁長官 鈴木 大地 様

兵庫県議会スポーツ振興議員連盟

会 長 山 本 敏 信





**部活動指導員の制度化
(H29.4.1施行)**

**学校教育法施行規則
第七十八條の二**

部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(中学校の教育課程として行われるものを除く。)に係る技術的な指導に従事する。

※ 義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については準用規定。

任用に当たっての体制整備

規則等の策定

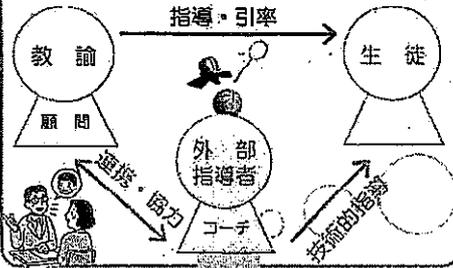
学校設置者は、身分、任用、職務、災害補償、服務等に関する事項等必要な事項を定め、部活動指導員に関する規則等を策定。

研修の実施

学校設置者及び学校は、部活動指導員に対し、部活動の位置付けと教育的意義等について、事前に研修を行うほか、その後も定期的に研修を行う。

外部指導者の活用(従来)

外部指導者は、顧問の教諭等と連携・協力しながら部活動のコーチ等として技術的な指導を行う。



部活動指導員の任用

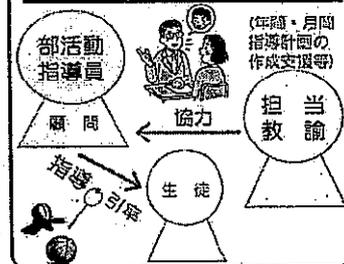
<職務>

実技指導、安全・障害予防に関する知識・技能の指導、学校外での活動(大会・練習試合等)の引率*、用具・施設の点検・管理、部活動の管理運営(会計管理等)、保護者等への連絡、年間・月間指導計画の作成、生徒指導に係る対応、事故が発生した場合の現場対応等

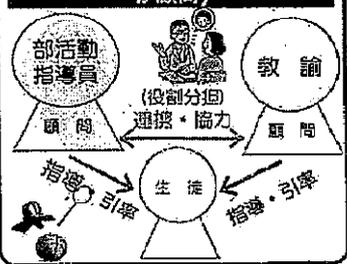
* 大会の主催者である中体連や高体連等において、関係規定の改正等を行う必要があるため、本省令の施行通知に合わせて、適切な対応について協力を依頼。

部活動指導員は、部活動の顧問として技術的な指導を行うとともに、担当教諭等と日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報交換を行う等の連携を十分に図る。

ケース1 (部活動指導員が顧問)



ケース2 (部活動指導員及び教諭が顧問)



部活動指導員の概要

○ 学校教育法施行規則を改正し、部活動の技術的な指導や大会への引率等を行うことを職務とする部活動指導員を制度化(平成29年4月1日施行)。

学校教育法施行規則(抜粋)

第七十八條の二 部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(中学校の教育課程として行われるものを除く。)に係る技術的な指導に従事する。

※ 義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については準用規定。

部活動指導員の職務

- (1) 部活動指導員は、学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(学校の教育課程として行われるものを除く。)である部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事する。
- (2) 部活動指導員の職務は、部活動に係る以下のものが考えられる。
 - 実技指導
 - 学校外での活動(大会・練習試合等)の引率* 等

* 部活動指導員が単独で引率できるようにするためには、大会の主催者である中体連や高体連等において、関係規定の改正等を行う必要があるため、本省令の施行通知に合わせて、適切な対応について協力を依頼。
- (3) 学校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

学校設置者等による体制整備

規則等の整備

- 学校の設置者は、部活動指導員に係る規則等を整備する。
- 当該規則等には、部活動指導員の身分、任用、職務、勤務形態、報酬及び費用弁償、災害補償、服務及び解職に関する必要な事項を定める。

研修の実施

- 学校の設置者及び学校は、部活動指導員に対し、事前に研修を行うほか、その後も定期的に研修を行う。
- 研修は、部活動が学校教育の一環であることなど部活動の位置付けと教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、生徒の人格を傷つける言動や体罰の禁止等について、十分に理解させるものとする。

多彩な人材の参画による学校の教育力向上 ～補習等のための指導員等派遣事業～

平成30年度予算額:48億円 対前年度+2億円

多彩な人材がサポートスタッフとして学校の教育活動に参画する取組を支援
公立学校の教育活動として実施する下記のような取組を行うサポートスタッフ(非常勤)の配置に要する費用の1/3以内を補助

学力向上を目的とした学校教育活動支援

平成30年度予算額:31億円<7,700人>

児童生徒一人一人にあったきめ細かな対応を実現するため、教員に加えて学校教育活動を支援する人材の配置を支援。

【当該分野に知見のある人材】(退職教職員や教員志望の大学生など)

<h4>児童生徒の学習サポート</h4> <ul style="list-style-type: none"> 補習や発展的な学習への対応 外国人児童生徒等の学力向上への取組 	<h4>学校生活適応への支援</h4> <ul style="list-style-type: none"> 不登校・中途退学への対応 いじめへの対応
<h4>進路指導・キャリア教育</h4> <ul style="list-style-type: none"> キャリア教育支援 就職支援 	<h4>その他(教員の指導力向上等)</h4> <ul style="list-style-type: none"> 校長経験者による若手教員への授業指導 子供の体験活動の実施への支援

(実施主体)都道府県・指定都市(補助割合)国1/3、都道府県・指定都市2/3

スクールサポートスタッフの配置

平成30年度予算額:12億円<3,000人>

教員がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備し、教員の負担軽減を図るため、学習プリント等の印刷などを教員に代わって行うサポートスタッフの配置を支援。

【地域の人材】(卒業生の保護者など)

※教員の負担軽減を図るための事業として実施。各自治体において明確な成果目標を設定し、効果の検証を含めて実施するものに対し、補助を行う。(実施主体)都道府県・指定都市(補助割合)国1/3、都道府県・指定都市2/3

中学校における部活動指導員の配置

平成30年度予算額:5億円<4,500人>

適切な練習時間や休業日の設定など部活動の適正化を進めている教育委員会を対象※1に部活動指導員※2の配置を支援。

【指導する部活動に係る専門的な知識・技能を有する人材】

※1「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(仮称)」を遵守するとともに、教員の負担軽減の状況を適切に把握するなど、一定の要件を満たす学校設置者に対して、支援を行う。
※2 学校教育法施行規則第78条の2に該当する者
(実施主体)学校設置者(主に市町村)
(補助割合)国1/3、都道府県1/3、市町村1/3(指定都市:国1/3、指定都市2/3)

「チーム学校」の理念を踏まえ、教員と多様な人材の連携により、学校教育活動の充実と「働き方改革」を実現

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン【概要】

平成30年3月 スポーツ庁

- 少子化の進展等の中、運動部活動を持続可能なものとするため、速やかに技術的な改革に取り組む。
- 生徒に馴染みやすいスポーツ環境を構築する観点に立ち、知・徳・体の「生きる力」を育み、バランスのとれた心身の成長と学校生活等を重視し、地域・学校等に合わせた多様な運営形態での実施を目指す。
- 義務教育の中学校を主な対象とし、高等学校も原則適用(多様な教育が行われている点に留意)。

- 適切な運営のための体制整備
 - 運動部活動の方針の策定等
 - 都道府県は「運動部活動の在り方に関する方針」を、学校の設置者は「設置する学校に係る運動部活動の方針」を、校長は、毎年度の「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定。
 - 運動部顧問は、年間及び毎月の活動計画並びに活動実績を作成。校長は、活動方針とともに公表。
 - 指導・運営に係る体制の構築
 - 校長は、学校全体の適切な業務分掌等に留意して、運動部活動の適切な指導と適宜な管理体制を構築し、適正な数の運動部を配置。また、各運動部の活動内容を把握の上、適宜、指導・是正。
 - 学校の設置者は、部活動指導員を積極的に任用・配置。運動部顧問及び管理職対象の研修を実施。
 - 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組
 - 校長及び運動部顧問は、「運動部活動での指導のガイドライン(平成25年5月文部科学省)」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止、体調等の根拠を徹底(学校の設置者等は、支援及び指導・是正)。
 - 中央競技団体は、運動部活動での効率的・効果的な科学的トレーニングの指導マニュアルを作成・公開。
 - 運動部顧問は、指導マニュアルを活用し、体験を適切に取りつつ、短時間で効果が見られる指導を実施。
 - 適切な休業日等の設定
 - シュニア期のスポーツ活動時間に関する医・科学的観点も踏まえ、以下を基準とする。
 - ・ 学期中休当り2日以上の休業日(平日1日、土日1日以上)
 - ・ 長期休業中(春・夏・冬)に準じた扱いを行うとともに、長期休養(オフシーズン)を設ける。
 - ・ 1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度。(右へ続く)
- (3の続き)
 - 都道府県、学校の設置者及び校長は、基準を踏まえた休業日・活動時間等を設定し、運用を徹底。
 - 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備
 - 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置
 - 校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動ができる運動部を設置(季節ごとに異なるスポーツを行う活動、レクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等)。
 - 地方公共団体は、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれないよう、合同部活動等の取組を推進。
 - 地域との連携等
 - 地方公共団体等は、学校や地域の要請に応じ、スポーツ団体、保護者及び民間事業者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した地域のスポーツ環境を整備、社会教育活動への学校体育施設開放を推進。
 - スポーツ団体は、地方公共団体等と連携し、学校と地域が協働・融合した地域のスポーツ環境の充実を推進。また、部活動指導員の任用・配置及びスポーツ指導者の質の向上に関する取組に協力。
- 学校単位で参加する大会等の見直し
 - 日本中学校体育連盟は、主催大会の参加資格や運営の在り方等を速やかに見直し。
 - 都道府県中学校体育連盟及び学校の設置者は、学校が参加する大会の全体像を把握した上で、大会数の上限の目安等を策定。校長は、各運動部が参加する大会等を精選。
- 終わりは、
- 地方公共団体は、長期的に、学校単位の運動部活動に代わりうる生徒のスポーツ活動の機会の確保・充実策に係る検討が必要。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(平成30年6月分)
(会派名 維新の会)
(議員名 関口正人)

整理番号	使途項目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	

4	自動車リース代	案分率	50%
		それ以外の案分	

案分の説明
政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。

案分率

通常貯金 (兼お借入明細)				4	1188181111
年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)	
-01					
-02					
-03					
-04					
-05	30-06-18	(トヨタファイナンス)	自私	56,160	
-06					
-07					
-08					
-09					
-10					
-11					
-12					

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(平成30年6月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理 番号	使 途 項 目																																		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ <u>人件費</u>																																		
5	案分率	50%																																	
	それ以外の案分 案分の説明 政務活動及びそれ 以外の議員活動の ため、共通案分率 50%を適用した。	案分率																																	
ご 利 用 明 細 票																																			
<table border="1"><thead><tr><th>お取扱日</th><th>店 番</th><th>お取引内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>30-06-27</td><td></td><td>カード送金</td></tr><tr><td>記 号</td><td></td><td>番 号</td></tr><tr><td colspan="3">[Redacted]</td></tr><tr><th>取扱番号</th><th colspan="2">お取引金額</th></tr><tr><td>N339</td><td colspan="2">*96,400</td></tr><tr><td></td><td colspan="2">残 高</td></tr><tr><td colspan="3">[Redacted]</td></tr><tr><td colspan="3">送金料金 *432円</td></tr><tr><td colspan="3">振込予定日 30-06-28</td></tr><tr><td colspan="3">セキグチ マサヒト</td></tr></tbody></table>			お取扱日	店 番	お取引内容	30-06-27		カード送金	記 号		番 号	[Redacted]			取扱番号	お取引金額		N339	*96,400			残 高		[Redacted]			送金料金 *432円			振込予定日 30-06-28			セキグチ マサヒト		
お取扱日	店 番	お取引内容																																	
30-06-27		カード送金																																	
記 号		番 号																																	
[Redacted]																																			
取扱番号	お取引金額																																		
N339	*96,400																																		
	残 高																																		
[Redacted]																																			
送金料金 *432円																																			
振込予定日 30-06-28																																			
セキグチ マサヒト																																			
ご利用いただきましてありがとうございました。																																			
— ゆ う ち よ 銀 行 —																																			

領収書等添付様式【共通】

(平成30年7月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理番号	使 途 項 目	
	1	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
	共通案分率	25%
	それ以外の案分 案分の説明 政務活動、それ以外の議員活動、及び、私的活動で利用するため、共通案分率25%を適用した。	
	案分率	



領 収 証

2018年07月分

神戸新聞

No. 3-90-0035-401

けやき台2-54-1

関口 正人 様

銘 柄	部	金 額
三田版セット	1	4,037
合 計		¥ 4,037

お知らせ

フリーダイヤル
0120-11-6467

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

神戸新聞北摂NT営業所

〒669-1624

三田市八景町1-488-1

TEL: 079-562-6467

FAX: 079-562-6497



領収書等添付様式【共通】

(平成30年7月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理番号	使 途 項 目	
	2	調査研究費・研修費・会費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
	案分率	50%
	それ以外の案分 案分の説明 政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。	

343-1402-1

関口 正人 様

請 求 書

締切日 2018年06月20日

領収日 2018年07月06日

伊丹産業株式会社



1ページ

下記の通り領収書申し上げます。

前回請求額	入金金額	その他	繰越金額	前累計合計	今回請求金額
17310	17310			29276	29276
ハイオク	レギュラー	車油	灯油	□座振替のお知らせ 休日の場合は 振替日 07月06日 翌営業日と なります。	
	197.80				

締切日以後の入金は含まれていないので行き違いの際は悪しからずご了承ください。

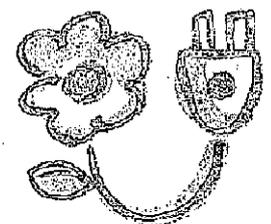
月日	商 品 名	車番	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)
06 06	入金 (自動振替)				17310
05 21	レギュラー	0001	5004	1480	7406
05 28	レギュラー	0001	2895	1480	4285
06 03	レギュラー	0001	2770	1480	4100
06 08	レギュラー	0001	3029	1480	4483
06 14	レギュラー	0001	3018	1480	4467
06 20	レギュラー	0001	3064	1480	4535
			##合計##		29276
			(内消費税)		2169

従量電灯A

関電

よりも

お安く



伊丹産業のでんき

詳しくは裏面を開いてご覧ください

※「伊丹米」は、伊丹産業株式会社の保証する、お米の登録商標です。

領収書等添付様式【共通】

(平成30年7月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理番号	使途項目																																																																										
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費																																																																										
3	自動車リース代				案分率	50%																																																																					
					それ以外の案分 案分の説明 政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。																																																																						
案分率																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>取扱店</th> <th>お預り金額</th> <th>お支払金額</th> <th>現在高(貸付高)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18/30-07-17</td> <td></td> <td>(トヨタファイナンス)</td> <td>自払 56,160</td> <td></td> </tr> <tr><td>13/</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>14/</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>15/</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>16/</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>17/</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>18/</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>19/</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>20/</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>21/</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>22/</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>23/</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>24/</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>						年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)	18/30-07-17		(トヨタファイナンス)	自払 56,160		13/					14/					15/					16/					17/					18/					19/					20/					21/					22/					23/					24/				
年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)																																																																							
18/30-07-17		(トヨタファイナンス)	自払 56,160																																																																								
13/																																																																											
14/																																																																											
15/																																																																											
16/																																																																											
17/																																																																											
18/																																																																											
19/																																																																											
20/																																																																											
21/																																																																											
22/																																																																											
23/																																																																											
24/																																																																											
<p>○ 現在高(貸付高)の金額に-(マイナス)がある場合は貸付高を表します。</p> <p>○ 通帳をATM(現金自動預払機)に挿入するときは、矢印の方向に挿入してください。</p>																																																																											

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(平成30年7月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理番号	用途項目							
	4	調査研究費・研修費・会議費 広報広聴費 要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	<table border="1"> <tr> <td>案分率</td> <td>97%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td>政務活動のため発行したが、面積比を元に案分率97%を適用した。</td> </tr> </table>	案分率	97%	それ以外の案分		案分の説明
案分率	97%							
それ以外の案分								
案分の説明	政務活動のため発行したが、面積比を元に案分率97%を適用した。							

- 振込金（兼振込手数料）受取書
 預金払戻請求書による振込受付書（兼振込手数料受取書）

お振込日 和暦 300720 (年 月 日) (受付日 20 年 7 月 20 日)

お振込先	信銀信労農その ○ ○ ○ ○ ○ ○ 金 行 組 金 協 他	支店
預金種目	普通 当座 貯蓄 その他 ○ ○ ○ ○ ○ 通 座 蓄 他	口座番号
金額	十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 円	0, 0, 0, 0, 0, 5, 9, 5, 5, 8, 2

お受取人

セイ ヤシキ " ショト " ウツシ
メイ " モトエツロウ " " " " " " "

おなまえ 陽ギン堂 藤本悦郎 様
おとこ

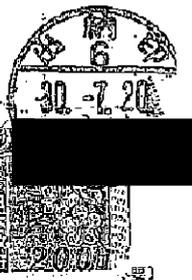
セイ セキケ " キ " " " " " " "
メイ マサヒト " " " " " " " "

おなまえ 関口 正人 様
おとこ (おでんわ 099 - 565 - 5611)
三田市 吹拾 3-54-1

振込手数料 (消費税含む) 0, 864

【ご注意】
 ○振込先金融機関へは、受取人名のほか預金種目・口座番号を通知します。
 ○振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のためお振込が遅延または入金できないことがあります。
 ○通信機器・回線の障害など、やむを得ない事由によってお振込が遅延することもありますのでご了承ください。
 ○記載された個人情報は、当該事務手続きのためにのみ利用し、それ以外の目的では利用いたしません。

毎度ありがとうございます。
 全国どこへでもお振込ができる当金庫の窓口を今後ともご利用ください。



中兵庫信用金庫

御 請 求 書

No.

発行日
平成30年7月14日

関口正人 様

ペンギン堂
〒669-2341
兵庫県篠山市郡家241
代表 藤本悦郎
TEL079-552-2080
FAX079-552-1517



下記の通り御請求申し上げます

御請求金額(税込み)

¥595,582



品名	規格	単価	数量	金額	摘要
関口レポート No.74 ⁵	A3	8.4	45850 枚	385140	色上質中厚
ホームページ資料		5000	1	5000	
新聞折込代(三田市全域)	A3	4.5	35850 枚	161325	2つ折り
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
合計				¥551,465	
消費税				¥44,117	
総計				¥595,582	

備 考

御入金専用口座
口座名義人 ペンギン堂 藤本悦郎
口座番号 XXXXXXXXXX

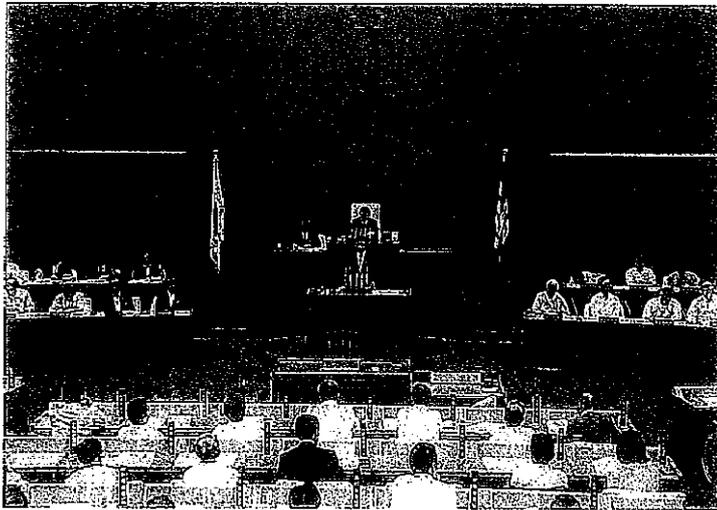
(添付様式7)

活動報告書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名	関口 正人
-----	-------

活動名	県政報告紙(関口正人レポート75号)の発行			
活動概要	<p>○発行日 平成30年7月14日(土)</p> <p>○発行部数 45,850 部</p> <p>○対象者 兵庫県民</p> <p>○配付方法 個別配付(手配り、及び、ポスティング)10,000 枚 新聞折込 35,850 枚</p> <p>○内容 スポーツ振興議員連盟の調査について、 兵庫県の公文書管理について</p> <p>★案分率: 政務活動の記事が全体の 97%を占めるため、按分率 97%を適用する。</p>			
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	内容
	関口レポート No.75、ホームページ資料、及び、新聞折込代	577,714	07-4	ペンギン堂 印刷@8.4円×45,850枚=385,140円 ホームページ資料 5,000円 新聞折込代@4.5円×35,850枚=161,325円
	合計	577,714		
備考	*添付書類:県政報告「関口正人レポート75号」			



暑い夏を迎えましたが、市民の皆様におかれましてはお変わりございませんでしょうか。

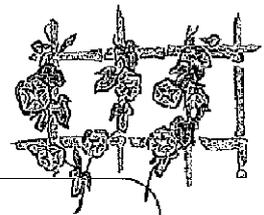
さて、私、**せきぐち正人**は、兵庫県議会議員となりまして、任期最終の年にあたる4年目を迎えました。本年度は兵庫県議会において、1期目の議員としてはまれなことだと思いますが、この1年間、農政環境常任委員長を務めさせていただくことになりました。

総務、建設、健康福祉、文教、産業労働、警察を含め、兵庫県議会に7つ設置されている常任委員会の1つで、農政環境の分野におきまして、各委員会に付託された議案を審議する常任委員会をとりまとめることとなりますが、農村、市街地、ニュータウンからなる三田市におきましても、農業、環境分野とも非常に重要な分野であり、この1年間、委員長としての立場を最大限に活かしながら、精一杯取り組んでまいり所存です。

さて、兵庫県議会では、会派を超えてさまざまな議員連盟があり、私も幾つかの議員連盟に属していますが、その1つであるスポーツ推進議員連盟の1人として、スポーツ振興に関する調査のため、スポーツ庁、東京都をはじめ、トップアスリートが日々トレーニングに励んでいる国立スポーツ科学センター、ナショナルトレーニングセンターを視察してまいりました。本レポートにて、概要をお伝えさせていただきましたので、ご一読頂ければ幸いです。

また、本レポートでは、私が議員として取り組んでまいりました、兵庫県における公文書管理についても改めてご報告させていただきました。県において公文書管理条例を定めるべきと議会において何度も質問し、その都度県は必要ないという回答を変えていませんでしたが、検討していく動きもあり、このテーマについても今後とも取り組んでまいります。

私**せきぐち正人**は、県議会議員として、今までと変わらず、「住んで良かった、子供達が住み続けたい三田」を目指し、市民の皆様との接点を多く持ち、皆様のご意見を最大限に反映させた議員活動が行えるよう、また、市民の皆様と県政のパイプ役となりますよう、引き続き、積極的に発言・行動し、県政への能動的な働きかけを続けてまいりますので、皆様のかかわりぬご支援をどうぞよろしくお願い申し上げます。末筆ながら、市民の皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。



2018年度の私の主な役職は以下の通りとなりました。

- | | |
|-------------------|---------------|
| ○農政環境常任委員会委員長 | ○兵庫県都市計画審議会委員 |
| ○兵庫維新の会 選挙対策委員長代行 | ○三田市文化協会常任理事 |
| ○維新の会県議団 政務調査副会長 | ○三田市国際交流協会理事 |

領収書等添付様式【共通】

(平成30年7月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理 番号	使 途 項 目																					
5	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費																					
		<table border="1"> <tr> <td>案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">それ以外の案分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">案分の説明</td> </tr> <tr> <td colspan="2">政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。</td> </tr> </table>	案分率	50%	それ以外の案分		案分の説明		政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。													
案分率	50%																					
それ以外の案分																						
案分の説明																						
政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。																						
	<div data-bbox="475 898 922 949" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> なかしんのカードご利用明細 </div> <p data-bbox="491 954 895 1021">毎度ご利用いただきありがとうございます。 ただいまのご利用明細は下記のとおりでございます。 どうぞお確かめ下さい。</p> <div data-bbox="475 1032 922 1344" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">お取引日</td> <td style="width: 50%;">取引金額(店名・得意通番)</td> </tr> <tr> <td>30年07月23日</td> <td>XXXXXXXXXX</td> </tr> <tr> <td>お取引店</td> <td>全国産番</td> </tr> <tr> <td>XXXXXXXXXX</td> <td>XXXXXXXXXX</td> </tr> <tr> <td>お取引金額(お振込時)</td> <td>お取引金額</td> </tr> <tr> <td>0020000000000000</td> <td>¥18,468*</td> </tr> <tr> <td>お取引内容</td> <td>お取引種別</td> </tr> <tr> <td>お振込</td> <td>XXXXXXXXXX</td> </tr> <tr> <td>手数料 ¥432</td> <td>お振込</td> </tr> <tr> <td>合計 ¥18,846</td> <td>お振り ¥100</td> </tr> </table> </div> <p data-bbox="475 1400 895 1435">勤) センソリコ コウヘイキョウツヨ様</p> <p data-bbox="475 1462 676 1498">記キクチマサヒト様</p> <p data-bbox="627 1491 904 1527">TEL079-565-5611</p> <p data-bbox="679 1525 873 1559">07月24日扱い</p> <p data-bbox="646 1554 869 1617">ご利用ありがとうございました。</p> <div data-bbox="475 1532 608 1646" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> ***** 印紙税未納 領収書印 税務署承認済 </div> <div data-bbox="627 1626 783 1653" style="text-align: center;">  中納信用金庫 </div>		お取引日	取引金額(店名・得意通番)	30年07月23日	XXXXXXXXXX	お取引店	全国産番	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	お取引金額(お振込時)	お取引金額	0020000000000000	¥18,468*	お取引内容	お取引種別	お振込	XXXXXXXXXX	手数料 ¥432	お振込	合計 ¥18,846	お振り ¥100
お取引日	取引金額(店名・得意通番)																					
30年07月23日	XXXXXXXXXX																					
お取引店	全国産番																					
XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX																					
お取引金額(お振込時)	お取引金額																					
0020000000000000	¥18,468*																					
お取引内容	お取引種別																					
お振込	XXXXXXXXXX																					
手数料 ¥432	お振込																					
合計 ¥18,846	お振り ¥100																					

請求書



No. F18070007118

関口正人 様
 お客様コードNO. 21002022215
 〒 669-1321
 兵庫県三田市けやき台3丁目54-1

2018年07月18日



株式会社ゼン
 神戸営業所
 〒651-0087
 兵庫県神戸市中央区御幸通4-2-20 三宮中央ビル1F
 TEL 078-252-3223
 FAX 078-252-1633
 所長 [Redacted]

TEL: 0795655611

下記のとおりご請求申し上げます。

お支払い方法	集金・振込
お支払い予定日	年 月 日

注文書番号 _____
 納品書番号 _____
 納品日付 _____ 検収日付 _____

振込先銀行 [Redacted]
 お振込みの際の手数料はご負担願います。

合計金額 **¥18,468-** (消費税等込み)

商品名	種別	単価	数量	金額
三田市 201712 [28219010Y]		17,100	1	17,100
小計				17,100

御買上金額	消費税	御買上合計金額	御入金額	御請求額
17,100	1,368	18,468	0	18,468

【備考】

本伝票に記載されましたお客様の個人情報、アフターサービス、各種キャンペーンのご案内のために利用させていただきます。

領収書等添付様式【共通】

(平成30年7月分)
(会派名 維新の会)
(議員名 関口正人)

整理 番号	使 途 項 目																																		
6	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ <u>人件費</u>																																		
		<table border="1"> <tr> <td>案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">それ以外の案分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">案分の説明</td> </tr> <tr> <td colspan="2">政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。</td> </tr> </table>	案分率	50%	それ以外の案分		案分の説明		政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。																										
案分率	50%																																		
それ以外の案分																																			
案分の説明																																			
政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。																																			
<h3>ご利用明細票</h3>																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>お取扱日</th> <th>店 番</th> <th>お取引内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30-07-25</td> <td>████████</td> <td>カード送金</td> </tr> <tr> <td>記 号</td> <td></td> <td>番 号</td> </tr> <tr> <td colspan="3">████████████████████</td> </tr> <tr> <th>取扱番号</th> <th colspan="2">お取引金額</th> </tr> <tr> <td>N282</td> <td colspan="2">*96,400</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">残 高</td> </tr> <tr> <td colspan="3">████████████████████</td> </tr> <tr> <td colspan="3">送金料金 *432円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">振込予定日 30-07-25</td> </tr> <tr> <td colspan="3">セキクヂ マサヒト</td> </tr> </tbody> </table>			お取扱日	店 番	お取引内容	30-07-25	████████	カード送金	記 号		番 号	████████████████████			取扱番号	お取引金額		N282	*96,400			残 高		████████████████████			送金料金 *432円			振込予定日 30-07-25			セキクヂ マサヒト		
お取扱日	店 番	お取引内容																																	
30-07-25	████████	カード送金																																	
記 号		番 号																																	
████████████████████																																			
取扱番号	お取引金額																																		
N282	*96,400																																		
	残 高																																		
████████████████████																																			
送金料金 *432円																																			
振込予定日 30-07-25																																			
セキクヂ マサヒト																																			
ご利用いただきましてありがとうございました。																																			
<p>—— ゆうちょ銀行 ——</p>																																			

案分率

(添付様式 9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書								
7月分		氏名						
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	日	9:00	12:00		3:00			
2	月	9:00	11:00		2:00			
3	火	9:00	12:00		3:00			
4	水							
5	木	15:00	17:00		2:00			
6	金							
7	土	13:00	16:00		3:00			
8	日	16:00	20:00		4:00			
9	月	14:00	16:00		2:00			
10	火							
11	水							
12	木							
13	金							
14	土							
15	日							
16	月							
17	火							
18	水							
19	木							
20	金							
21	土							
22	日	21:00	22:00		1:00			
23	月	9:00	11:00		2:00			
24	火							
25	水							
26	木							
27	金							
28	土							
29	日	14:00	17:00		3:00			
30	月							
31	火							
計					(A) 25:00			

上記のとおり勤務したことを証明します。 関口正人 

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [時間 分] × 単価 [円] = 円(B)

①' 月額の場合 支給額 = 100,000 円(B)

② 時間外勤務手当等 支給額 = 0 円(C)

③ 総支給額 (B) + (C) = 100,000 円(D)

【実支給額(総支給額 - 諸控除額)の計算】

(D) - [3,600円] (所得税・住民税・保険料本人負担額) = 96,400 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。
平成30年7月 31日

金 96,400 円(E) 氏名 

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与 総支給額(D) [100,000円] × 案分率[50%] = 50,000 円(F)

○ 保険料等雇用主負担額 総額 [円] × 案分率 [%] = 円(G)

○ 政務活動費充当額の計 (F) + (G) = 50,000 円

(添付様式 8)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所		
下記の条件で契約します		
雇用期間	平成30年7月1日から 平成31年5月31日まで	
雇用形態	正規職員 ・ <u>パートタイム</u> ・ その他	
就業場所	三田市けやき台3丁目54番1号 関口正人議員事務所、及び、自宅	
仕事内容	政務活動に係る補助 ・ 及び 関係書類の作成 その他議員活動に係る補助	
就業時間	月25時間以内	
休 日	週1日以上	
給与 (賃金)	月額100,000円	
給与支払	毎月分を毎月末までに支払	
給与振込先		
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
平成30年7月1日		
雇 用 者	兵庫県議会議員 関口正人	
被雇用者		

領収書等添付様式【共通】

(平成30年7月分)
(会派名 維新の会)
(議員名 関口正人)

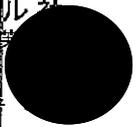
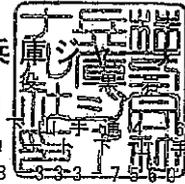
整理 番号	使 途 項 目																																										
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費																																										
7	案分率	100%																																									
	それ以外の案分 案分の説明 政務活動のため、案分率100%を適用した。																																										
なかしのカードご利用明細 毎度ご利用いただきありがとうございます。 ただいまのご利用明細は下記のとおりでございます。 どうぞお確かめ下さい。																																											
<table border="1"> <tr> <td>お 取 扱 日</td> <td>取扱金庫・店番・機番通番</td> </tr> <tr> <td>30-07-31</td> <td>[REDACTED]</td> </tr> <tr> <td>お 取 引 店</td> <td>口座番号</td> </tr> <tr> <td>[REDACTED]</td> <td>[REDACTED]</td> </tr> <tr> <td>お取引金額</td> <td>お取引金額</td> </tr> <tr> <td>001000000000</td> <td>¥8,640*</td> </tr> <tr> <td>お取引内容</td> <td>お取引後残高</td> </tr> <tr> <td>[REDACTED]</td> <td>[REDACTED]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">お振込</td> </tr> <tr> <td>手数料 ¥432</td> <td>ペーシ 郵便 ¥122</td> </tr> <tr> <td>時刻 15:47</td> <td>おつり ¥1,050</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[REDACTED]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">勤) ヒョウコ"ツ"キヤナルツヤ様</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[REDACTED]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">地キク"チマサヒト様</td> </tr> <tr> <td colspan="2">TEL079-565-5611</td> </tr> <tr> <td colspan="2">08月01日扱い</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ご利用ありがとうございました。</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr><td>印紙税納済</td></tr> <tr><td>付戻金納済</td></tr> <tr><td>税務署承認済</td></tr> </table> </td> <td>  中兵庫信用金庫 </td> </tr> </table>			お 取 扱 日	取扱金庫・店番・機番通番	30-07-31	[REDACTED]	お 取 引 店	口座番号	[REDACTED]	[REDACTED]	お取引金額	お取引金額	001000000000	¥8,640*	お取引内容	お取引後残高	[REDACTED]	[REDACTED]	お振込		手数料 ¥432	ペーシ 郵便 ¥122	時刻 15:47	おつり ¥1,050	[REDACTED]		勤) ヒョウコ"ツ"キヤナルツヤ様		[REDACTED]		地キク"チマサヒト様		TEL079-565-5611		08月01日扱い		ご利用ありがとうございました。		<table border="1"> <tr><td>印紙税納済</td></tr> <tr><td>付戻金納済</td></tr> <tr><td>税務署承認済</td></tr> </table>	印紙税納済	付戻金納済	税務署承認済	 中兵庫信用金庫
お 取 扱 日	取扱金庫・店番・機番通番																																										
30-07-31	[REDACTED]																																										
お 取 引 店	口座番号																																										
[REDACTED]	[REDACTED]																																										
お取引金額	お取引金額																																										
001000000000	¥8,640*																																										
お取引内容	お取引後残高																																										
[REDACTED]	[REDACTED]																																										
お振込																																											
手数料 ¥432	ペーシ 郵便 ¥122																																										
時刻 15:47	おつり ¥1,050																																										
[REDACTED]																																											
勤) ヒョウコ"ツ"キヤナルツヤ様																																											
[REDACTED]																																											
地キク"チマサヒト様																																											
TEL079-565-5611																																											
08月01日扱い																																											
ご利用ありがとうございました。																																											
<table border="1"> <tr><td>印紙税納済</td></tr> <tr><td>付戻金納済</td></tr> <tr><td>税務署承認済</td></tr> </table>	印紙税納済	付戻金納済	税務署承認済	 中兵庫信用金庫																																							
印紙税納済																																											
付戻金納済																																											
税務署承認済																																											

請 求 書

日付		
2018/07/30		

兵庫県会議員 関口 正人 様

株式会社 兵庫清野印刷
 代表取締役
 〒650-0011
 神戸市中央区
 フアインコ
 TEL: 078-333-7563
 FAX: 078-333-7563



(銀行振込) [REDACTED]
 (郵便振替) 01180-4-43190

お客様コードNO.

検印			
----	--	--	--

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

品番・品名	数量	単位	単価	金額(税抜)	消費税額		
兵庫県政便覧 2018年版	1	冊	7,500	7,500	600		
送料				500	40		
摘要	合計	税抜	8,000	税額	640	総額	¥8,640-

領収書等添付様式【共通】

(平成30年8月分)
 (会派名 維新の会)
 (議員名 関口正人)

整理番号	使 途 項 目	
	1	(調査研究費) 研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
	案分率	50%
	それ以外の案分 案分の説明 政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。	

343-1402-1
 関口 正人 様

請 求 書

締切日 2018年07月20日
 振替日 2018年08月06日



「伊丹産業のでんき」は、
 電気料金を

7月検分より
 値下げしました

詳しくは裏面を開いてご覧下さい。

下記の通り御請求申し上げます。

前回御請求額	御入金額	その他	繰越金額	御買上合計	今回御請求金額
29276	29276			20989	20989
ハイオク	レギュラー	軽油	灯油	口座振替のお知らせ 振替日 08月06日	
	141.82				

締切日以後の御入金が含まれていないので行き違いの節は悪しからずご了承願います。

月日	商 品 名	車番	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)
07/06	入金 (自動振替)				29276
06/29	レギュラー	0001	3059	1480	4527
07/05	レギュラー	0001	3979	1480	5889
07/19	レギュラー	0001	4059	1480	6007
07/20	レギュラー	0001	3085	1480	4566
			##合計##		20989
			(内消費税)		1554

電 気 料 金
 値 下 げ



※「伊丹米」は、伊丹産業株式会社の保証する、お米の登録商標です。

領収書等添付様式【共通】

(平成30年8月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理 番号	使 途 項 目	
	2	<p>調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費</p> <p>自動車リース代</p>
	案分率	50%
	<p>それ以外の案分</p> <p>案分の説明</p> <p>政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。</p>	
	案分率	

年月日	取扱店	お 預 り 金 額	お 支 払 金 額	現在高(貸付高)
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21	30-08-17	(トヨタファイナ)	自払 56,160	
22				
23				
24				

○ 現在高(貸付高)の金額に-(マイナス)がある場合は貸付高を表します。

△ ○ 通帳をATM(現金自動預払機)に挿入するときは、矢印の方向に挿入してください。

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(平成30年8月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理 番号	使 途 項 目																												
	3	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ 人件費																											
	案分率	50%																											
	それ以外の案分 案分の説明 政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。																												
	案分率																												
<h3>ご利用明細票</h3> <table border="1"> <thead> <tr> <th>お取扱日</th> <th>店番</th> <th>お取引内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30-08-28</td> <td>██████</td> <td>カード送金</td> </tr> <tr> <td>記号</td> <td>番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">████████████████████</td> </tr> <tr> <th>取扱番号</th> <th colspan="2">お取引金額</th> </tr> <tr> <td>N326</td> <td colspan="2">*96,400</td> </tr> <tr> <td></td> <th colspan="2">残高</th> </tr> <tr> <td colspan="3">████████████████████</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> 送金料金 *432円 振込予定日 30-08-29 セキグチ マサヒト </td> </tr> </tbody> </table> <p>ご利用いただきましてありがとうございました。 ゆうちょ銀行</p>			お取扱日	店番	お取引内容	30-08-28	██████	カード送金	記号	番号		████████████████████			取扱番号	お取引金額		N326	*96,400			残高		████████████████████			送金料金 *432円 振込予定日 30-08-29 セキグチ マサヒト		
お取扱日	店番	お取引内容																											
30-08-28	██████	カード送金																											
記号	番号																												
████████████████████																													
取扱番号	お取引金額																												
N326	*96,400																												
	残高																												
████████████████████																													
送金料金 *432円 振込予定日 30-08-29 セキグチ マサヒト																													

(添付様式 9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書								
8月分		氏名						
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	水							
2	木							
3	金	16:00	21:00		5:00			
4	土	20:00	21:00		1:00			
5	日	8:00	15:00	1:00	6:00			
6	月							
7	火	16:00	17:00		1:00			
8	水	8:00	11:00		3:00			
9	木							
10	金							
11	土	10:00	11:30		1:30			
12	日	10:00	11:00		1:00			
13	月							
14	火							
15	水							
16	木							
17	金	13:30	15:00		1:30			
18	土	10:00	11:30		1:30			
19	日							
20	月							
21	火							
22	水							
23	木							
24	金							
25	土							
26	日	16:00	21:00		5:00			
27	月							
28	火							
29	水							
30	木							
31	金							
計					(A) 26:30			

上記のとおり勤務したことを証明します。 関口正人 

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [時間 分] × 単価 [円] = 円(B)

①' 月額の場合 支給額 = 100,000 円(B)

② 時間外勤務手当等 支給額 = 0 円(C)

③ 総支給額 (B)+(C) = 100,000 円(D)

【実支給額(総支給額－諸控除額)の計算】

(D) - [3,600円](所得税・住民税・保険料本人負担額) = 96,400 円(E)

金 96,400 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。
平成30年8月 31日

氏名 

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与 総支給額(D)[100,000円] × 案分率[50%] = 50,000 円(F)

○ 保険料等雇用主負担額 総額 [円] × 案分率 [%] = 円(G)

○ 政務活動費充当額の計 (F)+(G) = 50,000 円

領収書等添付様式【共通】

(平成30年9月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
1	案分率	50%
		それ以外の案分
	案分の説明	政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。

343-1402-1

関口 正人 様

請 求 書

締切日 2018年08月20日

振替日 2018年09月06日

伊丹産業株式会社



「伊丹産業のでんき」は、
電気料金を

7月検分より
値下げしました

詳しくは裏面を開いてご覧下さい。

下記の通り真請求申し上げます。

前回御請求額	御入金額	その他	繰越金額	御買上合計	今回御請求金額
20989	20989			29334	29334
ハイオク	レギュラー	軽油	灯油	口座振替のお知らせ 振替日 09月06日	
	194.85			休日の場合は翌営業日となります。	

締切日以後の御入金が含まれていないので行き違いの節は悪しからすご了承願います。

月日	商 品 名	車番	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)
08:06	入金 (自動振替)				20989
07:26	レギュラー	0001	2975	1480	4403
08:07	レギュラー	0001	3254	1510	4914
08:10	レギュラー	0001	1763	1510	2662
08:14	レギュラー	0001	4208	1510	6354
08:18	レギュラー	0002	4333	1510	6543
08:20	レギュラー	0001	2952	1510	4458
			##合計##		29334
			(内消費税)		2173

電 気 料 金
値 下 げ



※「伊丹米」は、伊丹産業株式会社の保証する、お米の登録商標です。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(平成30年9月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
2		案分率 50%
		それ以外の案分 案分の説明 政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。
	案分率	

通常貯金 (兼お借入明細)

年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
-01				
-02				
-03				
-04				
-05				
-06				
-07	30-09-18	(トヨタファイナンス)	自払	56,160
-08				
-09				
-10				
-11				
-12				

自動車リース代

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(平成30年9月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理 番号	使 途 項 目									
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ 人件費									
3		<table border="1"> <tr> <td>案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">それ以外の案分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">案分の説明</td> </tr> <tr> <td colspan="2">政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。</td> </tr> </table>	案分率	50%	それ以外の案分		案分の説明		政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。	
案分率	50%									
それ以外の案分										
案分の説明										
政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。										

ご利用明細票

お取扱日	店 番	お取引内容
30-09-19	██████	カード送金
記 号	番 号	
██████	██████	
取扱番号	お取引金額	
N309	*96,400	
██████	残 高	
██████	██████	
送金料金 *432円		
振込予定日 30-09-19		
セキクナ マサヒト		

ご利用いただきましてありがとうございました。

— ゆ う ち ょ 銀 行 —

(添付様式9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書								
9月分		氏名						
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	土							
2	日							
3	月	16:00	18:00		2:00			
4	火							
5	水							
6	木							
7	金							
8	土							
9	日							
10	月	16:30	17:30		1:00			
11	火							
12	水							
13	木							
14	金							
15	土	13:30	14:30		1:00			
16	日							
17	月	8:00	20:00	1:00	11:00			
18	火	11:00	14:00	1:00	2:00			
19	水							
20	木							
21	金							
22	土							
23	日							
24	月							
25	火							
26	水	20:00	22:00		2:00			
27	木	20:00	21:00		1:00			
28	金	13:30	18:00		4:30			
29	土							
30	日							
計					(A) 24:30			

上記のとおり勤務したことを証明します。 関口正人 

【総支給額の計算】
 ① 時給の場合 (A) [時間 分] × 単価 [円] = 円(B)
 ①' 月額の場合 支給額 = 100,000 円(B)
 ② 時間外勤務手当等 支給額 = 0 円(C)
 ③ 総支給額 (B)+(C) = 100,000 円(D)

【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】
 (D) - [3,600円] (所得税・住民税・保険料本人負担額) = 96,400 円(E)

金 96,400 円(E) 左記金額を確かに領収致しました。
 平成30年9月30日
 氏名 

【政務活動費充当額の計算】
 ○ 給与 総支給額(D)[100,000円] × 案分率[50%] = 50,000 円(F)
 ○ 保険料等雇用主負担額 総額 [円] × 案分率 [%] = 円(G)
 ○ 政務活動費充当額の計 (F)+(G) = 50,000 円

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(平成30年9月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理 番号	使 途 項 目					
4	調査研究費・研修費・会議費・ <u>広報広聴費</u> ・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	<table border="1"><tr><td data-bbox="1145 385 1315 465">案分率</td><td data-bbox="1315 385 1430 465">50%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1145 465 1430 1034">それ以外の案分 案分の説明 政務活動、及び、それ以外の議員活動で利用するため、共通案分率50%を適用した。</td></tr></table>	案分率	50%	それ以外の案分 案分の説明 政務活動、及び、それ以外の議員活動で利用するため、共通案分率50%を適用した。	
案分率	50%					
それ以外の案分 案分の説明 政務活動、及び、それ以外の議員活動で利用するため、共通案分率50%を適用した。						

領 収 証 関口正人 様 No. 2018-09-156

★ ¥137,376.-

④ サーバー/ドメイン管理費/制作費

H30年 9月 19日 上記正に領収いたしました



¥127,200.-
¥(8%) ¥10,176.-

無限 Webサービス

〒572-0051

大阪府鳴屋川市高柳1-10#106

TEL: 072-827-5017 FAX: 072-827-5018



関口正人 様



品名 サーバー/ドメイン管理費/制作費

発行年月日 2018/9/19

金額 ¥137,376.

伝票No 2018-09-156

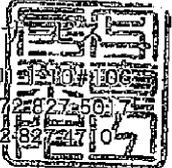
取引年月日 2018/4~2018/9

明細	数量	単価	金額	摘要
ドメイン管理費 (4月~9月分)	6	¥3,050	¥18,300	
サーバー管理費 (4月~9月分)	6	¥8,150	¥48,900	
製作費/修正費 (4月~9月分)	6	¥10,000	¥60,000	
			¥0	
			¥0	
			¥0	
			¥0	
			¥0	
			¥0	
			¥0	
			¥0	
			¥0	
			¥0	
			¥0	
			¥0	
			¥0	
明細計			¥127,200	
消費税 (税率 8%)			¥10,176	
合計			¥137,376	

上記の通りご請求します。

備考

写真工房 無限 Web
 大阪府寝屋川市高柳
 TEL.072-827-5017
 FAX.072-827-2170



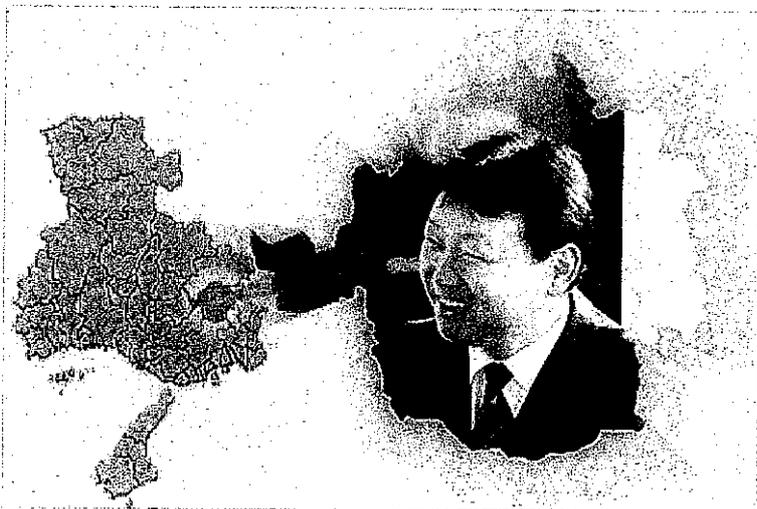
		担当者

兵庫県議会議員

せきぐち正人

Masahito Sekiguchi

<http://www.sanda-sekiguchi.com>



Gallery

せきぐち正人プロフィール

せきぐちの議会報告

せきぐちの活動報告

三田市の地域情報

タウンミーティング

おすすめリンク



せきぐち正人サポートクラブ

What's NEW

2018.8

- ・2018年8月 議会報告を更新いたしました。
- 詳しくは「[せきぐちの議会報告](#)」をご覧ください。
- ・兵庫県の活動報告を更新いたしました。



心のふれあう田園文化都市 三田市

三田市のホームページはこちら

[兵庫県のホームページはこちら](#)

せきぐち正人事務局：〒669-1321兵庫県三田市けやき台3丁目54-1 TEL(079)565-5611/FAX(079)565-4711

Copyright © 2002-2018 Sanda-Sekiguchi.Com All Rights Reserved.

このサイトへのお問合せ・ご質問はinfo@sanda-sekiguchi.comまで

せきぐち正人公式サイトにご訪問ありがとうございました。あなたは 068230人目のお客様です。

●2月定例議会での私の一般質問に対する回答は以下の通りです。

1.公文書管理について

質問：せきぐち正人

(歴史的公文書について)

- 歴史的公文書については、県の要綱で評価基準があり、知事の決裁を受けた文書等で、県の重要施策、重要な事業の実施、重要な人事、重要な許認可、重要な儀式及び表彰、重要な行事及び会議等に関する文書が掲げられている。この重要とはどのようなものを意味するのか。恣意的な判断になる恐れはないのか。

回答：企画県民局

- 重要な具体的な判断については、知事の決裁を経た文書、県としての方針決定に関わるものとなっている。重要というのは国でも同じように使っており具体的なガイドラインを定め例示を示している。今後、新たな例示を追加するなど、職員が判断しやすい工夫をしていきたい。手続きとしては、毎年度文書課から評価基準又は、引継ぎの事務手続きを示し、全庁的な判定のバランスがとれるよう文書課で最終的な判定をしている。

質問：せきぐち正人

(電子メールについて)

- 情報公開条例では公文書とは、実施機関の職員が職務上作成、又は取得した文書、図面及び写真並びに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものとあるが、電子メールは含まれているのか。また、どのような電子メールがこの定義にあてはまるとされており、公文書として保存されているのか。

回答：企画県民局

- 決済を経て送信した電子メールに基づいて国などに報告、関係団体等に通知した文書、逆に県あてに送付された電子メールによる申請又は報告等の文書について、これらは決済などの事務処理を通じて、「兵庫県」としての組織として関与することになる文書で公文書の取扱いになる。公文書に該当する電子メールの取扱いについて、随時通知し、徹底を図っている。

2.身体拘束廃止に向けた取り組みについて

質問：せきぐち正人

- 介護保険施設等において「緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束

等を行ってはならない」と省令により規定されている。厚生労働省は切迫性、非代替性、一時性の3つの要件に加え、新たに3項目のルールを定めたが、夜間など、本人の安全のためと称し恣意的な判断に基づき身体拘束が実施されているという指摘もある。

回答：健康福祉部

- 介護保険施設等における身体拘束については、毎年度全ての施設等に対してチェックリストの提出を求め実態を把握、取り組みが不十分な施設に対しては身体拘束の廃止に向け取り組んでいる。不適切な身体拘束について状況を把握し対応できる体制整備に努めているが、認知症等への対応で不適切な身体拘束が行われている状況があると認識している。

質問：せきぐち正人

- 身体的拘束は本人に対し、身体機能の低下や著しい精神的苦痛等をもたらす危険性があり、人としての尊厳の保持という本来の目的から考える必要があると考える。本県における身体拘束の実態把握、身体的拘束に関する課題、身体拘束廃止に向けた取り組み、対応をどう考えているのか。

回答：健康福祉部

- 国では、身体拘束の適正化の指針整備、職員研修の定期的な実施の運営基準への追加、違反した場合の基本報酬の減算拡大など、介護保険制度の改正が行われ平成30年度より施行されるが、内容を周知徹底し、身体拘束に係る取り組みについて再認識を促し、身体拘束廃止に向けた取り組みを推進していく。

3.県における固定資産台帳の整備と統一的な基準による地方公会計制度について

質問：せきぐち正人

- 総務省から平成27年1月に「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」という通知が出され、統一的な基準による財務書類等を平成27年度から平成29年度までの3年間で作成し、また、固定資産台帳を整備することが望まれるとしている。新たに複式簿記に基づく発生主義会計の考え方を導入し、資産や負債といった管理も可能になる。

回答：企画県民部長

- 本県では平成28年度決算から統一的な基準に基づく地方公会計制度による財務書類の作成・公表を行っている。固定資産台帳の整備については全資産の取得価額、耐用年数の把握が課題で分野ごとの台帳・システムを活用することで対応できた。今後の固定資産台帳の活用については、施設の改修履歴、利用状況、劣化度調査の結果等をこの台帳に追加し公共施設等総合管理計画に基づく長寿命化改修等の施設管理の基礎資料として活用する予定である。

質問：せきぐち正人

- 本県において固定資産台帳を整備していく上での課題、整備状況、活用方針、新たに統一的な基準によって作成された財務諸表の活用方針、さらに、県のホームページ等を通して、情報発信し、県民に説明していくことが必要と考えるが、県の見解についても伺う。

回答：企画県民部長

- 予算編成への活用については、他団体との比較による財政構造の分析への活用が考えられ、国から活用事例が例示されれば参考とした。今後とも、HPなどを積極的に活用し、情報発信に努めていく。

質問：せきぐち正人

4.スポーツクラブ21ひょうごについて

質問：せきぐち正人

- 県のスポーツ推進計画では、誰もがいつでも、どこでも、気軽に継続してスポーツを楽しむことができるよう、県内の全小学校区に「スポーツクラブ21ひょうご」を設置する等、スポーツ環境の整備に先進的な取り組みを行ってきたとある。スポーツクラブ21ひょうごは非常に大きなポテンシャルを持っていると考えるが、「生涯スポーツ」「障害者スポーツ」など、新たな参加者やスポーツに親しんでいない子供達や成人、年配や障害者の方々を対象としてポテンシャルを十分に活かさきれていない面もあるのではないか。

回答：知事

- 活動状況調査から、地域住民の交流が活発化した、地域住民のスポーツ参加機会が増えた等の効果を確認しているが、会員数が35.2万人と平成24年度のピーク38.1万人に比べて減少傾向にある。運営を担う人材の高齢化が進み、世代交代ができない、指導者の確保が難しい等、新しい課題も表面化し、活性化に向けた魅力あるクラブの育成や運営を担う人材育成を早急に進める必要がある。

質問：せきぐち正人

- 全県スポーツサミットで特色のある取り組みの事例紹介、地区毎に障害者スポーツの体験教室等を開催し、県体育協会と指導者養成にも取り組んでおり、来年度は「ワールドマスターズゲームズ2021関西参加促進事業」として、新たなチームの結成、地域の企業や社会人との合同チームの結成をよびかけていく。

回答：知事

- また、地域の指導者やボランティアを育成し、活用するといったことも地域によって差異があるのが現状と考える。スポーツクラブ21ひょうごの現状や課題、活用や方向性について当局の見解を伺う。

5.地球アトリエ構想について

質問：せきぐち正人

- 三田市の有馬富士公園は平成13年に開園。平成26年には「新宮晋風のミュージアム」が開設された。この「新宮晋風のミュージアム」は、三田市在住で風や水で動く作品で知られる彫刻家・新宮晋氏の彫刻が常設展示された世界で初めての野外ミュージアムとなっている。私は有馬富士公園も開園から17年を迎え、一部施設の老朽化が進んでいるが、まだまだ活用できるスペースが残っていると考える。このスペースを活用し、新宮晋氏の作品をさらに常設展示することも一考に値すると考えるが所見を伺う。

回答：知事

- 休養ゾーンの更なる活性化を図るため、新宮氏が提案している「自然の大切さや命の尊さを楽しく遊びながら学ぶことを通して、未来の生き方を一緒に考えていく活動」、これを「地球アトリエ」構想と新宮氏は呼ばれているが、これを「地球アトリエ」構想をベースにした公園のリニューアルを検討していく。昆虫採集などを通じて生態系を学ぶプログラム、子供たちと一緒に動く昆虫模型を作るワークショップ等を実施し、新宮作品の追加も含めた方針を取りまとめていきたい。

質問：せきぐち正人

- また、本年は兵庫県政150年の節目の年に当たるが、「北摂里山博物館構想」の中で、150周年記念事業として新宮氏を中心としたイベントも繰り広げられる予定となっている。この150周年記念事業であるリレー対談「新宮晋地球アトリエ~未来へのメッセージ」事業の目的と期待する効果について伺う。

回答：知事

- 里山文化をはじめ、未来の世代に伝えておきたいことについて、新宮氏と芸術文化の第一人者が語り合うリレー対談も実施していく。人と自然のとの交流、生物多様性の確認、生命の大切さなどを訴える「地球アトリエ」構想を、これらを通じて内外に発信し、その実現に向けた機運を醸成していきたい。

6.兵庫県立人と自然の博物館について

質問：せきぐち正人

- 三田市にある兵庫県立人と自然の博物館は平成4年に開館、平成29年には開館25周年を迎えており、研究、資料、生涯学習・アウトリーチ、シンクタンク、パートナー・連携の分野においてさまざまなプロジェクトに取り組んでいる。2006年に篠山川で大型草食恐竜とみられる化石が発見され、「丹波竜」という愛称がつけられ、注目を集めた。

回答：教育長

- 開館以来人博が担う役割は拡大しており、研究を基礎とし、人々の学びへの意欲を誘い支援する活動など新しい博物館の意味の付加に努めてきた。施設・設備については、25年間大規模改修は行っており、一部の設備に老朽化が見られ、設備も必ずしも十分とは言え

ないが、設備点検、老朽化による不具合発生の未然防止に努め、限られた財源の中で施設整備にも取り組んできた。

質問：せきぐち正人

- しかしながら、様々な活動の実施や成果の展示等が施設の老朽化、スペースの問題で十分におこなわれていない。私は恐竜化石の復元骨格の展示は博物館の目玉の1つになり。また、スペースの問題は隣接するホロンピアホールを改修することによって可能と考える。現状の施設・設備等における課題をどう認識し、その課題解消に向けてどのように対応していくのか。

回答：教育長

- 今後は、老朽化に対応した部分補修、運営上の支障の除去防止に努め、中長期的には平成29年策定の「兵庫県公共施設等総合管理計画」に沿い、機能の充実を図る施設総量の適正化、財政負担を考慮した老朽化対策、安全性の向上、空きスペースの有効活用を基本にご提案のホロンピアホールの改修も含め、施設・設備全般の将来像を再検討していく。

さらに詳しくお知りになりたい方は下記で過去の議事録の検索ができます。

[三田市ホームページ：三田市議会 会議録検索システム](#)

[兵庫県 会議録検索システム](#)

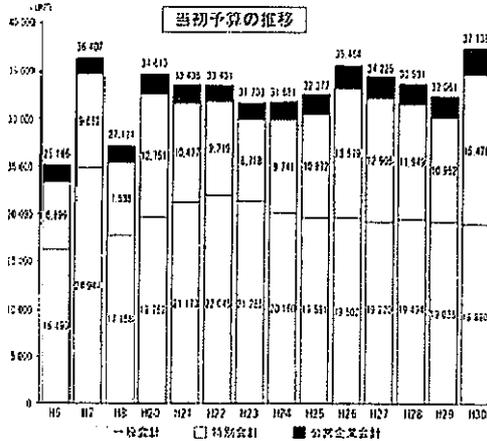


[議会報告TOP](#)

Copyright © 2002-2018 Sanda-Sekiguchi.Com All Rights Reserved.

(2018年4月)

●平成29年度 兵庫県予算について



今回の定例議会では、平成30年度の当初予算案が審議・可決されましたが、行財政構造改革の着実な実行、兵庫の新時代を切り拓く」施策の推進、事業の「選択と集中」の徹底、国の動向の適切な反映、市町との連携・協調の推進、働き方改革による効率化、通年予算の編成を予算編成の基本方針として編成されました。

1. 予算規模

一般会計は1兆8,880億円、特別会計1兆5,476億円、公営企業会計2,782億円、合計3兆7,138億円の予算規模となつ新たに

国民健康保険特別会計5,085億円が創設されました。

2. 県債及び基金

県債の発行額は2,078億円、県債残高(今後、金融機関に実際に償還すべき残高)は、4兆8,285億円となっています。また、基金の残高は5,058億円で、基金の活用額としては、1,267億円が計上されています。

3. 県政の重点施策

県政の重点施策は5つの柱からなり、I.新時代の兵庫づくり(県政150周年記念事業の展開)、II.安心できる社会づくり(子育て環境の一層の充実、健康長寿社会に対応した医療・介護の充実、誰もが活躍できる社会の実現、地域の安全安心の確保)、III.次代を担う人づくり(学習・教育環境の充実、感動体験を通じた人づくり)、IV.元気な地域づくり(定住カムバックの促進、働く場の充実、地域産業の活性化、農林水産業の基盤産業化、兵庫ブランドの育成、交流の拡大、芸術文化・スポーツの振興、ふるさと兵庫の魅力再生)、V.社会基盤の充実(防災・減災対策の強化、エネルギー・環境対策の充実、交流・生活基盤の整備、地域自立の推進)に関して、さまざまな事業予算が計上されています。

さらに詳しくお知りになりたい方は下記で過去の議事録の検索ができます。

[三田市ホームページ：三田市議会 会議録検索システム](#)

[兵庫県 会議録検索システム](#)

議会報告TOP



せきぐち正人プロフィール

せきぐちの議会報告

せきぐちの活動報告

三田市の地域情報

タウンセミナー

Gallery

三田市ウォッチング

おすすめリンク

What's NEW

せきぐち正人事務局
〒669-1321
兵庫県三田市伊やき台3丁目54-1
TEL(079)565-5611
FAX(079)565-4711

このサイトへのお問合せ
info@sanda-sekiguchi.com

せきぐちの議会報告

迅速にお伝えするために

せきぐち正人の兵庫県議会での記録を公開しています。
議会での内容を少しでもお伝え出来れば幸いです。



暑い夏を迎えましたが、市民の皆様におかれましてはお変わりございませんでしょうか。

さて、私、せきぐち正人は、兵庫県議会議員となりまして、任期最終の年にあたる4年目を迎えましたが、本年度

は兵庫県議会において、1期目の議員としてはまれなことだと思いますが、この1年間、農政環境常任委員長を務めさせていただくことになりました。総務、建設、健康福祉、文教、産業労働、警察を含め、兵庫県議会に7つ設置されている常任委員会の1つで、農政環境の分野におきまして、各委員会に付託された議案を審議する常任委員会をとりまとめることとなりますが、農村、市街地、ニュータウンからなる三田市におきましても、農業、環境分野とも非常に重要な分野であり、この1年間、委員長としての立場を最大限に活かしながら、精一杯取り組んでまいり所存です。

さて、兵庫県議会では、会派を超えてさまざまな議員連盟があり、私も幾つかの議員連盟に属していますが、その1つであるスポーツ推進議員連盟の1人として、スポーツ振興に関する調査のため、スポーツ庁、東京都をはじめ、トップアスリートが日々トレーニングに励んでいる国立スポーツ科学センター、ナショナルトレーニングセンターを視察してまいりました。本レポートにて、概要をお伝えさせていただきましたので、ご一読頂ければ幸いです。

また、本レポートでは、私が議員として取り組んでまいりました、兵庫県における公文書管理についても改めてご報告させていただきました。県において公文書管理条例を定めるべきと議会において何度も質問し、その都度県は必要ないという回答を変えていませんでしたが、検討していく動きもあり、このテーマについても今後とも取り組んでまいります。

私せきぐち正人は、県議会議員として、今までと変わらず、「住んで良かった、子供達が住み続けたい三田」を目指し、市民の皆様との接点を多く持ち、皆様のご意見を最大限に反映させた議員活動が行えるよう、また、市民の皆様と県政のパイプ役となりますよう、引き続き、積極的に発言・行動し、県政への能動的な働きかけを続けてまいりますので、皆様のかかわらぬご支援をどうぞよろしくお願い申し上げます。末筆ながら、市民の皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。

更新日:2018年8月



(2018年7月)

●スポーツ振興議員連盟の調査について

○スポーツ庁



私、せきぐち正人は、平成30年5月23日から24日の2日間にわたり、兵庫県のスポーツ振興議員連盟の21名の1人として、以下の調査目的でスポーツ庁、東京都、国立スポーツ科学センター、及び、ナショナルトレーニングセンターを訪問してまいりました。

スポーツは市民の皆様の生活が豊かになるのにかかせないものと認識しており、今後ともスポーツ振興に取り組みます。訪問調査の概要は以下の通りです。

調査1. ワールドマスターズゲームズ2021関西への気運醸成、教員の負担軽減に資する部活動への支援の充実について

<鈴木長官との主な意見交換・質疑応答>

Q1. 部活動の教員の負担軽減や国の支援制度の動向について

A1. 今後の部活動は学校の先生ではなく、地域に委ねていく方向で国としては支援していく。外部指導者の力を借りるための財源を今後確保していく必要がある。

Q2. 大相撲の暴力事件、レスリングのパワハラや日大アメフト部の暴力的タックルなど、指導者と選手の関係について

A2. 暴力やハラスメントは絶対に許されない。スポーツの現場でそのような事象の実態把握をしつつ防止に向けて取り組んでいく。

Q3. 地方創生においてスポーツを活用した地域活性化、聖火リレーの計画について

A3. 残念ながら、聖火リレーはスポーツ庁の管轄外になる。

<ワールドマスターズゲームズに関するスポーツ庁との意見交換>

Q1. ワールドマスターズゲームズの認知度とマスターズとしての目玉の必要性について

A1. 1000日前のイベントが重要になると考えている。2025年の万博開催が決定すれば、互いに連携することが重要ではないか。

Q2. 各競技がいろいろな都市で個別に開催されることによる地域での温度差について

A2. 2021年の関西一円というエリア開催は今回が初めての試みとなる。開催都市間の連携は課題である。

Q3. 海外で開催されてきたワールドマスターズの成功例や失敗例について

はじめての広域開催で従来の事例がそのまま役に立たない。関西では独自の組織委員会を作り取り組んでいる。若者のボランティアも必要で、幅広い協力体制を作っていくことが大事である。

<部活動指導員についての説明>

部活動指導員について、3月にガイドラインが作成されました。「平成9年にもガイドラインで中学校の部活動は週2日の休みを取るようになっていたが、例示でもあり普及しなかった。今回のガイドラインでは学校で方針を作るようになっていっているので、徹底される見込み」との説明がありました。

調査2. スポーツツーリズムについて

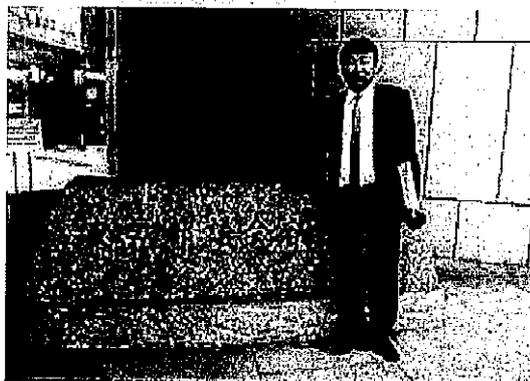
部活動指導員について、3月にガイドラインが作成されました。「平成9年にもガイドラインで中学校の部活動は週2日の休みを取るようになっていたが、例示でもあり普及しなかった。今回のガイドラインでは学校で方針を作るようになっていっているので、徹底される見込み」との説明がありました。

○東京都

調査3. 東京都スポーツ総合計画等について

(1)東京都スポーツ総合推進計画

東京都では、2020年とその先を見据え、健康長寿、地域経済の活性化、共生社会の実現に貢献することを目的として、「東京都スポーツ総合推進計画」を2018年3月に策定しました。スポーツ実施率（週に1回以上スポーツを実施する都民）については、2007年は



39.2%、2016年は、56.3%となっているものを今後70%にし、そのための30本の政策指針を策定したとの説明がありました。

(2)東京アスリート認定制度とスポーツ推進企業認定制度

東京育ちのアスリートが国際舞台で幅広く活躍できるよう、東京アスリート認定制度を創設し、オリンピックを目指す215名、パラリンピックを目指す選手94名が認定されており、コンプライアンス（薬物等）、メンタルトレーニングの研修・セミナー、強化合宿の支援等を行っているとのこと。

また、スポーツに対する社内外への積極的な取り組みを行っている企業を東京都が認定する制度として、スポーツ推進企業認定制度を定

めており、平成29年度は95社との説明がありました。

(3)他の東京都との主な質疑応答について

Q1. 学校にある運動施設の開放について

A1. 一般開放時の責任問題は課題としてあるので、協定や事務的な取り組みを行う。引き続き、利用しやすいように見直す必要がある。

Q2. 民間企業の持つスポーツ施設の開放について

A2. オリンピックへ向け、都のスポーツ施設が改修に入るため、民間の施設が必要となる。社員が使わない時間を都民に使ってもらう仕組みを今年度より立ち上げる。

Q3. スポーツ推進部門の東京都の組織体制について

A3. スポーツ推進部門は教育委員会に設置されていたが、知事部局に移った。

Q4. トップアスリート発掘育成事業について

A4. 優れた身体能力を持ちながら、活かしきれていない中学2年生を発掘している。10期目となり実績も出ている。毎年40名程度。

調査4. 国立スポーツ科学センター (JISS)、及び、ナショナルトレーニングセンター (NTC)施設視察について

本県のスポーツ振興施策に活かすため、日本の競技スポーツの一大拠点であり、国際競争力を実現するために国際ルールに則った最先端設備を保有する国立スポーツ科学センター (JISS)、ナショナルトレーニングセンター (NTC) を視察しました。JISSは国のスポーツを強くすることを目標に、スポーツ科学、医学、情報など先端的な研究のもと、最新施設、器具、機材を活かし、競技力向上に取り組んでおり、リオ五輪、平昌五輪では、施設内に現地と同じ機能を備えた施設を再現し、優秀な成績を取めるきっかけとなったとのことです。また、NTCでは、10競技の施設が存在し、リオ五輪では41個のメダルと史上最高更新をしましたが、この内、40個はNTC出身の選手とのことでした。

なかなか兵庫県では同様のものを作れませんが、ソフト面など参考にできればと考えています。

●公文書管理について

1. 兵庫県の公文書管理に関するこれまでの私の取り組みと兵庫県の回答

私、せきぐち正人は、以下の通り、過去3回にわたり、兵庫県の公文書管理について質問してまいりました。知事はこれまで回答を控え、公文書管理条例の必要はないというのが県の回答でした。

平成29年9月代表質問

- 国では公文書等の管理に関する法律が平成23年に施行され、地方公共団体においても保有する文書の適切な管理に関して必要な施策を策定し、実施するよう努めなければならないとされている。兵庫県では文書管理規制が定められているが、公文書管理を時代に即した公文書管理制度とし、県民への説明責任を考え、兵庫県においても公文書管理条例を制定すべきと考えるが、知事の所見を伺う。

副知事回答

- 県では平成12年に制定した情報公開条例に基づき、職員の文書の作成、文書の分類、保存期間の設定、文書の廃棄など文書管理制度を規則で定めており、公文書管理法と内容はほぼ同様である。
- 現在、文書管理規則に基づき、適切に運用していると考えているが、国や他府県の動向も注視し、文書管理制度の改善について取り組んでいく。

平成29年10月の決算特別委員会

- 代表質問で県の公文書管理条例制定について質問したが、必要性はないという回答だった。県の文書は県民の知的資源とは認識されておらず、行政内部でのみ拘束力を有する規則という形で定められている。公文書管理に関する条例を定める考えがないか。

企画県民局長回答

- 県の文書管理規則は、情報公開条例に基づき、情報公開制度の適正かつ円滑な運用に資するために定められており、公文書管理法と同じ目的の下に定められていると理解している。これで十分機能しているので、今までのところ、支障は生じていない。

平成30年2月の個人質問

- 情報公開条例では公文書とは、実施機関の職員が職務上作成、又は取得した文書、図面及び写真並びに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものとあるが、電子メールは含まれているのか。どのような電子メールがこの定義にあてはまるとされており、公文書として保存されているか。

企画県民局長回答

- 決裁を経て送信した電子メールに基づいて、国などに報告、関係団体等に通知した文書、逆に県あてに送付された電子メールによる申請又は報告等の文書について、事務処理を通じて、「兵庫県」としての組織として関与することになる文書で公文書の取扱いになる。公文書に該当する電子メールの取扱いについて、随時通知し、徹底を図っている。

2. 4月の知事の定例記者会見、6月の代表質問の回答と今後の対応

しかしながら、4月の知事の定例記者会見では、「最近はできるだけ公文書の範囲を広くしよう、広くした方が望ましいのではないかという議論が見受けられ、兵庫県としても検討してみる価値があると考えている。まだ検討のゴーサインを出しているわけではないが、そういう受け止めが増えてきており、公文書について再定義していく必要が生じるかもしれない。公文書の所管課ともよく相談をしていきたい。」とコメントし、また、6月議会で維新の会は再度公文書管理について質問しましたが、県では公文書管理の必要性についても検討していくとの回答が副知事からありました。

今後とも県民の資産である公文書管理の条例化について、働きかけてまいります。

さらに詳しくお知りになりたい方は下記で過去の議事録の検索ができます。

[三田市ホームページ：三田市議会 会議録検索システム](#)
[兵庫県 会議録検索システム](#)



[議会報告TOP](#)

Copyright © 2002-2018 Sanda-Sekiguchi.Com All Rights Reserved.



関口 正人 (せきぐち まさひと)

Masahito Sekiguchi

生年月日：1958年1月生

兵庫県議会議員

学歴：大阪芸術大学 卒業

住所：三田市けやき台3丁目54-1

三田市議会

2000年 三田市議会議員 (トップで初当選)

2004年 三田市議会議員 (トップで再選)

三田市議会副議長に就任。

2008年 三田市議会議員 (2位で3選)

三田市議会議長

阪神市議会議長会会長

兵庫県市議会議長会副会長

近畿市議会議長会理事

全国市議会議長会評議員に就任。

2012年 三田市議会議員 (トップで4選)

三田市議会正副議長をはじめ、予算特別委員会、決算特別委員会、議会運営委員会、各常任委員会等の正副委員長を歴任。

兵庫県議会

2015年 兵庫県議会議員に初当選

総務常任委員会委員

予算特別委員会理事

2016年 農政環境常任委員会委員

森林審議会委員

2017年

党県議団副幹事長

建設常任委員会副委員長

決算特別委員会委員

河川審議会委員

党県議団 副政調会長

兵庫維新の会 選挙対策委員長代行

2018年

農政環境常任委員会委員長

兵庫県都市計画審議会委員

県政への思い▶

Copyright © 2002-2017 Sanda-Sekiguchi.Com All Rights Reserved.

タウンミーティング



市民の皆様との茶話会のご案内

市民の皆様の声を直接お伺いしたいと、定期的に茶話会（タウンミーティング）を行っております。ぜひお気軽にお越しの上、ご意見をお聞かせ下さい。心よりお待ちしております。

◆第62回タウンミーティングのご案内◆

日時： 2018年8月5日（日） 午後1時30分～3時30分

場所： ウッディタウン市民センター・2F視聴覚室

◆過去のタウンミーティングの記録◆

- 第61回： 2018年05月13日（日） ウッディタウン市民センター・2F視聴覚室
- 第60回： 2018年01月14日（日） ウッディタウン市民センター・2F視聴覚室
- 第59回： 2017年10月1日（日） ウッディタウン市民センター・2F視聴覚室
- 第58回： 2017年6月4日（日） ウッディタウン市民センター・2F視聴覚室
- 第57回： 2017年3月12日（日） ウッディタウン市民センター・2F視聴覚室
- 第56回： 2016年12月4日（日） ウッディタウン市民センター・視聴覚室
- 第55回： 2016年8月7日（日） ウッディタウン市民センター・視聴覚室
- 第54回： 2016年2月21日（日） ウッディタウン市民センター 2F会議室I
- 第53回： 2015年12月6日（日） ウッディタウン市民センター・視聴覚室
- 第52回： 2015年9月6日（日） ウッディタウン市民センター・視聴覚室
- 第51回： 2015年3月1日（日） ウッディタウン市民センター・視聴覚室
- 第50回： 2014年11月30日（日） ウッディタウン市民センター・視聴覚室
- 第49回： 2014年8月31日（日） ウッディタウン市民センター・視聴覚室
- 第48回： 2014年5月18日（日） ウッディタウン市民センター・視聴覚室
- 第47回： 2014年2月16日（日） ウッディタウン市民センター・会議室
- 第46回： 2013年12月1日（日） ウッディタウン市民センター・視聴覚室
- 第45回： 2013年9月1日（日） ウッディタウン市民センター・視聴覚室

- 第44回： 2013年4月28日（日） ウッディタウン市民センター・視聴覚室
第43回： 2013年2月17日（日） ウッディタウン市民センター・会議室
第42回： 2012年8月12日（日） ウッディタウン市民センター・会議室
第41回： 2012年4月29日（日） ウッディタウン市民センター・会議室
第40回： 2012年2月26日（日） ウッディタウン市民センター・会議室
第39回： 2011年12月11日（日） ウッディタウン市民センター・会議室
第38回： 2011年9月18日（日） ウッディタウン市民センター・会議室
第37回： 2011年6月12日（日） ウッディタウン市民センター・会議室
第36回： 2011年2月27日（日） ウッディタウン市民センター・視聴覚室
第35回： 2010年11月28日（日） ウッディタウン市民センター・視聴覚室
第34回： 2010年9月5日（日） ウッディタウン市民センター・会議室
第33回： 2010年5月16日（日） ウッディタウン市民センター・2F会議室
第32回： 2010年2月21日（日） ウッディタウン市民センター・会議室
第31回： 2009年11月15日（日） ウッディタウン市民センター・視聴覚室
第30回： 2009年8月9日（日） ウッディタウン市民センター・視聴覚室
第29回： 2009年5月24日（日） ウッディタウン市民センター・会議室
第28回： 2009年3月1日（日） ウッディタウン市民センター・会議室
第27回： 2008年8月10日（日） ウッディタウン市民センター・会議室
第26回： 2008年5月18日（日） ウッディタウン市民センター・会議室
第25回： 2007年2月17日（日） ウッディタウン市民センター・会議室
第24回： 2007年11月18日（日） ウッディタウン市民センター・会議室
第23回： 2007年8月12日（日） ウッディタウン市民センター・会議室
第22回： 2007年5月20日（日） ウッディタウン市民センター・会議室
第21回： 2007年2月25日（日） ウッディタウン市民センター・会議室
第20回： 2006年10月29日（日） ウッディタウン市民センター・会議室
第19回： 2006年8月6日（日） ウッディタウン市民センター・会議室
第18回： 2006年6月4日（日） ウッディタウン市民センター・会議室
第17回： 2006年2月26日（日） ウッディタウン市民センター・会議室
第16回： 2005年10月2日（日） ウッディタウン市民センター・会議室
第15回： 2005年6月5日（日） ウッディタウン市民センター・視聴覚室
第14回： 2005年2月13日（日） 駒ヶ谷体育館・会議室
第13回： 2004年8月8日（日） 駒ヶ谷体育館・会議室
第12回： 2004年5月16日（日） 駒ヶ谷体育館・会議室
第11回： 2004年2月22日（日） 駒ヶ谷体育館・会議室
第10回： 2003年11月23日（日） 駒ヶ谷体育館・会議室

- 第9回： 2003年 8月24日（日） 駒ヶ谷体育館・会議室
- 第8回： 2003年 5月18日（日） 駒ヶ谷体育館・会議室
- 第7回： 2003年 2月23日（日） カルチャータウン 総合案内所 会議室
- 第6回： 2002年11月17日（日） フラワー市民センター 1階会議室
- 第5回： 2002年 8月25日（日） ウッディタウンマイカルポーレ三田大教室
- 第4回： 2002年 5月19日（日） カルチャータウン 総合案内所・会議室
- 第3回： 2002年 2月24日（日） フラワータウン市民センター・多目的室
- 第2回： 2001年11月4日（日） 駒ヶ谷体育館・会議室
- 第1回： 2001年 8月 5日（日）
カルチャータウン インフォメーションセンター会議室

当ホームページ、ご意見BOXでも皆様のお声をお待ちしています。

Copyright © 2002-2017 Sanda-Sekiguchi.Com All Rights Reserved.

領 取 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(平成30年10月分)
 (会派名 維新の会)
 (議員名 関口正人)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
1		案分率 50% それ以外の案分 案分の説明 政務活動及びそれ 以外の議員活動の ため、共通案分率 50%を適用した。

343-1402-1
 関口 正人 様

請 求 書



締切日 2018年09月20日
 振替日 2018年10月06日

下記の通り御請求申し上げます。

1ページ

前回御請求額	御入金額	その他	繰越金額	御買上合計	今回御請求金額
29334	29334			19874	19874
ハイオク	レギュラー	軽油	灯油	口座振替のお知らせ 振替日 10月06日	
	131.00				

締切日以後の御入金はおまわっていませんので行き違いの際は恐しからずご了承願います。

月日	商 品 名	車番	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)
09/06	入金 (自動振替)				29334
08/28	レギュラー	0001	2786	1510	4207
09/03	レギュラー	0001	2798	1510	4225
09/13	レギュラー	0001	2913	1510	4399
09/16	レギュラー	0001	4603	1530	7043
				##合計## (内消費税)	19874 (1473)

「伊丹産業のでんき」は、
 電気料金を

7月検分より
 値下げしました

詳しくは裏面を開いてご覧下さい。

電 気 料 金
 値 下 げ



※「伊丹米」は、伊丹産業株式会社の保証する、お米の登録商標です。

領収書等添付様式【共通】

(平成30年10月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
2	<p style="text-align: center;">新製品が安い KS ケーズデンキ</p> <p style="text-align: center;">お買上げ明細</p> <p>2018年10月 9日(火) 10時45分</p> <p>-----<明細>-----</p> <p>1 ●インクカートリッジ 1点 ¥4,060 ブラザー工業 持帰 4977766724685 LC111-4PK</p> <p>2 ●インクカートリッジ 1点 ¥2,041 ブラザー工業 持帰 4977766724678 LC111BK-2PK</p> <p>-----</p> <p style="text-align: right;">2点/合計 ¥6,101 (内消費税等 ¥451)</p> <p style="text-align: center;">[0524149-052060210-2310003152360]</p> <p>-----</p> <p style="text-align: center;">領 収 証</p> <p>2018年10月 9日(火) 10時45分</p> <p style="text-align: center;">関口正人 様</p> <p>金額 ¥6,101 (内消費税等 ¥451)</p> <p>但し、お品代として 上記金額正に領収致しました。</p> <p>-----<決済内訳>-----</p> <p>現金 ¥6,101 (内消費税等 ¥451)</p> <p>-----</p> <p style="text-align: right;">現金お預かり ¥10,101 お釣り ¥4,000</p> <p>ケーズデンキ三田ウッディタウン店 電話番号 079-565-6611 販売担当書060210</p> <p style="text-align: center;">  店コード 2200005241493  売上伝票番号 2310003152360 </p>	<p>案分率 50%</p> <p>それ以外の案分 案分の説明 政務活動及びそれ 以外の議員活動の ため、共通案分率 50%を適用した。</p> <p style="writing-mode: vertical-rl;">案分率</p>

領収書等添付様式【共通】

(平成30年10月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
3	案分率	50%
		それ以外の案分 案分の説明 政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。

年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
<13				13▶
<14				14▶
<15				15▶
<16	30-10-17	(トヨタファイナンス)	自払 56,160	16▶
<17				17▶
<18				18▶
<19				19▶
<20				20▶
<21				21▶
<22				22▶
<23				23▶
<24				24▶

○ 現在高(貸付高)の金額に- (マイナス)がある場合は貸付高を表します。
 ▲ ○ 通帳をATM(現金自動預払機)に挿入するときは、矢印の方向に挿入してください。

自動車リース代

領収書等添付様式【共通】

(平成30年10月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理 番号	使 途 項 目													
4	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費													
	案分率	100%												
	それ以外の案分 案分の説明 政務活動のため、案分率100%を適用した。 案分率													
	<p style="text-align: center;">振替払込請求書兼受領証</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; font-size: small;">口座記号番号</td> <td style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">加入者名</td> <td>(株)兵庫第一ビル社</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">金額</td> <td style="text-align: center;">千 百 十 万 千 百 十 円 1 6 8 0 0</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">ご依頼人</td> <td>おなまえ 関口正人 様</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">料 金</td> <td>(前記見込み) 日 附 印 130 30-10-19 円</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">備 考</td> <td>(42052) N94210006</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small; margin-top: 5px;">記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。</p> <p style="font-size: x-small; margin-top: 5px;">この受領証は、大切に保管してください。</p>		口座記号番号	[REDACTED]	加入者名	(株)兵庫第一ビル社	金額	千 百 十 万 千 百 十 円 1 6 8 0 0	ご依頼人	おなまえ 関口正人 様	料 金	(前記見込み) 日 附 印 130 30-10-19 円	備 考	(42052) N94210006
口座記号番号	[REDACTED]													
加入者名	(株)兵庫第一ビル社													
金額	千 百 十 万 千 百 十 円 1 6 8 0 0													
ご依頼人	おなまえ 関口正人 様													
料 金	(前記見込み) 日 附 印 130 30-10-19 円													
備 考	(42052) N94210006													

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(平成30年10月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理 番号	使 途 項 目																																															
5	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費																																															
	<p style="text-align: center;">振替払込請求書兼受領証</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">口座 記号 番号</td> <td style="background-color: black; width: 200px;"></td> </tr> <tr> <td>加入 者名</td> <td>北摂情報文化懇話会</td> </tr> <tr> <td>金 額</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>3</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>ご 依 頼 人</td> <td>関口正人様</td> </tr> <tr> <td>料 金</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">日 附 印</td> </tr> <tr> <td colspan="2">30-10-19</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="background-color: black;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(42052)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">N94210008</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> </tr> </table>	口座 記号 番号		加入 者名	北摂情報文化懇話会	金 額	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>3</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table>	千	百	十	万	千	百	十	円				3	0	0	0	0	ご 依 頼 人	関口正人様	料 金	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">日 附 印</td> </tr> <tr> <td colspan="2">30-10-19</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="background-color: black;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(42052)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">N94210008</td> </tr> </table>	日 附 印		30-10-19				(42052)		N94210008		備 考		<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">案分率</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">案分率</td> <td style="width: 50%;">100%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">それ以外の案分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">案分の説明</td> </tr> <tr> <td colspan="2">政務活動のため、案分率100%を適用した。</td> </tr> </table>	案分率	100%	それ以外の案分		案分の説明		政務活動のため、案分率100%を適用した。	
口座 記号 番号																																																
加入 者名	北摂情報文化懇話会																																															
金 額	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>3</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table>	千	百	十	万	千	百	十	円				3	0	0	0	0																															
千	百	十	万	千	百	十	円																																									
			3	0	0	0	0																																									
ご 依 頼 人	関口正人様																																															
料 金	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">日 附 印</td> </tr> <tr> <td colspan="2">30-10-19</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="background-color: black;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(42052)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">N94210008</td> </tr> </table>	日 附 印		30-10-19				(42052)		N94210008																																						
日 附 印																																																
30-10-19																																																
(42052)																																																
N94210008																																																
備 考																																																
案分率	100%																																															
それ以外の案分																																																
案分の説明																																																
政務活動のため、案分率100%を適用した。																																																
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; font-size: small;">記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。</p> <p style="font-size: small;">この受領証は、大切に保管してください。</p>																																															

(添付様式7)

活動報告書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名	関口 正人
-----	-------

活動名	北摂情報文化懇話会会費			
活動概要	<p>○活動団体 北摂情報文化懇話会</p> <p>○住所 三田市三輪2丁目1-9</p> <p>○活動趣旨</p> <p>神戸新聞北摂総局が担当するエリア(三田市、北神戸)を対象に、基本的に月1回例会を開催し、さまざまな課題に関する講師による勉強会を実施する。代表幹事に三田市長、幹事に阪神北県民局長、三田市議会議長等、また、常任幹事(事務局長)を神戸新聞社北摂総局長が努め、三田市を中心とした地域の各著名人が参加し、情報交換を行う。</p> <p>○活動内容 講演会の開催、参加者同士の情報交換等</p> <p>★案分率: 内容は、全て政務活動にかかるものである。</p>			
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	内容
	会費<平成30年10月~平成31年3月>	30,000	10-5	北摂文化懇話会会費(平成30年10月~平成31年3月分)
	合計	30,000		
備考				

北摂情報文化懇話会の皆様へ

平成30年度後期会費納入のお願い

謹啓 日中の暑さはまだまだ厳しい昨今ですが、会員の皆様にはますます
清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成30年度後期（10月ー平成31年3月）会費納入のお願い
をする時期となりました。6カ月分前納で3万円となっております。



名義 ・ 北摂情報文化懇話会 事務局長 井上 隆



名義 ・ 北摂情報文化懇話会 事務局長 井上 隆

以上にお振込いただくか、同封の郵便局の口座 （振込手数料無料） を
ご利用ください。

お手数ですが、10月末日 までに納入いただくよう、よろしく
申し上げます。

謹白

北摂情報文化懇話会事務局

TEL 079-563-2256

FAX 079-563-2286

領収書等添付様式【共通】

(平成30年10月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理 番号	使 途 項 目																						
6	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ <u>人件費</u>																						
	案分率	50%																					
	それ以外の案分 案分の説明 政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。 案分率																						
	ご利用明細票																						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">お取扱日</td> <td style="width: 20%;">店 番</td> <td style="width: 50%;">お取引内容</td> </tr> <tr> <td>30-10-24</td> <td></td> <td>カート送金</td> </tr> <tr> <td>記 号</td> <td>番 号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取扱番号</td> <td colspan="2">お取引金額</td> </tr> <tr> <td>N059</td> <td colspan="2">*96,400</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">残 高</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"> 送金料金 *432円 振込予定日 30-10-24 セキクヂ マサヒト </td> </tr> </table>		お取扱日	店 番	お取引内容	30-10-24		カート送金	記 号	番 号		取扱番号	お取引金額		N059	*96,400			残 高		送金料金 *432円 振込予定日 30-10-24 セキクヂ マサヒト		
お取扱日	店 番	お取引内容																					
30-10-24		カート送金																					
記 号	番 号																						
取扱番号	お取引金額																						
N059	*96,400																						
	残 高																						
送金料金 *432円 振込予定日 30-10-24 セキクヂ マサヒト																							
	ご利用いただきましてありがとうございました。																						
	—— ゆうちょ銀行 ——																						

(添付様式9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書

10月分		氏名		[Redacted]				
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	月							
2	火							
3	水							
4	木	14:00	15:30		1:30			
5	金							
6	土	16:00	20:00		4:00			
7	日							
8	月	15:00	18:00		3:00			
9	火	8:00	12:00		4:00			
10	水							
11	木							
12	金							
13	土							
14	日	8:00	12:00		4:00			
15	月							
16	火							
17	水							
18	木							
19	金							
20	土							
21	日	13:00	20:00		7:00			
22	月							
23	火							
24	水							
25	木							
26	金							
27	土							
28	日							
29	月	20:00	21:00		1:00			
30	火							
31	水							
計					(A) 24:30			

上記のとおり勤務したことを証明します。 関口正人 

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [時間 分] × 単価 [円] = 円(B)

①' 月額の場合 支給額 = 100,000 円(B)

② 時間外勤務手当等 支給額 = 0 円(C)

③ 総支給額 (B)+(C) = 100,000 円(D)

【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】

(D) - [3,600円](所得税・住民税、保険料本人負担額) = 96,400 円(E)

金 96,400 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。
平成30年10月 31日

氏名 [Redacted]

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与 総支給額(D)[100,000円] × 案分率[50%] = 50,000 円(F)

○ 保険料等雇用主負担額 総額 [円] × 案分率 [%] = 円(G)

○ 政務活動費充当額の計 (F)+(G) = 50,000 円

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(平成30年11月分)
 (会派名 維新の会)
 (議員名 関口正人)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
1		案分率 50% それ以外の案分 案分の説明 政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。

343-1402-1
 関口 正人 様

請 求 書

締切日 2018年10月20日
 振替日 2018年11月06日



下記の通り御請求申し上げます。

前回御請求額	御入金額	その他	繰越金額	御買上合計	今回御請求金額
19874	19874			26499	26499
ハイオク	レギュラー	軽油	灯油	口座振替のお知らせ 振替日 11月06日	
	172.22				

締切日以後の御入金に含まれていないので行き違いの節は悪しからざります。

月日	商 品 名	車番	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)
10 09	入金 (自動振替)				19874
09 25	レギュラー	0001	3183	1530	4870
10 04	レギュラー	0001	3055	1530	4674
10 10	レギュラー	0001	4552	1530	6965
10 13	レギュラー	0001	2702	1530	4134
10 19	レギュラー	0001	3730	1570	5856
			##合計##		26499
			(内消費税)		1963

「伊丹産業のでんき」は、
 電気料金を
7月検分より
値下げしました
 詳しくは裏面を開いてご覧下さい。

電 気 料 金
値 下 げ



※「伊丹米」は、伊丹産業株式会社の保証する、お米の登録商標です。

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(平成30年11月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理 番号	使 途 項 目							
	調査研究費・研修費・会議費 (広報広聴費) 要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費							
2		<table border="1"> <tr> <td>案分率</td> <td>97%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td> 政務活動のため発行したが、面積比を元に案分率97%を適用した。 </td> </tr> </table>	案分率	97%	それ以外の案分		案分の説明	政務活動のため発行したが、面積比を元に案分率97%を適用した。
案分率	97%							
それ以外の案分								
案分の説明	政務活動のため発行したが、面積比を元に案分率97%を適用した。							

振込金 (兼振込手数料) 受取書
 預金払戻請求書による振込受付書 (兼振込手数料受取書)

お振込日 和暦 30 年 11 月 17 日 (受付日 30 年 11 月 17 日)

お振込先	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 信金 <input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信組 <input type="checkbox"/> 労働金協 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> その他	支店
預金種目	口座番号	金額
		十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 円
		¥ 745,853

お振込先
 セイメイ
 ハンキントンバンク
 シェンモトエツロウ
 おなまえ ヤンキョウ堂 藤本悦郎 様
 お
 セイメイ
 ヤキク 4
 マサヒト
 おなまえ 関口正人 様
 おところ (おでんわ 079 - 561 - 5611)
 三田市 柳井台 3-54-1

振込手数料 (消費税含む) 864

(ご注意)
 ○振込先金融機関へは、受取人名のほか預金種目・口座番号を通知します。
 ○振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のためお振込が遅延または入金できないことがあります。
 ○通信機器・回線の障害など、やむを得ない事由によってお振込が遅延することもありますのでご了承ください。
 ○記載された個人情報、当該事務手続きのためにのみ利用し、それ以外の目的では利用いたしません。

毎度ありがとうございます。
 全国どこへでもお振込ができる当金庫の窓口を今後ともご利用ください。



中兵庫信用金庫

活動報告書

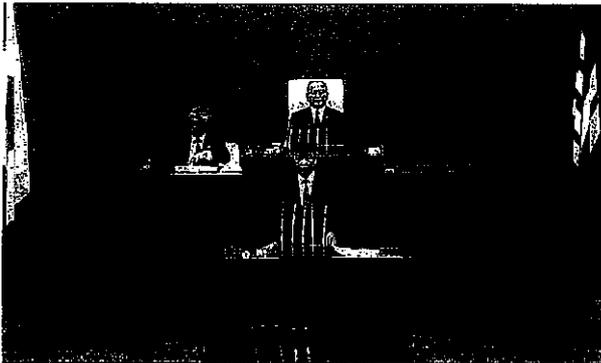
※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名	関口 正人
-----	-------

活動名	県政報告紙(関口正人レポート76号)の発行			
活動概要	<p>○発行日 平成30年11月6日(火)</p> <p>○発行部数 45,950 部</p> <p>○対象者 兵庫県民</p> <p>○配付方法 個別配付(手配り、及び、ポスティング)10,000 枚 新聞折込 35,950 枚</p> <p>○内容 9月定例議会での代表質問について、 平成31年度当初予算編成に対する重要政策提言について</p> <p>★案分率: 政務活動の記事が全体の97%を占めるため、按分率97%を適用する。</p>			
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	内容
	関口レポート No.76、ホームページ資料、及び、新聞折込代	723,477	11-2	ペンギン堂 印刷@11.4円×45,950枚=523,830円 ホームページ資料 5,000円 新聞折込代@4.5円×35,950枚=161,775円
	合計	723,477		
備考	*添付書類:県政報告「関口正人レポート76号」			



せきぐち正人レポート



2018年9月 兵庫県議会(本会議)代表質問

今年は熱中症になられた数が史上最高の人数となった非常に暑い夏を迎えた後、9月、10月には数多くの台風や集中豪雨に見舞われた異常気象の年となりました。

しかしながら、ようやく秋らしい季節を迎え、日に日に寒くなってまいりましたが、市民の皆様はお元氣でお過ごしでしょうか。

さて、私**せきぐち正人**は、兵庫県議会議員となりまして、任期の最後の年となる4年目の後半を迎えましたが、9月、10月に開催されました定例議会では、会派を代表して、3回目の代表質問を行いました。

本レポートでは私の質問と県の回答について、紙面の許す限りお伝えさせていただきましたが、県のホームページでも動画にて視聴できますので、ぜひご覧いただければ幸いです。

さて、今回の定例議会での代表質問では、私は9項目について質問しましたが、ポイントは以下の通りです。

まず、「兵庫2030年の展望」については、今年で県政150周年の節目を迎えるにあたり、県民とめざす未来像を明らかにするために県がこのたび策定したのですが、内容を見ると数多くの面で課題の深刻度の分析やその対応が不十分と考えます。県の回答では大局的な視点を示すことに主眼を置いているため、課題分析の深掘りや具体的な施策の検討にまで至っておらず、今後、計画策定や予算編成等の検討の中で具体化を図っていくとのことでしたが、今後の展開について注視する必要があると考えています。市民の皆様もぜひ県のホームページで「兵庫2030年の展望」を一度ご確認いただければと存じます。

公文書管理については、私が議会において継続的に問題提起している唯一の議員であり、任期中で4回目の質問となりましたが、今回も残念ながら知事の回答は得られませんでした。県民の資産である公文書管理条例の制定については制定済か検討を進めている都道府県も多く、兵庫県も検討しているとのことですが、この課題についても、今後継続して問題提起していく必要があると考えています。

障害者の差別解消については、障害者への差別がまだまだ解消されていないのが実態であり、県により実効性のある条例の制定について質問しましたが、残念ながら表面的な回答しか得られなかったのが実情です。三田市でも平成30年6月に障害者共生条例が制定されましたので、市民の皆様も市のホームページでご確認いただければと存じます。

兵庫県老人福祉計画については、今後の介護に向けた拠点整備や介護人材確保の課題について、どの程度進んでいないのか、足りていないのか良く分からない点を指摘し、今後のタイムリーな情報公開を求めました。今後取り組んでまいりたいと考えています。

主要農作物の種子と水道事業の官民連携については、両者と同じ構図であり、国が法を廃止、改正し民営化を推進しようとしていることに対して、米等の種子や種苗、また、水道という県民の大切な資産やライフラインにかかわることから、非常に慎重な取り組みが必要であることと県民へのタイムリーで十分な情報提供を求めました。県の回答はこれに沿ったものでしたが、今後とも注視していく必要があると考えています。

地球温暖化問題については、残念ながら質問と回答がかみあわず、期待する回答が得られませんでした。パリ協定の実現は困難になっているという指摘もあり、適応策だけでなく、緩和策について県の温暖化計画の内容を見直す必要があると考えています。

運動部の在り方に関する方針については、特に学校の運動部の休養日2日の遵守を中心に質問しました。大会前などどうしても活動時間が多くなっているのが実情と思われそうですが、先生と生徒の負担を考えると、休養日の週2日を徹底していくべきと考えています。

私**せきぐち正人**は、県議会議員となりまして、今までと変わらず、「任んで良かった、子供達が任み続けたい三田」を目指し、私の活動と県の動きを市民の皆様に出る限りお伝えしていくとともに、市民の皆様との接点を多く持ち、皆様のご意見を最大限に反映させた議員活動が行えるよう、また、市民の皆様と県政のパイプ役となりますよう、引き続き、積極的に発言・行動し、県政への能動的な働きかけを続けてまいりますので、皆様の変わらぬご支援をどうぞよろしくお願い申し上げます。また、ご意見ご要望等がございましたら、お気軽にご連絡、あるいは、記載していますタウンミーティングにもご参加いただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

●9月の兵庫県議会定例会における私の代表質問

1. 兵庫2030年の展望について
2. 地域創生における人口ビジョンの検証と今後の方針について
3. 公文書管理について
4. 障害者の差別解消について
5. 兵庫県老人福祉計画について
6. 主要農作物種子の安定供給について
7. 地球温暖化への県の対策
 - (1) 異常気象の要因とも考えられる温暖化への適応策について
 - (2) 温暖化対策の取り組みの見直しについて
8. 水道事業の官民連携に対する県の取り組み方針について
9. 運動部活動の在り方に関する方針について





1. 兵庫2030年の展望について

問	知事
<p>本会議において兵庫2030年の展望が上程される。この展望では、将来の不透明感が広がる中、未来を拓く展望を広く共有することが重要として、取り組みの方向性がポジティブな内容となることは理解できるが、私は数多くの点で課題に関する深刻度の分析とその対応が不十分であると考える。</p> <p>兵庫2030年の展望では経済成長や技術的イノベーションによって課題を解決することを主軸に置いているように思い、格差解消や社会的弱者への配慮、人口減少による人材不足への対応、AIやロボットが進展することに対応できない可能性のある人への対応、厳しい立場にある非正規雇用者への対応、適切な介護や医療を受けられない人の増加への対応、インフラ老朽化への対応、オールドニュータウン・空き家への対応、地球温暖化の進展への対応等、数多くの点で課題の深刻度の分析とその対応が不十分と考える。</p> <p>今後、兵庫2030年の展望を今後の施策や事業において、どのように位置付けて活用していくのか。</p>	<p>時代の転換期を迎え、先行きが見通しづらい今だからこそ、進むべき道を県民と共有することが必要だと考え、150周年という節目を迎え、県民とともにめざす未来像を明らかにするために、「兵庫2030年の展望」を取りまとめた。</p> <p>従って、展望の2030年のめざす姿や基本方針は、大局的な視点を示すことに主眼を置いているので、ご指摘の課題分析の深掘りや具体的な施策の検討にまで至っていないが、この基本方針をめざして、今後、各分野の計画策定や予算編成等の施策の検討の中で、具体化を図っていくことになると考えている。</p> <p>展望で描いた将来像の実現に近道はなく、それだけに、それぞれの課題の分析を進め、施策の充実につないでいかなければならない。また、展望を広く周知して県民の主体的な活動を促進していく必要がある。そのような意味で年内に各県民局単位で地域夢会議を開催していただき、その周知徹底を図るとともに、各県民局単位のご意見をお聞きすることにしている。このような作業を通じて県民の皆様とともに「すこやか兵庫」の実現をめざしていく。</p>

2. 地域創生における人口ビジョンの検証と今後の方針について

問	知事
<p>地域創生戦略は平成27年の人口ビジョンの策定から始まり、兵庫県の人口ビジョンでは560万人を超えた平成21年を頂点に兵庫県の人口は減少に転じており、今後も現行のまま推移すると2060年には366万人になると見込まれるものを、人口の自然増対策と社会増対策により人口減少を抑制し、2060年に450万人を目指すというのが設定された目標となっている。兵庫県地域創生戦略では地域活性化、事業創出、雇用創出の戦略や取り組みが中心になり、それらが人口減少を止めることに本当に貢献しているのか、目的と手段の検証が必要と考える。地域創生戦略の策定実行から3年が経過しようとしているが、県はこの人口ビジョンの実現に地域創生戦略の取り組みがどのように貢献しているのか、現時点の地域創生の取り組みの人口減少抑制に対する効果の検証と今後の方針について知事の所見を伺う。</p>	<p>平成29年度の実績を見ると、自然増対策では出生数42,198人で、目標44,000人に対して初めて目標を下回った。社会増対策では、2年連続で転出超過が改善したものの、依然として若者を中心に転出超過の傾向は変わっていない。</p> <p>今回の戦略の実施状況の検証では、目標と各施策との関連性をわかりやすく体系化し、この中で、自然増、社会増の人口面での目標達成には、若者の転出超過、特に女性人口の減少が大きな課題になったと認識している。こうした状況を踏まえ、補正予算では、自然増対策としては、新たに保育所等の定員の弾力化による受入拡充を支援し、社会増対策としては、県内女子大生の就業促進の取り組みを強化することとした。</p> <p>今後とも、戦略に掲げた事業を着実に推進し、毎年度、的確な検証を行いつつ、必要な施策を弾力的に立案、実行していく。</p>



3. 公文書管理について

問	副知事
<p>文書管理に関しては、これまで過去3回質問し、県の公文書管理の課題や県民の資産である公文書に関する文書管理規則や要綱ではなく、公文書管理条例の必要性について問題提起してきた。</p> <p>4月の知事の定例会見では、「最近ではできるだけ公文書の範囲を広くしよう、広くした方が望ましいのではないかと」という議論が見受けられ、兵庫県としても検討してある価値があると考えている。まだ検討のゴールサインを出しているわけではないが、そういう受け止めが増えてきており、公文書について再確認していく必要が生じるかもしれない。公文書の所管課ともよく相談をしていきたい。」とコメントされた。このことに対して、県においてどのような議論が行われ、現時点でどのような状況にあるのか。</p> <p>また、これまで議会において、公文書管理について知事からの回答はいただけていない状況だが、今回、改めて、知事は県における公文書管理の課題や公文書管理条例の制定について、どのように考えているのか、知事の所見を伺う。</p>	<p>6月の県議会以降、国において適正な手続きを経ずに文書が修正されるなどの事象の発生を受け、公文書管理の適正の確保のための取り組みの方針が閣僚会議で決定された。そこでは、公文書の定義の見直しなど法律レベルの見直しなく、研修の充実強化、文書管理の人事評価への反映、電子的な文書管理の仕組みの構築など、現行法令の枠組み内での制度改善が主な内容で、その具体的な取り組みについてはまだ明らかになっていない。</p> <p>一方、本県では、公文書管理の定義は国と同様で、新たな条例の制定の必要が生じているわけではないと考えているが、文書管理の適切な運用を図るためには、これまで個々の通知で周知してきた内容をわかりやすく体系的に再編した指針の策定も重要であるなど、新たな取り組みも必要であると考えている。</p> <p>適正な公文書の管理は、情報公開の推進と公正で透明な行政運営に不可欠で、常に文書管理制度の改善に取り組んでいかなければならないと考えており、公文書管理の条例の制定、新たな取り組みについてもその過程で検討していきたいと考えている。</p>

4. 障害者の差別解消について

問	知事
<p>平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、兵庫県においても対応を行ってきたが、障害者の方々日常生活において、さまざまな差別を受けている実態はまだ根深く、本来提供されるべき支援を拒否されたり、体験する機会を奪われたり、差別的な言動を受けたりすることによって、障害のある人の権利が侵害され、苦痛を我儘するしかなかった当事者も多いのが、まだまだ実態であると私は考えている。</p> <p>障害者差別解消法にはない、一般の人からの差別についての禁止等を定めたり、国の法律では設けられていないあつせん、勤労・公表といった差別解消のための罰則を定めた条例を制定した自治体もあり、三田市でも平成30年6月に「障害者共生条例」が制定された。県は寄せられる相談等から障害者差別の実態をどのように認識しているのか、また、差別解消のための具体的対策を盛り込んだ条例を制定すべきと考えるが当局の所見を伺う。</p>	<p>昨年度、障害者差別解消相談センターにおいて135件、弁護士・福祉専門職による無料法律相談においては197件の相談を受け、内容をみると、飲食店における入店拒否等、事業者の障害者に対する配慮不足は未だに報告がみられている。しかし、センターへの相談件数は一昨年度と比べ約3割減っており、一般県民からの不当な差別的取り扱いや合理的配慮の不提供等を訴えるものはないなど、事業者や県民の障害者に対する偏見や誤解を解くことは徐々に進んでいると認識している。</p> <p>県民や事業者、団体、行政の参画と協働のもと、障害の有無だけでなく、年齢、性別、言語、文化等の違いに関わりなく、全ての人が地域社会の一員として尊重されるユニバーサル社会の実現を目指して、この4月にユニバーサル社会づくりの推進に関する条例が施行されている。今後は、今議会に上程中のこのユニバーサル条例の実施方策となる「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」に基づき、必要な施策を実施することにより、障害者の差別解消の推進を図っていく。</p>



5. 兵庫県老人福祉計画について

問	知事
<p>平成30年3月に策定された兵庫県老人福祉計画では、今後の高齢化人口、要介護認定者の推移、認知症高齢者の推計等を踏まえ、重点課題として地域包括ケアシステムの深化・推進を挙げ、介護サービスの充実強化、人材の確保と定着に向けた取り組みを挙げられている。</p> <p>この計画で指摘したいことは、この計画では目標値も定められているが、各市町において現時点で施設整備状況や拠点の整備、介護人材の確保がどの程度深刻な課題となっているのか、どの程度遅れているのか、足りないのか、よく分からないという点である。そのため、今後の進行管理の中で、整備状況や人材確保の状況に関する市町ごとの進捗や課題、どの程度深刻なのか、足りないのか、遅れているのかを明確にし、議会と県民にタイムリーに情報提供していただくことが必要と考えるが、当局の所見を伺う。</p> <p>また、今後、一人暮らしの高齢者や低所得の高齢者がますます増えていくことが想定されるが、一人暮らしの高齢者、低所得の高齢者に対して、県はどのような介護面での対応を想定しているのか。</p>	<p>兵庫県老人福祉計画や市町の介護保険事業計画の実施に当たっては、県と市町がその現状を確認・分析して、取り組みに生かしていく必要があり、このため毎年度介護サービスの基盤整備の実績等を市町ごとに把握し、広域的な観点から市町を指導している。これを議会と県民に対しても進捗状況等を今後提供していくことにしたい。介護人材確保については、今期の市町介護保険事業計画に人材確保に向けた取り組みを定めるよう求められており、市町と連携してその確保状況を把握していく。</p> <p>在宅生活を支援する定期巡回・随時対応サービスについては、現時点で50事業所が整備され、27市町において利用可能となっているが、2025年の300事業所の目標には、まだまだ遠い状況である。また、小規模多機能型居宅介護については、241事業所が整備され、概ね全市町で利用可能となっているが、2025年には約300の事業所の整備を目指している。</p> <p>また、低所得の方も数多く利用している特別養護老人ホームの整備を計画的に進めていき、低所得者に対しては、サービス利用時の自己負担の軽減や施設サービスの居住費・食費の負担軽減の制度もあり、その周知と活用を進めていく。</p>



6. 主要農作物種子の安定供給について

関 口	副 知 事
<p>平成30年4月に主要農作物種子法が廃止され、兵庫県はこれに対し都道府県の中でいち早く、主要農作物種子生産条例を制定した。現時点では民間による主要農作物の種子生産はほとんど行われておらず、民間だけでは農業者の求める安定した量や品種を確保することが見込めない状況にあり、このため、引き続き県が主要農作物の優良な種子を安定供給する体制を維持する必要があるということと条例制定の理由として挙げられている。</p> <p>一方、国においては戦略物資である種子・種苗について、民間活力を最大限に活用した開発・供給体制を構築することとし、平成29年8月に施行された農業競争力強化支援法において、国や都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進することとしている。しかし、民間事業者へ一方的に知見を提供することは、民間事業者のみがメリットを享受して種子の私有化が進んだり、海外事業者に種子開発と生産の主導権が移ってしまうといったことが懸念される。兵庫県では、民間事業者から種苗生産に関する知見を求められた場合、どのような対応を行うのか、今後、民間事業者と連携した品種開発や種子の安定供給にどのように取り組むのか。</p> 	<p>先般制定した主要農産物種子生産条例は、国における種子法の廃止を受け、県が引き続き責任を持って優良種子の安定供給体制を維持するために定めた。</p> <p>この条例に基づき、県内に普及すべき優良品種を「奨励品種」に指定して、原種等の生産や種子審査を行っている。品種開発についても、これまでから、県が中心となって行っており、最近では酒米としての適正に優れ、病気に高温に強い酒米「Hyogo Sake 85」を育成した。さらに、現在、主食用米では、JAグループと連携して高温に強く食味のよい県オリジナル品種の開発に取り組んでいる。</p> <p>しかし、品種開発に長い年数を要するなど採算性の面から、現時点では、民間事業者による主要農作物の品種開発や種子生産は、ほとんど行われていないのが実情で、こうした中で、農業競争力強化支援法に基づき、県が民間事業者から種子生産に関する知見の提供や連携した品種開発を求められた場合は、これに関する国の通知などを踏まえ、県の試験研究の方向性と合致する場合に限り、共同研究契約や利用許諾契約を結ぶなど、適切な条件を設定したうえで対応することとしている。今後も、優良品種の開発、導入を進めるとともに、引き続き原種の生産など優良種子の安定供給に取り組んでいく。</p> 

7. 地球温暖化への県の対策について

関 口	知 事
<p>(1) 異常気象の要因とも考えられる温暖化への適応策について</p> <p>今年の夏は高温が続き記録的に暑い夏となり、世界的にも数多くの地域で記録的な高温が続き、異常気象に見舞われた年であったといえる。私は平成27年9月の代表質問で地球温暖化への対応について質問し、地球温暖化の最も恐ろしいシナリオとして、今まで変化のなかったものが、あるしきい値を超えると一気に動きだしてしまう、ティッピングポイントに陥れたが、私はこれらが動き出すと、人類の文明が崩壊するといった過言ではないと考える。</p> <p>県は今年の異常気象と地球温暖化の関連、温暖化の進展度合や深刻度、危機感に対してどのような認識を持っているのか。また、今年の異常気象の関連で県として温暖化への適応取り組みの必要性、重要性について改めて積極的に県民に対し情報発信し、働きかけるべきと考えるが、当局の見解を伺う。</p>	<p>本年7月の西日本豪雨や夏の猛暑など、近年にない気象状況が観測されているが、これが地球温暖化に起因すると特定はできないものの、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高くなることが予測されており、被害を回避・軽減する、地域に適した取り組みが重要であると認識している。</p> <p>本県では、昨年3月に「温暖化からひょうごを守る適応策基本方針」を策定し、取り組みを展開しており、県内各地の気温の将来予測や農林水産業に与える影響評価、県民モニターアンケート調査やワークショップによる県民が懸念する温暖化の影響把握、ホームページやパンフレットによる温暖化の影響や対応策、県の取り組み等の周知等を図っている。本県も、「温暖化からひょうごを守る適応策基本方針」を6月に公布された「気候変動適応法」に基づく「地域気候変動適応計画」として改定し、県内の地域特性に応じた温暖化に負けないひょうごづくりを目指していくこととしており、これを県民に理解と関心を深める積極的な情報発信に努めていく。</p>
<p>(2) 温暖化対策の取り組みの見直しについて</p> <p>県は低炭素社会の社会の実現を目指し、日常生活や経済活動において、「省エネ型ライフスタイル」への転換や低炭素の取り組みを進めているが、私はこれら現状の取り組みで、温暖化の進展の度合いや深刻度を考えると、取り組みの網羅性や効果の面から不十分であると考える。</p> <p>大量生産/大量消費/大量廃棄を前提とした経済システムを見直し、物の消費を志向しない新しい豊かさの実現など、物の消費そのものに着目したライフスタイルの見直しが必要ではないか。そこで、この温暖化対策を進めていく前提としてライフスタイルの見直しに対する当局の所見を伺う。また、県は家庭部門の取り組みの中心としてうちエコ診断等の取り組みを進めているが、家庭部門に対して、何らかのよりインパクトのある取り組みが必要ではないか。ライフスタイルなどの見直しと合わせ、家庭部門の取り組みの見直しについて当局の所見を伺う。</p>	<p>県としては「兵庫県地球温暖化対策推進計画」に基づき、省エネ化に止まらない「ライフスタイルの転換」の取り組みとして、「省エネ」「創エネ」「エネルギーを創る」「蓄エネ」エネルギーを蓄積するの「省・創・蓄」を賢く組み合わせて、エネルギーを効率的に利用する暮らし方であるスマートライフを提案している。具体的方策としてスマートライフマイスター認定制度、出前教室、地球温暖化防止活動推進員による普及啓発、ホームエネルギーマネジメントシステム・家庭用蓄電池の導入補助・再エネ・省エネ設備の低利融資など具体的な施設の整備などの促進を図っている。</p> <p>「うちエコ診断」を受診し、提案された設備導入を行った家庭は、40%以上のCO2削減効果があり、このような優れた取り組みの成果を広く県民に発信して取り組んでもらうようにしたい。また、人や社会、環境などに配慮した商品等を選択するいわゆる「エシカル消費」、食品ロスの削減など、県民一人ひとりが何をすべきかについての情報をあらゆる機会を通じて積極的に提供して、家庭のCO2の大幅削減を進めていく。</p>

8. 水道事業の官民連携に対する県の取り組み方針について

関 口	副 知 事
<p>水道法改正案は先の定例会合では最終的には成立に至らなかったが、早晩成立するものと考えている。この水道法改正案では、官民連携の推進を目的として挙げ、コンセッション方式という、民間事業者が経営主体となり、当該事業に対する最終的な経営責任を民間事業者が持ち、重要な方針、計画や施策の決定権を持つことが可能になる民間化手法が可能とされている。</p> <p>一方、県は平成30年3月に兵庫県水道事業のあり方に関する報告書を出したが、官民連携の推進についてはほとんど触れられていない。</p> <p>水道事業の官民連携に対しては県民のライフラインである水道に関することから非常に慎重な取り組みが必要と考える。県は今後の水道法改正も踏まえ水道事業の官民連携に対してどのような方針で取り組んでいくのか、また、水道法改正や官民連携に関しては、ほとんどの県民がその状況を知っておらず、県民に対して、十分かつタイムリーに県の対応、取り組み状況を説明していく必要があると考えるが、所見を伺う。</p>	<p>水道法の改正案において官民連携の手法としてコンセッション方式の創設が議論されているが、このコンセッション方式については、水道が私たちの最も基本的なライフラインであることから、適切な利用料金の範囲内で長期かつ安定的な経営が本当に可能かどうかを市町において慎重に検討する必要があると考えている。</p> <p>民間事業者も将来の料金収入や施設更新費用など長期にわたる事業リスクを考慮する必要があり、改正法が成立しても、今後の人口減少や節水機器の普及等による必要の減少を考えると、直ちに導入が進んでいく状況にはないのではないかと認識している。</p> <p>周知広報では、官民連携の推進方策を含む今回の水道法改正について市町に周知・説明を行っており、7月の衆議院での法案通過後も速やかに全県会議を開催して、情報提供を行っている。今後、さらに県ホームページ等を通じ、一般の県民にも周知していく。</p> 

9. 運動部活動の在り方に関する方針について

関 口	教 育 長
<p>平成30年3月にスポーツ庁より「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定された。このガイドラインでは、教師の長時間勤務の解消、部活動指導員の任用、体罰・ハラスメントの根絶、バーンアウトへの対応、適切な休養日や休養期間の設定が示されている。これを受け、本県教育委員会では、本県の「運動部活動の在り方に関する方針」として、「いきいき運動部活動」を今年に改訂された。部活動においては、これまで中学校では週2日以上、高校では週3日以上、部活動として文部科学省は指針として提示してきたが、この休養日等の設定指針はこれまででも守られてこなかったのが実態であり、兵庫県の部活動の活動時間はスポーツ庁の調査によると全国的にも長く、先生や生徒の大きな負担になっているのではないかと考える。</p> <p>そこで、今回の方針策定にあたり、どのような点を重要な項目として策定したのか。また、特に、週2日以上、休養日の設定について、今回はどのように徹底するのか、所見を伺う。</p> <p>また、教員・生徒の大きな負担については、運動部に注目が集まるところだが、文化部にも目を向ける必要がある。文化部の方針策定についても併せて所見を伺う。</p> 	<p>本県では平日週1日以上、休日週2日以上、休養日の確保などを柱として「いきいき運動部活動」を作成し、適切な運動部活動の推進を図ってきたが、平成30年3月スポーツ庁からガイドラインが示されたので、「いきいき運動部活動」を関係団体とも相談しながら改訂し、9月から普及を図っている。改訂の主な点は、休養日を平日1日・休日1日の週2回以上に拡大するとともに、平日が2時間程度、休日が3時間程度と、活動時間を設定している。</p> <p>休養日の設定状況については、29年度年間の総日数ではほぼ確保できているが、毎週定期的な実施ということについては不十分となっており、直前に迫った大会等で「勝つには練習が不可欠」という、休むことへの抵抗感があるのではないかと考えている。このため、医学的見地から定期的に休養することの必要性や有効性、短時間の練習でも効果的な成果を上げるというような活動事例の紹介など、周知を図りたいと考えている。さらに学校のホームページ等を活用し、保護者や地域の方々にも休養日の必要性について周知を図りたい。</p> <p>文化部の方針については現在文化庁において、ガイドラインの策定にむけた議論が行われており、今後、国の動向をみながら県としての方針を決定していきたい。</p>

●平成31年度 当初予算編成に対する重要政策提言



維新の会 県議会議員団

平成30年9月に維新の会兵庫県議会議員団は、県に対し平成31年度当初予算編成に対する重要政策提言を行いました。

本年は兵庫県が成立して150年目ですが、県政150年を迎え、先人たちの知恵とチャレンジ精神が詰まった兵庫県をより一層飛躍させて行く年にしなければならぬと考えています。

経済に目を向けると、ラグビーワールドカップ2019、東京オリンピック・パラリンピック、ワールドマスターズゲームズ2021関西等、今後の景気の上振れも期待されていますが、貿易や通貨を含む不安定な政権運営など依然として懸念されています。また、急速に進展する少子高齢化、転出超過の人口減少、阪神・淡路大震災以降の兵庫県の財政問題や多発する災害への備え等課題は山積みです。

このような中、維新の会議員団は、兵庫県を魅力あふれる県に立て直し、地域から活力ある日本を創造していくため、重要な政策として、県に対し、以下の16項目の提言を行いました。



I. 頑張る人が報われる兵庫

1. 教育環境の整理

私立高校授業料の無償化、県立高等学校への交通費助成制度
子どもの貧困対策、グローバル社会で活躍できる人材の育成
小中学校への空調設備の設置 等

2. 誰もが活躍できる社会の実現

女性が活躍するための環境整備、若者の就業支援
高齢者の活躍促進、障害者への就労支援の強化

II. 魅力あふれる兵庫

1. 地方分権の推進

国土の双眼構造の実現、国からの権限移譲と市町への権限移譲
国家戦略特区のより一層の活用、関西広域連合の役割強化 等

2. 観光産業の振興

2025年国際博覧会の対策、インバウンド対策の強化、兵庫の魅力発信

3. 働き方改革の推進

AI・ロボット・IoTの導入推進、テレワーク・フレックスなどの
新しい働き方の導入、県庁における働き方改革の推進

4. 地域創生の推進

兵庫県地域創生戦略の推進、大学・大学院等の誘致
空き家対策の推進、オールドニュータウンの再生

5. 子育てしやすい兵庫県の実現

幼児教育無償化の推進、待機児童の解消 等

6. 社会インフラの整備推進

交通インフラの整備促進、空港の利用促進、水道水供給事業
等

III. 活力ある兵庫

1. 財政健全化に向けた取り組み

行政改革の推進

2. 農林水産業の振興

兵庫産のブランド化の推進、ロボット・ICT・AI・ビッグデータ
による次世代農林水産業の構築、担い手対策の推進 等

3. ものづくり産業の振興

中小企業の振興、ものづくりへの関心の高揚と人材の確保
次世代産業の創出

4. 芸術文化・スポーツの振興

芸術文化の振興、プロスポーツチームとの協調
次世代を担う若手の育成 等

IV. 安全・安心して暮らせる兵庫

1. 防犯・犯罪対策の推進

国際的なテロ等に対する対策、反社会的組織の撲滅
特殊詐欺犯罪への対策、高齢者の交通安全対策

2. 減殺・防災対策

避難行動要支援者対策と迅速な被害状況の把握
台風・ゲリラ豪雨等による対策

3. 医療体制の整備

医療材確保対策の推進、がん対策の推進 等

4. 環境問題への取り組み

兵庫県地球温暖化対策推進計画の着実な取り組み、特定外来生
物等への対策推進、豊かで美しい瀬戸内海の再生の推進

市民の皆様との茶話会のご案内 (第63回 タウンミーティング)

日時：12月2日(日) 午後2時00分～4時00分

場所：ワッティタウン市民センター 2F 視聴覚室

皆様のご意見を是非直接お伺いしたいと存じます。



今後とも身の回りの身近な問題や困ったことがあった時には

ぜひ、**せきぐち正人** まで、お気軽にご相談ください。

〒669-1321 三田市けやき台3-54-1

TEL 079-565-5611 FAX 079-565-4711

ホームページ：<http://www.sanda-sekiguchi.com/> メールアドレス：info@sanda-sekiguchi.com

領収書等添付様式【共通】

(平成30年11月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	

3	案分率	50%
		それ以外の案分
	案分の説明	政務活動及びそれ 以外の議員活動の ため、共通案分率 50%を適用した。

年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
▲13				▶13
▲14				▶14
▲15				▶15
▲16				▶16
▲17				▶17
▲18				▶18
▲19				▶19
▲20				▶20
▲21				▶21
▲22				▶22
▲23				▶23
▲24	30-11-19	(トヨタファイナンス)	自払 56,160	▶24

- 現在高(貸付高)の金額に-(マイナス)がある場合は貸付高を表します。
- 通帳をATM(現金自動預払機)に挿入するときは、矢印の方向に挿入してください。

自動車リース代

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(平成30年11月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理 番号	使 途 項 目																																		
4	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費																																		
	案分率	<table border="1"> <tr> <td>案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td> 政務活動及びそれ 以外の議員活動の ため、共通案分率 50%を適用した。 </td> </tr> </table>	案分率	50%	それ以外の案分		案分の説明	政務活動及びそれ 以外の議員活動の ため、共通案分率 50%を適用した。																											
案分率	50%																																		
それ以外の案分																																			
案分の説明	政務活動及びそれ 以外の議員活動の ため、共通案分率 50%を適用した。																																		
	<div style="text-align: center;"> <h4>ご利用明細票</h4> <table border="1"> <thead> <tr> <th>お取扱日</th> <th>店番</th> <th>お取引内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30-11-27</td> <td>██████</td> <td>カード送金</td> </tr> <tr> <td></td> <td>記号</td> <td>番号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>██████</td> <td>██████</td> </tr> <tr> <th>取扱番号</th> <th colspan="2">お取引金額</th> </tr> <tr> <td>N417</td> <td colspan="2">*96,400</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">残高</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">██████</td> </tr> <tr> <td>送金料金</td> <td colspan="2">*432円</td> </tr> <tr> <td>振込予定日</td> <td colspan="2">30-11-27</td> </tr> <tr> <td colspan="3">セキグチ マサヒト</td> </tr> </tbody> </table> <p>ご利用いただきましてありがとうございました。 <u>ゆうちょ銀行</u></p> </div>		お取扱日	店番	お取引内容	30-11-27	██████	カード送金		記号	番号		██████	██████	取扱番号	お取引金額		N417	*96,400			残高			██████		送金料金	*432円		振込予定日	30-11-27		セキグチ マサヒト		
お取扱日	店番	お取引内容																																	
30-11-27	██████	カード送金																																	
	記号	番号																																	
	██████	██████																																	
取扱番号	お取引金額																																		
N417	*96,400																																		
	残高																																		
	██████																																		
送金料金	*432円																																		
振込予定日	30-11-27																																		
セキグチ マサヒト																																			

(添付様式 9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書								
11月分		氏名						
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	木							
2	金							
3	土	16:00	20:00		4:00			
4	日	9:00	11:00		2:00			
5	月	9:00	10:00		1:00			
6	火							
7	水							
8	木							
9	金							
10	土	13:00	15:00		2:00			
11	日							
12	月	10:30	11:30		1:00			
13	火							
14	水							
15	木							
16	金							
17	土							
18	日	9:00	12:00		3:00			
19	月							
20	火							
21	水							
22	木	20:00	21:00		1:00			
23	金	11:00	12:00		1:00			
24	土	14:30	20:30		6:00			
25	日	9:00	12:00		3:00			
26	月							
27	火							
28	水							
29	木							
30	金							
計					(A) 24:00			

上記のとおり勤務したことを証明します。 関口正人 

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [時間 分] × 単価 [円] = 円(B)

①' 月額の場合 支給額 = 100,000 円(B)

② 時間外勤務手当等 支給額 = 0 円(C)

③ 総支給額 (B) + (C) = 100,000 円(D)

【実支給額(総支給額－諸控除額)の計算】

(D) - [3,600円](所得税・住民税、保険料本人負担額) = 96,400 円(E)

金 96,400 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。
平成30年11月30日
氏名 

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与 総支給額(D)[100,000円] × 案分率[50%] = 50,000 円(F)

○ 保険料等雇用主負担額 総額 [円] × 案分率 [%] = 円(G)

○ 政務活動費充当額の計 (F) + (G) = 50,000 円

領収書等添付様式【共通】

(平成30年12月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理番号	使 途 項 目							
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費							
1		<table border="1"> <tr> <td>案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td>政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。</td> </tr> </table>	案分率	50%	それ以外の案分		案分の説明	政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。
案分率	50%							
それ以外の案分								
案分の説明	政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。							

普通預金(兼お借入明細)

12

年-月-日	摘 要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	前引残高(円)
130-12-06	ガス	*21,648	燃料費	

343-1402-1
関口 正人 様

請 求 書

伊丹産業株式会社

締切日 2018年11月20日
振替日 2018年12月06日

下記の通り御請求申し上げます。

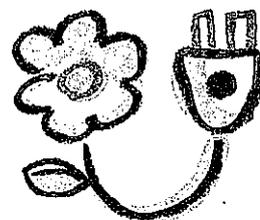
前回御請求額	御入金額	その他	繰越金額	御買上合計	今回御請求金額
26499	26499			21648	21648
ハイオク	レギュラー	軽油	灯油	口座振替のお知らせ 振替日 12月06日	
	136.74				

締切日以後の御入金は含まれていないので行き違いの節は悪しからずご了承願います。

月日	商 品 名	車番	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)
1106	入金(自動振替)				26499
1024	レギュラー	0001	2770	1600	4432
1104	レギュラー	0001	3230	1600	5168
1109	レギュラー	0001	4799	1570	7534
1111	レギュラー	0001	2875	1570	4514
				##合計##	21648
				(内消費税)	(1603)

従量電灯A

関電
よりも
お安く



伊丹産業のでんき

詳しくは裏面を開いてご覧下さい

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(平成30年12月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理 番号	使 途 項 目					
2	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費					
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1129 383 1297 465">案分率</td> <td data-bbox="1297 383 1415 465">50%</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1129 465 1415 1023"> それ以外の案分 案分の説明 政務活動、及び、それ以外の議員活動で利用するため、共通案分率50%を適用した。 </td> </tr> </table>	案分率	50%	それ以外の案分 案分の説明 政務活動、及び、それ以外の議員活動で利用するため、共通案分率50%を適用した。	
案分率	50%					
それ以外の案分 案分の説明 政務活動、及び、それ以外の議員活動で利用するため、共通案分率50%を適用した。						

領 収 証		No. 086892								
関口正人事務所 様		2018年 12月 13 日								
金 額	<table border="1" style="width: 100%; height: 40px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">¥</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">5</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">8</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">3</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">2</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">0</td> </tr> </table>			¥	5	8	3	2	0	
		¥	5	8	3	2	0			
但し 上記の金額正に領収致しました(税込)										
セントラル事務株式会社 〒664-0873 伊丹市 番 13 号 ☎ 伊丹 8558		内 訳 現金 _____ 小切手 _____ 手 形 _____ お振込 _____ 相 殺 _____								

--	--

請求書

669-1321

兵庫県三田市けやき台3丁目54-1

18年12月1日

関口正人事務所

様

SHARP 株式会社

セントラル事務機器株式会社

伊丹市野間1丁目18番13号
電話(072)78118558代

11月30日締切	請求明細	1/1枚	1457		
前回御請求額	今回御入金額	繰越金額	今回御買上額	消費税額	税込合計
0	0	0	54,000	4,320	58,320
					今回御請求額
					58,320

日付	伝票No.	区	品番	品名	数	量	単位	単価	金額	備考
11/26	126603	1	保守料	TK-8326Y(S)		1	式	18,000	18,000	
		1	保守料	TK-8326M(S)		1	式	18,000	18,000	
		1	保守料	TK-8326C(S)		1	式	18,000	18,000	
				(合計消費税)					4,320	

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(平成30年12月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理 番号	3		用途項目	
	調査研究費・研修費・会議費 <u>広報広聴費</u> 要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費			
			案分率	97%
			それ以外の案分	
			案分の説明	政務活動のため発行したが、面積比を元に案分率97%を適用した。
			案分率	

- 振込金（兼振込手数料）受取書
 預金払戻請求書による振込受付書（兼振込手数料受取書）

お振込日 和暦 30年12月13日 (受付日 30年12月13日)

お振込先	[Redacted]		信 銀 信 農 所 金 行 組 金 協 他	[Redacted]	支店	
	預金種目	普通 当座 貯蓄 その他	口座番号	[Redacted]	金額	
				十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 円		
				¥ 596,975		
お受取人	セイ	ヘンキントウ				振込手数料 (消費税含む)
	メイ	フジモトエツロウ				864
おなまえ		ヤギン堂 藤本悦郎 様				<p><ご注意></p> <ul style="list-style-type: none"> ○振込先金融機関へは、受取人名のほか預金種目・口座番号を通知します。 ○振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のためお振込が遅延または入金できないことがあります。 ○通信機器・回線の障害など、やむを得ない事由によってお振込が遅延することもありますのでご了承ください。 ○記載された個人情報は、当該事務手続きのためにのみ利用し、それ以外の目的では利用いたしません。 <p>毎度ありがとうございます。 全国どこへでもお振込ができる当金庫の窓口を今後ともご利用ください。</p>
おところ		[Redacted]				
ご依頼人	セイ	セキク				
	メイ	マサヒト				
おなまえ		関口正人 様				
おところ		(おでんわ 079 - 565 - 5611) 三田市やま台 3-54-1				

会 員 外

中兵庫信用金庫

活動報告書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名	関口 正人
-----	-------

活動名	県政報告紙(関口正人レポート77号)の発行			
活動概要	<p>○発行日 平成30年12月6(木)</p> <p>○発行部数 45,950 部</p> <p>○対象者 兵庫県民</p> <p>○配付方法 個別配付(手配り、及び、ポスティング)10,000 枚 新聞折込 35,950 枚</p> <p>○内容 平成29年度 兵庫県の決算収支の状況 平成29年度 兵庫県決算について 兵庫2030年の展望について 農政環境常任委員会の地域開催</p> <p>★案分率: 政務活動の記事が全体の97%を占めるため、按分率97%を適用する。</p>			
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	内容
	関口レポート No.77、ホームページ資料、及び、新聞折込代	579,065	12-3	ペンギン堂 印刷@8.4円×45,950枚=385,980円 ホームページ資料 5,000円 新聞折込代@4.5円×35,950枚=161,775円
	合計	579,065		
備考	*添付書類:県政報告「関口正人レポート77号」			

せきぐち正人レポート



今年もいよいよ残りわずかとなってまいりましたが、市民の皆様はいかがお過ごしでしょうか。風邪などひかれておられませんでしょうか。

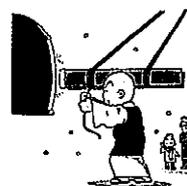
さて、9月議会では平成29年度決算が審議の上、承認されましたが、本レポートでその概要についてご報告させていただきました。

また、井戸知事の施策の目玉の一つとして、このたび「兵庫2030年の展望」が作成されました。この内容は私の代表質問でも最初の質問として取り上げましたが、市民の皆様にも是非知っていただきたいと考え、概要をご報告させていただきましたと存じます。県のホームページでも確認できますので、ぜひご覧いただければと思います。

さらに、今年度は農政環境常任委員長として精力的に活動を続けておりますが、活動の一つである委員会の地域開催についてご紹介させていただきました。

私**せきぐち正人**は、変わらぬ姿勢で、駅に立ち市民の皆様と会い、定期的にレポートを書き、

皆様に配り、タウンミーティングを開催してまいります。今後とも「住んで良かった、子供達が住み続けたい三田」を目指し、市民の皆様との接点を多く持ち、皆様のご意見を最大限に反映させた議員活動が行なえるよう、引き続き、積極的に発言・行動し、県政への能動的な働きかけを続けてまいりますので、皆様のご指導ご支援をどうぞよろしくお願い申し上げます。



平成29年度 兵庫県の決算収支の状況

(単位：百万円、%)

区 分	H29年度	H28年度	H29-H28	H29/H28
歳入総額 A	1,856,931	1,903,785	▲ 46,854	97.5
歳出総額 B	1,849,505	1,869,319	▲ 19,814	98.9
形式収支 C=(A-B)	7,426	34,466	▲ 27,040	21.5
翌年度繰越財源 D	6,536	※ 33,616	▲ 27,080	19.4
実質収支 E=(C-D)	890	850	40	104.7
単年度収支 F	40	29	11	137.9
財政基金積立金 G	426	411	15	103.6
財政基金取崩額 H	0	0	0	—
実質単年度収支 (F+G-H)	466	440	26	105.9

※超低金利環境を踏まえた平成29年度繰越事業分の県債の前倒し発行(300億円)含む

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(平成30年12月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
4		案分率 50%
		それ以外の案分 案分の説明 政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。
	案分率	

通常貯金 (兼お借入明細)				6	
年月日	取組	お借入金額	支払		
-01					01▷
-02					02▷
-03					03▷
-04					04▷
-05					05▷
-06					06▷
-07					07▷
-08					08▷
-09	30-12-17	(トヨタファイナンス)	自払	56,160	09▷
-10					10▷
-11					11▷
-12					12▷

自動車リース代

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(平成30年12月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理 番号	使 途 項 目																																														
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ 人件費																																														
5		案分率	50%																																												
		それ以外の案分 案分の説明 政務活動及びそれ 以外の議員活動の ため、共通案分率 50%を適用した。																																													
		案分率																																													
ご利用明細票																																															
<table border="1"><thead><tr><th>お取扱日</th><th>店 番</th><th colspan="2">お取引内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>30-12-19</td><td></td><td colspan="2">カート送金</td></tr><tr><td></td><td>記 号</td><td colspan="2">番 号</td></tr><tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>取扱番号</td><td colspan="3">お取引金額</td></tr><tr><td>N118</td><td colspan="3">*96,400</td></tr><tr><td></td><td colspan="3">残 高</td></tr><tr><td></td><td colspan="3"></td></tr><tr><td colspan="4">送金料金 *432円</td></tr><tr><td colspan="4">振込予定日 30-12-19</td></tr><tr><td colspan="4">セキクチ マサヒト</td></tr></tbody></table>				お取扱日	店 番	お取引内容		30-12-19		カート送金			記 号	番 号						取扱番号	お取引金額			N118	*96,400				残 高							送金料金 *432円				振込予定日 30-12-19				セキクチ マサヒト			
お取扱日	店 番	お取引内容																																													
30-12-19		カート送金																																													
	記 号	番 号																																													
取扱番号	お取引金額																																														
N118	*96,400																																														
	残 高																																														
送金料金 *432円																																															
振込予定日 30-12-19																																															
セキクチ マサヒト																																															
ご利用いただきましてありがとうございました。																																															
— ゆうちょ銀行 —																																															

(添付様式 9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書								
12月分		氏名						
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	土	16:00	20:00		4:00			
2	日	9:00	12:00		3:00			
3	月							
4	火							
5	水							
6	木							
7	金							
8	土	9:00	12:00		3:00			
9	日							
10	月							
11	火							
12	水							
13	木							
14	金							
15	土							
16	日							
17	月							
18	火							
19	水							
20	木							
21	金							
22	土							
23	日							
24	月							
25	火	14:00	17:00		3:00			
26	水							
27	木							
28	金	13:00	14:00		1:00			
29	土	14:00	17:00		3:00			
30	日	14:00	21:00		7:00			
31	月							
計					(A) 24:00			

上記のとおり勤務したことを証明します。 関口正人 

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [時間 分] × 単価 [円] = 円(B)

①' 月額の場合 支給額 = 100,000 円(B)

② 時間外勤務手当等 支給額 = 0 円(C)

③ 総支給額 (B) + (C) = 100,000 円(D)

【実支給額(総支給額－諸控除額)の計算】

(D) - [3,600円](所得税・住民税・保険料本人負担額) = 96,400 円(E)

金 96,400 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。
平成30年12月 31日

氏名 

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与 総支給額(D)[100,000円] × 案分率[50%] = 50,000 円(F)

○ 保険料等雇用主負担額 総額 [円] × 案分率 [%] = 円(G)

○ 政務活動費充当額の計 (F) + (G) = 50,000 円

領収書等添付様式【共通】

(平成31年1月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理番号	使 途 項 目	
	1	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
	案分率	50%
	それ以外の案分 案分の説明 政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。	
	案分率	
	2031-01-07 .ガス	*26,236 燃料費

343-1402-1
関口 正人 様

請 求 書

伊丹産業株式会社

締切日 2018年12月20日
振替日 2019年01月06日

下記の通り御請求申し上げます。

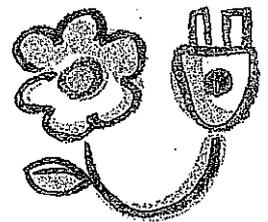
前回御請求額	御入金額	その他	繰越金額	御買上合計	今回御請求金額
21648	21648			26236	26236
ハイオク	レギュラー	軽油	灯油	口座振替のお知らせ 振替日 01月06日 休日の場合は翌営業日となります。	
	174.39				

締切日以後の御入金金は含まれていませんので行き違いの節は悪しからずご了承願います。

月日	商 品 名	車番	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)
12/06	入金 (自動振替)				21648
11/27	レギュラー	0001	2845	1510	4296
11/28	レギュラー	0001	3986	1510	6019
11/30	レギュラー	0001	4171	1510	6298
12/06	レギュラー	0001	3192	1510	4820
12/14	レギュラー	0001	3245	1480	4803
				##合計##	26236
				(内消費税)	1944

従量電灯A

関電
よりも
お安く



伊丹産業のでんき

詳しくは裏面を開いてご覧下さい

領収書等添付様式【共通】

(平成31年1月分)
 (会派名 維新の会)
 (議員名 関口正人)

整理番号	使 途 項 目									
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費									
2	<p>なかしんのカードご利用明細</p> <p>毎度ご利用いただきありがとうございます。 ただいまのご利用明細は下記のとおりでございます。 どうぞお確かめ下さい。</p> <table border="1"> <tr> <td>お取引日</td> <td>31-10-15</td> <td>お取引金額</td> <td>¥8,400</td> </tr> <tr> <td>お取引内容</td> <td>振込</td> <td>お取引後残高</td> <td>¥16,250</td> </tr> </table> <p>株式会社 兵庫ジャーナル社 〒650-0011 神戸市中央区 TEL079-565-5611</p> <p>***** 印紙税申請納付済み 封入済郵便</p> <p>ご利用ありがとうございました。</p>	お取引日	31-10-15	お取引金額	¥8,400	お取引内容	振込	お取引後残高	¥16,250	<p>案分率 100%</p> <p>それ以外の案分</p> <p>案分の説明 政務活動のため、案分率100%を適用した。</p> <p>案分率</p>
お取引日	31-10-15	お取引金額	¥8,400							
お取引内容	振込	お取引後残高	¥16,250							

No.

2018年 12月 28日

請 求 書

維新の会 関口 正人 様

株式会社 兵庫ジャーナル社
 代表取締役
 〒650-0011
 神戸市中央区
 TEL: 078-333-7563
 FAX: 078-333-7563

下記の通り御請求申し上げます。

(口座名義) 兵庫ジャーナル社

品番・品名	数量	単位	単価	金額
購読料H30年10月~12月分(1部1ヶ月 2,800円)	1	部	8,400	8,400
	合計		内税 622	総額(税込) ¥8,400-

領収書等添付様式【共通】

(平成31年1月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理番号	使途項目	
	調査研究費・研修費・会費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
3	案分率	50%
		それ以外の案分 案分の説明 政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。

年月日	取扱店	お預り金額	お支払い金額	現在高(貸付高)
▲13				▲13▶
▲14	31-01-17	(トヨタファイナンス)	自払 56,160	▲14▶
▲15				▲15▶
▲16				▲16▶
▲17				▲17▶
▲18				▲18▶
▲19				▲19▶
▲20				▲20▶
▲21				▲21▶
▲22				▲22▶
▲23				▲23▶
▲24				▲24▶

- 現在高(貸付高)の金額に-(マイナス)がある場合は貸付高を表します。
- 通帳をATM(現金自動預払機)に挿入するときは、矢印の方向に挿入してください。

自動車リース代

領収書等添付様式【共通】

(平成31年1月分)
(会派名 維新の会)
(議員名 関口正人)

整理番号	4
------	---

Joshin

領収証

印紙税申告納付につき浪速税務署承認済

No. 83530178

関口正人 様	14	社員コード 203153	取引番号 98247	ターミナル番号 8353
--------	----	-----------------	---------------	-----------------

領収金額	百万	千	円
		¥ 8,	078

(内消費税等 598 円)
上記金額正に領収致しました。
但し商品代として

金種内訳 ①現金 (8,078)	2.クレジット ()
3. J-Debit ()	4. 金券等 ()
5. ギフト ()	6. 他社ポイント ()
7. ICカード ()	
現金 (J-Debit含む) 及び金券等に含まれる消費税等 598	

領収	担当者コード 203153	担当者	販店コード 1875	店名 三田ウッディタウン
得意	コード		売担当者コード 203153	担当者

入金内訳	売上伝票番号 98235	ご入金額 ¥8,078	売上種別 U-1	照合 現
------	-----------------	----------------	-------------	-------------------

毎度お引き立てにあずかりましてまことにありがとうございます。
ご入金内容につきましてご不明な点がございましたら下記の領収部署へ、商品につきましてはお買上げの店へお問い合わせ下さい。
尚、本証は、金額の抹消、訂正されたもの及び店データ印無きものは無効となります。
上新電機株式会社

領収部署
三田ウッディタウン店
079-563-7111



2019年01月22日(火) 17時50分
No. 98235 203153
* お買上明細書 *
0001:持帰
分類:00 00
4548736039155 ICレコーダー
ICD-PX470FWC

(税別価格) 8,078
税別価格 7,480
税込小計 8,078
《税込合計》 ¥ 8,078
内消費税等 598
現金(J-Debit含む)及び金券等に含まれる消費税等 598
(「税別価格」は参考表示です)
ポイント対象外
SEQ. 000020406 ｼﾞ' NO. 8353
お問合せNo.

費・事務所費・事務費・人件費	
案分率	50%
それ以外の案分	
案分の説明 政務活動、及び、それ以外の議員活動で利用するため、共通案分率50%を適用した。	

案分率

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(平成31年1月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費 <u>広報広聴費</u> ・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
5		案分率 97%
		それ以外の案分 案分の説明 政務活動のため発行したが、面積比を元に案分率97%を適用した。

- 振込金 (兼振込手数料) 受取書
- 預金払戻請求書による振込受付書 (兼振込手数料受取書)

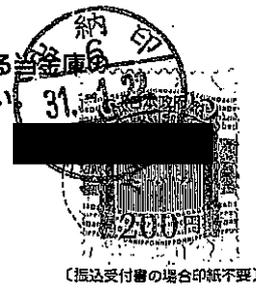
お振込日 和暦 31年01月23日 西暦 31年1月22日 受付日 31年1月22日

お振込先	[銀行名欄]		支店
	[口座番号欄]		[支店番号欄]
預金種目	普通	当座	貯蓄
金額	十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 円		
	¥ 596,975		
お受取人	セ イ		
	ハ ° シ キ " シ ヲ ト " ウ		
おなまえ	ヤギ堂 藤本悦郎 様		
	おところ (おでんわ 0179 - 552 - 2080) 篠山市 郡家 24-1		
お依頼人	セ イ		
	マ サ ヒ ト		
おなまえ	関口 正人 様		
	おところ (おでんわ 079 - 565 - 5611) 三田市 伏見台 3-54-1		

振込手数料 (消費税含む) 864

- 〔ご注意〕
- 振込先金融機関へは、受取人名のほか預金種目・口座番号を通知します。
 - 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のためお振込が遅延または入金できないことがあります。
 - 通信機器・回線の障害など、やむを得ない事由によってお振込が遅延することもありますのでご了承ください。
 - 記載された個人情報、当該事務手続きのためにのみ利用し、それ以外の目的では利用いたしません。

毎度ありがとうございます。
 全国どこへでもお振込ができる
 窓口を今後ともご利用ください



(振込受付書の場合印紙不要)

活動報告書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名	関口 正人
-----	-------

活動名	県政報告紙(関口正人レポート78号)の発行			
活動概要	<p>○発行日 平成31年1月17日(木)</p> <p>○発行部数 45,950部</p> <p>○対象者 兵庫県民</p> <p>○配付方法 個別配付(手配り、及び、ポスティング)10,000枚 新聞折込 35,950枚</p> <p>○内容 2025年大阪・関西万博開催決定 2019年度当初予算編成に対する維新の会兵庫県議団の申し入れ 平成30年度兵庫県農業賞・林業賞・水産賞三賞表彰式</p> <p>★案分率: 政務活動の記事が全体の97%を占めるため、按分率97%を適用する。</p>			
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	内容
	関口レポート No.78、ホームページ資料、及び、新聞折込代	579,065	1-5	ペンギン堂 印刷@8.4円×45,950枚=385,980円 ホームページ資料 5,000円 新聞折込代@4.5円×35,950枚=161,775円
		合計	579,065	
備考	*添付書類:県政報告「関口正人レポート78号」			

せきぐち正人レポート



新年あけましておめでとうございます。

2019年が市民の皆様にとって、良い年になりますよう、心からお祈り申し上げます。

さて、このたび、2025年大阪万博の開催が決まりました。「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、また、「多様で心身ともに健康な生き方、持続可能な社会・経済システム」をサブテーマに行われ、国連が2030年を目標として提案するSDGs(持続可能な開発目標)とも密接に関わる国際博覧会となります。

高齢者が生き生きと生活を送り、健康な状態で長生きするイノベーション等が、さまざまな先端技術を駆使して提案され、また、若者が希望を持てる未来図も示されるものと考えます。

知事も述べている通り、私も大阪万博の開催は、それぞれの分野の英知が結集し、世界中の関心が集まり、関西に大きなインパクトをもたらすものであり、兵庫の魅力を世界の人々に知っていただく絶好の機会になると考えています。

そのためにも、サテライト会場の設置、交通の結節点である三田の魅力発信、新たなゴールデンルートの開拓など、大阪万博を契機とした取り組みをぜひとも進めていくべきと考えます。

一方、成熟化を迎えつつある三田市においては、さまざまな世代の皆様のさまざまな立場において、皆さんの可能性を発揮できる機会があり、人とのつながりのある、新たな豊かさの実現が必要と考えます。そのためには、市民の皆様の1人1人の役割がよりいっそう重要になり、特にニュータウン、市街地、農村が共存する三田市においては、地域の特性を活かしたさまざまな取り組みが必要と考えます。

ぜひとも、市民の皆様のさまざまなご意見をお聞かせいただければ幸甚です。

私**せきぐち正人**は、「住んで良かった、子供達が住み続けたい三田」を目指し、市民の皆様との接点を多く持ち、皆様のご意見を最大限に反映させた議員活動が行えるよう、引き続き、積極的に発言・行動してまいりますので、皆様のかかわらぬご支援をどうぞよろしくお願い申し上げます。

末筆ながら、市民の皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。

現在の主なプロフィール

- 兵庫県議会議員 1期
- 兵庫県都市計画審議会委員
- 三田市文化協会理事
- 兵庫県議会農政環境常任委員長
- 維新の会県議団 政務調査副会長
- 三田市国際交流協会理事



●2025年大阪・関西万博開催決定！！



12月議会におきまして、以下の通り、維新の会は代表質問において、大阪万博について質問しました。今後、兵庫県としても、大阪万博を最大限に活用した取り組みを進めていくべきと考えます。

質問	関西が一丸となって、大阪万博の誘致に成功した。兵庫県としても、どう万博に参加し、開催を契機とした発展にどうつなげるのか。
知事答弁	<p>大阪・関西で開催される2025年の国際博覧会には、生命や健康等に関する最先端技術など、その分野の英知が結集し、世界中の関心が集まることになる。関西に大きなインパクトをもたらすものであり、兵庫の魅力を世界の人々に知っていただく絶好の機会になる。</p> <p>万博開催の効果を最大限に取り込むため、兵庫の魅力を活かした取り組みを今後検討していく。本県におけるサテライト会場設置も検討していきたい。例えば、万博のサブテーマには健康が含まれており、神戸医療産業都市やその他の地域で会場を設置して、世界の注目を集めることで企業や研究機関の集積を進めることも考えられる。加えて、本県と会場の夢洲は近く、来訪者に兵庫五国の魅力に触れていただけるよう、高速艇など移動手段の確保についても検討したい。</p> <p>万博はワールドマスターズゲームズ2021関西の成果も引き継いで開催されることになる。観光文化資源の掘り起こしによる関西が持つ魅力の発現、留学生などを中心としたボランティア組織の結成などが万博に継承され、相乗効果が発揮されるのではないかと。そのためにも引き続きオール関西で万博開催に向けた準備を進めていこうと考えている。</p>

世界中から人の集まるイベント「万博」
2020年の東京オリンピック・パラリンピックの後
大阪万博の開催は、関西をもつて日本を
さらさら活性化させる世界祭となります。



経済波及効果の見込みは約1.9兆円

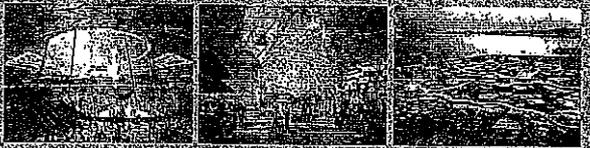
関西の経済の活性化やビジネス機会の拡大による中小企業の経営強化により日本経済の成長に約1.9兆円の経済波及効果が見込まれる。

交流活性化によるイノベーションの創出

大阪・関西が世界に誇る最先端技術や最先端の産業分野のデモンストラティブ・イノベーションを促進していく。

豊かな日本文化の発信のチャンス

悠久歴史文化を誇る大阪・関西が誇る文化の魅力を世界に発信する機会が世界に広がる認知度が向上する。



テーマ

いのち輝く未来社会のデザイン
多様で心身ともに健康な生き方
持続可能な社会・経済システム

開催期間

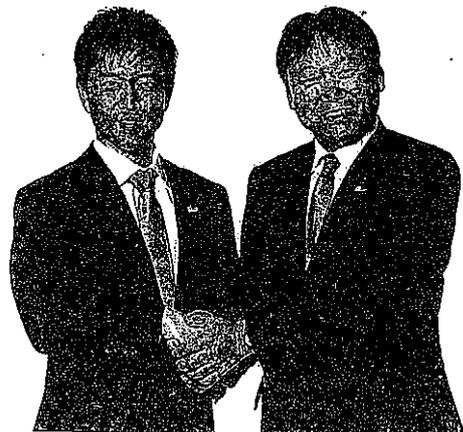
2025年 **185** 日間
5月3日(土・祝)～11月3日(月・祝)

開催場所

大阪 夢洲(ゆめしま)
想定来場者数：約2,800万人
経済波及効果(試算値)：約2兆円



北京で万博誘致活動



吉村大阪市長

●2019年度当初予算編成に対する維新の会兵庫県議団の申し入れ

11月28日に維新の会兵庫県議団は、2019年度の兵庫県の当初予算編成にあたり、「頑張る人が報われる兵庫」、「魅力あふれる兵庫」、「活力ある兵庫」、「安全・安心して暮らせる兵庫」の実現を4つの柱として、139項目の提言を行いました。その主な内容は以下の通りです。

I. 頑張る人が報われる兵庫

1. 教育環境の整備

- (1) 私立高校授業料の無償化
- (2) 県立高等学校への交通費助成制度
- (3) 子どもの貧困対策
- (4) 小中学校への空調設備の設置

2. 誰もが活躍できる社会の実現

- (1) 女性が活躍するための環境整備の推進
- (2) 若者の就業支援
- (3) 高齢者の活躍促進
- (4) 障がい者への就労支援の強化

II. 魅力あふれる兵庫

1. 地方分権の推進

- (1) 国土の双眼構造の実現
- (2) 国からの権限移譲と市町への権限移譲
- (3) 関西広域連合の役割強化

2. 観光産業の振興

- (1) 関西への外国人観光客の周遊性の対策
- (2) インバウンド対策の強化
- (3) 兵庫の魅力発信

3. 働き方改革の推進

- (1) AI・ロボット・IoTの導入推進
- (2) テレワーク・フレックス等の新しい働き方の導入
- (3) 県庁における働き方改革の推進

4. 地域創世の推進

- (1) 兵庫県地域創生戦略の推進
- (2) 大学・大学院等の誘致
- (3) 空き家対策の推進
- (4) オールドニュータウンの再生

5. 子育てしやすい兵庫県の実現

- (1) 幼児教育無償化の推進
- (2) 待機児童の解消

6. 社会インフラの整備推進

- (1) ニーズに合わせた交通インフラの整備促進
- (2) 空港の利用促進
- (3) 水道用水供給事業
- (4) 三ノ宮駅周辺の再整備の支援



III. 活力ある兵庫

1. 財政健全化に向けた取り組み

- (1) 行政改革の推進

2. 農林水産業の振興

- (1) 兵庫産のブランド化の推進
- (2) ロボット・ICT・AI・ビッグデータによる次世代農林水産業の構築
- (3) 担い手対策の推進
- (4) 森林整備と県産木材利用の推進

3. ものづくり産業の振興

- (1) 中小企業の振興
- (2) ものづくりへの関心の高揚と人材の確保
- (3) 次世代産業の創出

4. 芸術文化・スポーツの振興

- (1) 芸術文化の振興
- (2) プロスポーツチームとの協調
- (3) 次世代を担う若手の育成

IV. 安全・安心して暮らせる兵庫

1. 防犯・犯罪対策の推進

- (1) 国際的なテロ等に対する対策
- (2) 反社会的組織の撲滅
- (3) 特殊詐欺犯罪への対策の強化
- (4) 高齢者の交通安全対策の強化

2. 減災・防災対策

- (1) 避難行動要支援者対策と迅速な被害状況の把握
- (2) 台風・ゲリラ豪雨等による対策

3. 医療体制の整備

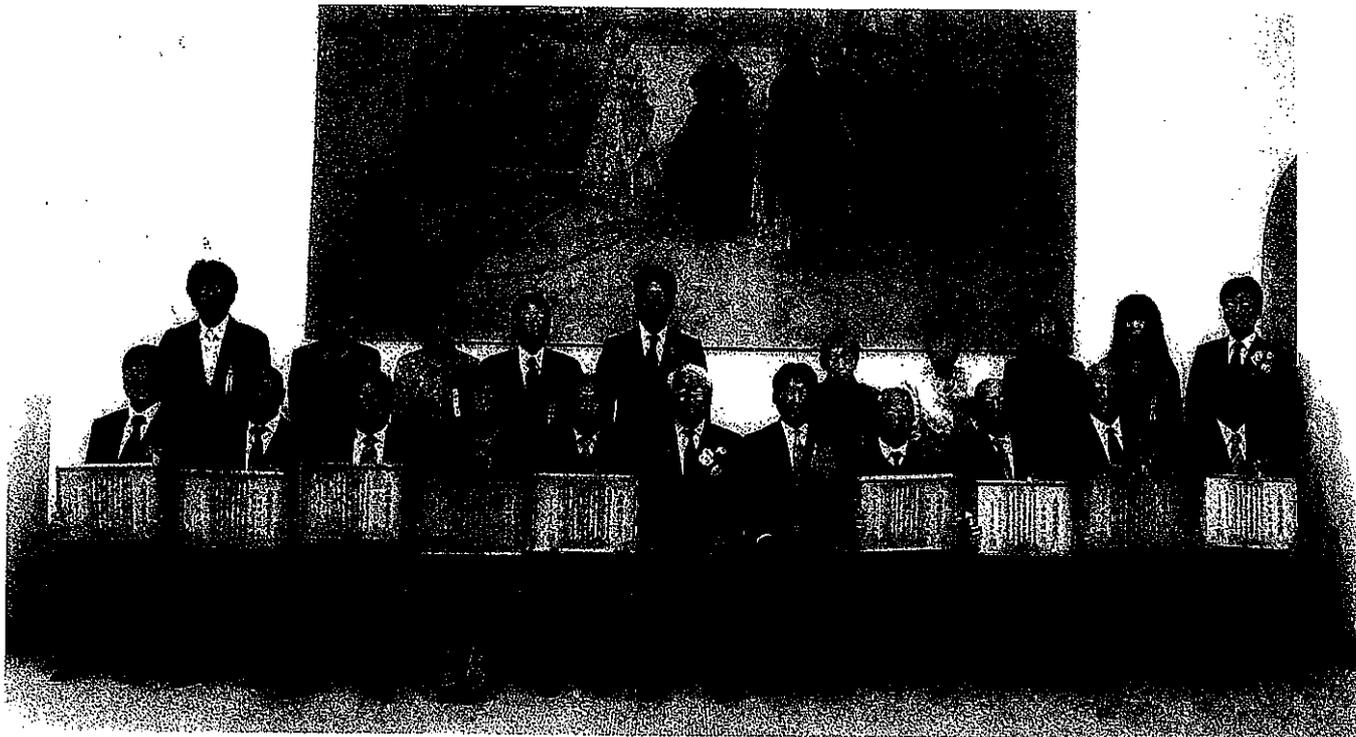
- (1) 県立病院の経営改善
- (2) 医療・介護人材確保対策の推進
- (3) がん対策の推進

4. 環境問題への取り組み

- (1) 兵庫県地球温暖化対策推進計画の着実な取り組み
- (2) 特定外来生物等への対策推進
- (3) 豊かで美しい瀬戸内海の再生の推進



平成30年度兵庫県農業賞・林業賞・水産賞三賞表彰式



兵庫県公館

平成30年12月4日に兵庫県公館におきまして、平成30年度の兵庫県農業賞・林業賞・水産賞の三賞の表彰式が行われ、私も農政環境常任委員長として、議会を代表して出席いたしました。

この兵庫県農業賞・林業賞・水産賞は農林水産業の経営、技術に優れた能力を発揮され、多年にわたり兵庫県の農林水産業の振興において、素晴らしい功績を挙げられた団体や個人を表彰するものです。

農林水産業を取り巻く社会情勢は日々大きく変化していますが、地域を支える産業として、農林水産業への期待が高まる一方で、担い手の減少、過疎化の進行、経済のグローバル化の進展への対応、国内外との競争の激化等、大変厳しい状況にも直面しているのが実情です。

こうした中、兵庫県では、兵庫の豊かな食を国内外への提供する「平成の御食国（みけつくに）ひょうご」の創造をめざし、「ひょうご農林水産ビジョン2025」に基づき、兵庫の多様性と都市近郊の立地を活かした力強い農林水産業の展開に向けて、総合的な取り組みを進めているところです。

こうした農林水産業を取り巻く環境の中で、あらためて、このような表彰式に出席させていただくことで、このたび受賞された方々のように各地域においてそれぞれ工夫を凝らし、活躍される方々がおられることに対して、誠に心強く感じるとともに、その素晴らしい技術と経験を後に続く方々にぜひとも伝えていただくようお願いし、お祝いの言葉とさせていただいた次第です。



今後とも身の回りの身近な問題や困ったことがあった時には

ぜひ、**せきぐち正人** まで、お気軽にご相談ください。

〒669-1321 三田市けやき台3-54-1

TEL 079-565-5611 FAX 079-565-4711

ホームページ：<http://www.sanda-sekiguchi.com/> メールアドレス：info@sanda-sekiguchi.com

領収書等添付様式【共通】

(平成31年1月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理 番号	使 途 項 目																		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ 人件費																		
6	案分率	50%																	
	それ以外の案分 案分の説明 政務活動及びそれ 以外の議員活動の ため、共通案分率 50%を適用した。																		
ご利用明細票																			
<table border="1"><thead><tr><th>お取扱日</th><th>店 番</th><th>お取引内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>31-01-28</td><td></td><td>カード送金</td></tr><tr><td>記 号</td><td></td><td>番 号</td></tr><tr><td>取扱番号</td><td colspan="2">お取引金額</td></tr><tr><td>N169</td><td colspan="2">*96,400</td></tr><tr><td></td><td colspan="2">残高</td></tr></tbody></table>		お取扱日	店 番	お取引内容	31-01-28		カード送金	記 号		番 号	取扱番号	お取引金額		N169	*96,400			残高	
お取扱日	店 番	お取引内容																	
31-01-28		カード送金																	
記 号		番 号																	
取扱番号	お取引金額																		
N169	*96,400																		
	残高																		
送金料金 *432円 振込予定日 31-01-28 セキクチ マサヒト																			
ご利用いただきましてありがとうございました。 ゆうちょ銀行																			

(添付様式9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書

1月分		氏名						
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	火							
2	水							
3	木	9:00	12:00		3:00			
4	金	9:00	10:00		1:00			
5	土							
6	日							
7	月							
8	火							
9	水							
10	木							
11	金							
12	土							
13	日	9:00	17:00	1:00	6:00			
14	月							
15	火							
16	水							
17	木							
18	金							
19	土	13:00	17:00		4:00			
20	日							
21	月							
22	火							
23	水							
24	木							
25	金							
26	土							
27	日							
28	月	15:00	18:00		3:00			
29	火	20:00	22:00		2:00			
30	水							
31	木	13:00	18:00		5:00			
計					(A) 24:00			

上記のとおり勤務したことを証明します。

関口正人



【総支給額の計算】

- ① 時給の場合 (A) [時間 分] × 単価 [円] = 円(B)
- ① 月額の場合 支給額 = 100,000 円(B)
- ② 時間外勤務手当等 支給額 = 0 円(C)
- ③ 総支給額 (B) + (C) = 100,000 円(D)

【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】

(D) - [3,600円](所得税・住民税、保険料本人負担額) = 96,400 円(E)

金 96,400 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。
平成31年1月31日

氏名

【政務活動費充当額の計算】

- 給与 総支給額(D)[100,000円] × 案分率[50%] = 50,000 円(F)
- 保険料等雇用主負担額 総額 [円] × 案分率 [%] = 円(G)
- 政務活動費充当額の計 (F) + (G) = 50,000 円

領収書等添付様式【共通】

(平成31年2月分)
 (会派名 維新の会)
 (議員名 関口正人)

整理番号	用途項目	案分率
1	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	50%
		それ以外の案分 案分の説明 政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。
5		案分率
6		
7	31-02-06 .ガス *28,736 燃料費	
8		
9		

343-1402-1
 関口 正人 様

請求書

伊丹産業株式会社

締切日 2019年01月20日
 振替日 2019年02月06日

下記の通り御請求申し上げます。

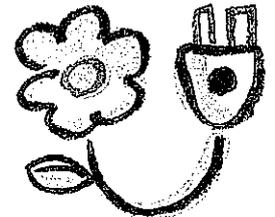
前回御請求額	御入金額	その他	繰越金額	御買上合計	今回御請求金額
26236	26236			28736	28736
ハイオク	レギュラー	軽油	灯油	口座振替のお知らせ 振替日 02月06日	休日の場合は 翌営業日と なります。
	200.63				

締切日以後の御入金は含まれていませんので行き違いの際は悪しからずご了承願います。

月日	商品名	車番	数量	単価(円)	金額(円)
01 07	入金(自動振替)				26236
12 26	レギュラー	0001	2736	1440	3940
12 28	レギュラー	0001	4475	1440	6444
01 02	レギュラー	0001	3224	1440	4643
01 09	レギュラー	0001	3488	1440	5023
01 10	レギュラー	0001	3044	1440	4383
01 17	レギュラー	0001	3096	1390	4303
			##合計##	(内消費税)	28736 2129

従量電灯A

関電
 よりも
 お安く



伊丹産業のでんき

詳しくは裏面を開いてご覧下さい

領収書等添付様式【共通】

(平成31年2月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

11

整理番号	使途項目	
	2	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
	案分率	50%
	それ以外の案分 案分の説明 政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。	
	案分率	

年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
△13				13▶
△14				14▶
△15				15▶
△16				16▶
△17				17▶
△18				18▶
△19				19▶
△20				20▶
△21				21▶
△22				22▶
△23	31-02-18	(トヨタファイナンス)	自払 56,160	23▶
△24				24▶

- 現在高(貸付高)の金額に-(マイナス)がある場合は貸付高を表します。
- 通帳をATM(現金自動預払機)に挿入するときは、矢印の方向に挿入してください。

自動車リース代

領収書等添付様式【共通】

(平成31年2月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理番号	使途項目					
	3	調査研究費・研修費・会議費 広報広聴費 要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	<table border="1"> <tr> <td>案分率</td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>案分の説明 政務活動のため発行したが、面積比を元に案分率75%を適用した。</td> </tr> </table>	案分率	75%	それ以外の案分
案分率	75%					
それ以外の案分	案分の説明 政務活動のため発行したが、面積比を元に案分率75%を適用した。					

- 振込金（兼振込手数料）受取書
- 預金払戻請求書による振込受付書（兼振込手数料受取書）

お振込日 和暦 3 1 0 2 2 5 (受付日 31年2月23日)

お振込先	XXXXXXXXXX	信銀信農その 金行組金協他	XXXXXXXXXX	支店
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄 <input type="checkbox"/> その他	口座番号	XXXXXXXXXX	金額
				十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 円
				¥ 6 3 6 8 3 2

お受取人

セイ ヘ ン キ ン ト ウ

メイ フ シ モ ト エ ツ ロ ウ

おなまえ ポンギン堂 藤本悦郎 様

おところ XXXXXXXXXX

セイ セ キ ク キ ン キ ン

メイ マ サ ヒ ト キ ン キ ン

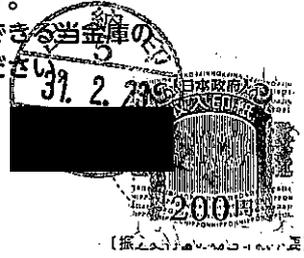
おなまえ 関口正人 様

おところ (おでんわ 079 - 565 - 5611)
三田市 地蔵台 3-54-1

振込手数料 (消費税含む) 8 6 4

- (ご注意)
- 振込先金融機関へは、受取人名のほか預金種目・口座番号を通知します。
 - 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のためお振込が遅延または入金できないことがあります。
 - 通信機器・回線の障害など、やむを得ない事由によってお振込が遅延することもありますのでご了承ください。
 - 記載された個人情報、当該事務手続きのためにのみ利用し、それ以外の目的では利用いたしません。

毎度ありがとうございます。
全国どこへでもお振込ができる当金庫の
窓口を今後ともご利用ください。



会
員
外

(添付様式7)

活動報告書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名	関口 正人
-----	-------

活動名	県政報告紙(関口正人レポート79号)の発行			
活動概要	○発行日 平成31年2月22日(金) ○発行部数 50,950部 ○対象者 兵庫県民 ○配付方法 個別配付(手配り、及び、ポスティング)15,000枚 新聞折込 35,950枚			
	○内容 県議会での質問内容 県議会議員選挙投票日の案内 ★案分率: 政務活動の記事が全体の75%を占めるため、按分率75%を適用する。			
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	内容
	関口レポート No.79、ホームページ資料、及び、新聞折込代	477,624	2-3	ペンギン堂 印刷@8.3円×50,950枚=422,885円 ホームページ資料 5,000円 新聞折込代@4.5円×35,950枚=161,775円
		合計	477,624	
備考	*添付書類:県政報告「関口正人レポート79号」			

兵庫県議会議員

せきぐち正人レポート

決意号

No. 79
2019年3月



桜前線の待ち遠しい今日この頃ですが、皆様はお元気で過ごしの事と存じます。

さて、私**せきぐち正人**は、皆様方の暖かいご支援をいただき、三田市議会議員として4期15年、兵庫県議会議員として1期4年の計19年間、三田のまちづくりに一生懸命頑張ってまいりました。

そして、このたび、**兵庫県の県政改革のため、2期目の挑戦をいたします。**

私**せきぐち正人**は、維新の会という、県政において代表質問の可能な、一定の影響を持つ政党に属することで、県議会において、この4年間で、87人いる県会議員の中で、最も質問回数、質問時間の多い議員の1人として議会において、質問いたしました。

また、三田市や地域の課題に対して重要な立場にある、兵庫県の政策・施策や事業、三田市における取り組み、県への働きかけの内容を「せきぐち

正人レポート」や「タウンミーティング」を通して、最大限、市民の皆様に対して、情報を発信させていただきました。

しかしながら、成熟期を迎えつつある三田市において、市民の皆様の成長やライフステージに合わせて、活力ある、また、成熟したまちになっていくには、まだまだ兵庫県を通して、実現していかなければならないことがたくさんございます。

そのため、私**せきぐち正人**の19年間の市議会議員、県議会議員としての経験、また、その間に培ってきました三田市のさまざまな団体やグループ、市民の皆様との信頼関係また、兵庫県議会議員としての4年の活動を通して得た知識と兵庫県との信頼関係を最大限に活かしながら、市民の皆様と県政の橋渡しをし、さまざまな課題の解決、あるべき三田の実現に向けて、市民の皆様の声が届けるパイプ役として、引き続き三田のまちづくりに、市民感覚で最大限努力させていただく決意であり、私**せきぐち正人**は、市民の視線を大切にしながら、ぜひとも前に進めていく一助になることができれば、大変光栄に存じます。

私**せきぐち正人**は、子供達が夢と希望を持てるまち、お年寄りに優しいまち、市民が住んで良かったといえるまち、子供達が住み続けたいまちづくり実現のため、市民の皆様との接点を多く持ち、皆様のご意見を最大限に反映させた議員活動が行なえるよう、三田市のために、引き続き、積極的に発言・行動してまいりますので、皆様のかかわらぬご支援をどうぞよろしくお願い申し上げます。



再生紙を使用しています。

議会は知事、行政に対して修正、提言をし、県民に代わって合意を考え審議、議決するとこ
4年間で質問した内容です。（詳しくはホームページ <http://www.sanda-sekiguchi.com>
市民の皆様の声の力が政治を変えるのです！！

三 田 市	公文書管理	生 活	少 子 化	医療・介護・高齢
<ul style="list-style-type: none"> ●カルチャータウン地区センター（商業施設の整備） ●カルチャータウン地区センター（商業施設の誘致決定後の分譲促進） ●三田市皿池湿原への支援 ●地球アトリエ構想の推進（有馬富士自然公園） 	<ul style="list-style-type: none"> ●兵庫県における公文書管理条例の制定 ●公文書管理 ●歴史的公文書の管理 ●電子メールの取り扱い <div data-bbox="427 698 689 936" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>県民の資産である公文書管理を最も多く問題提起しました。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●防犯カメラの設置 ●地域創生と東京圏からの移住促進 ●食の安全安心推進計画と食品の安全性・信頼性確保 ●交番・駐在所の老朽化対策 ●ネットワーク化による交番等機能の高度化 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域創生の取り組み（少子化対策） ●兵庫県地域創生戦略アクションプランに係る成果管理 ●地域創生における人口ビジョンの検証と今後の方針 <div data-bbox="1024 766 1273 913" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>子育て支援の充実を</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●県における高齢者の医療と介護の状況 ●地域医療構想と医療圏の見直し ●生涯を通じた健康づくりの推進 ●入院に安易に依らない高齢者ケア ●新型インフルエンザ（パンデミック）対策 ●終末期の医療とケア
<ul style="list-style-type: none"> ●三田市民病院の医療圏域と運営支援 ●オールドニュータウンの再生（フラワータウン、ガーデンタウンが該当します） ●災害拠点病院等への支援（済生会兵庫県病院） 	<div data-bbox="411 967 699 1034" style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>行 政</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ●マイナンバー制度導入に伴うセキュリティ管理 ●マイナンバー制度の低所得者・社会的弱者への利用 ●行財政改革の県民への周知 ●知事の今後の県政の運営方針 ●県の固定資産台帳の整備と統一的な基準による公会計制度 ●兵庫2030年の展望 	<ul style="list-style-type: none"> ●東京一極集中の是正に対する県の対応 ●多発する記録的な短時間の大雨への対応 ●空き家対策の推進 ●生活交通バスの広域的な取り組み <div data-bbox="746 1438 954 1675" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>安心安全で 住みよい まちづくり</p> </div>	<div data-bbox="1002 958 1300 1025" style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>若 者</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ●若者の就業支援 ●兵庫県における若者の定着 ●将来的な職業の動向と対応 <div data-bbox="1024 1303 1279 1541" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>若者が定着し戻ってくる三田へ</p>  </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉法人における社会福祉充実計画 ●兵庫県老人福祉計画 ●身体拘束廃止に向けた取り組み ●介護ロボット等導入支援モデル事業
<div data-bbox="146 1451 363 1832" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>三田市にとって、県への働きかけ、県の関与は重要ですね。</p> </div>	<div data-bbox="395 1787 705 1998" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>市民の目線で県政を厳しくチェック</p> </div>	<div data-bbox="730 1720 976 1944" style="text-align: center;">  </div>	<div data-bbox="1002 1550 1300 1617" style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>障がい者</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ●障がい者の就業支援 ●障がい者の差別解消 <div data-bbox="1024 1774 1279 1944" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>障がい者が普通に暮らせるまちづくり</p> </div>	<div data-bbox="1343 1460 1551 1989" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>健康寿命を伸ばし、安定した医療・介護体制の構築と高齢者ケアの充実を</p> </div>



住みよいまちづくりを目指して

す。兵庫県議会本会議、予算特別委員会、決算特別委員会でせきぐち正人が
:ご覧いただければと存じます。)



教 育	産業・雇用・観光	インフラ	環境・地球温暖化
<ul style="list-style-type: none"> 職員の労働時間 教職員のメンタルヘルス 児童生徒の読書の充実 兵庫の教育における社会的なルール感覚、他者との関係能力の育成 学校教育における地域学の取り組み 教職員の働き方改革に対する本県の取り組み方針 	<ul style="list-style-type: none"> 企業誘致、産業立地の促進 中小企業支援施策における経営計画の作成支援と検証 観光・ツーリズムの推進を通じた交流人口の拡大 雇用における女性、高齢者、障害者の活用 兵庫の魅力の発信と観光力の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 兵庫県強靱化計画 社会基盤整備に関する事業評価のあり方 トンネルの老朽化対策 水道の老朽化対策 水道事業の官民連携に対する県の取り組み方針 	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化に対する県の認識と対応 温暖化に対する適応策の取り組み COP21（パリ協定）と今後の兵庫県の地球温暖化に対する対応 閉鎖性海域の環境保全 2030年度に向けた地球温暖化対策 異常気象の要因とも考えられる温暖化への適応策 温暖化対策の取り組みの見直し
	農 業		
<ul style="list-style-type: none"> 運動部活動の在り方に関する方針 	<ul style="list-style-type: none"> 農業経営力向上への支援 ひょうご農林水産ビジョン2025と安全安心な食の提供 都市農業の振興に向けた市民農園の推進 ジビエの利活用拡大 特定外ため池の適正管理 主要農作物種子の安定供給 	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">災害への備え、インフラの老朽化対策を進め、水道法改正に関しては、県民への情報公開のもと慎重な取り組みを</p>	<p style="text-align: center;">県議会で地球温暖化の質問を最も多く行いました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 学力向上豊かな心健やかな体の育成を 	<ul style="list-style-type: none"> 地産地消の推進 種子の安定供給を 		
<ul style="list-style-type: none"> 文化・スポーツ 			
<ul style="list-style-type: none"> スポーツ振興 県民の芸術文化の振興 東京オリンピック、パラリンピックに関する事前合宿の誘致活動 文化芸術振興基本法の改正と芸術文化の振興 スポーツクラブ21 ひょうご 			

せきぐち正人を県議会に送っていただきました多くの皆様のおかげで、県議として1期4年間、自分のできることを1つ1つ積み重ねてまいりました。

4年目には農政環境常任委員会委員長を務め、県政の様々な取り組みに深くかかわることができました。

1期目の活動を通して、県政における知識と発言力、県職員との緊張感のある信頼関係づくりを私なりに高めることができたと感じています。

しかし、この4年間に実現できたこととできなかったことがございます。これからも自分にできること、自分にしかできないこと、その実現に向けて誠心誠意努力する所存です。

市民の皆様の声が小さな私の「力」を大きな「力」に変えるのだと思っております。これからも、せきぐち正人は市民の目線で実現できていないテーマに継続し取り組んで参ります。

みんなでいっしょに考えたい



投票日 4月7日(日)

期待できないからとあきらめたら何も変わりません！

投票に行こう!!



市民の皆様への政治に対する関心が三田市の将来に大きな影響を及ぼします。ひとりひとりの1票は小さな1票と考える方もおられるかも知れませんが、その1票1票は積み重なり、大きな力となります。

既得権打破

天下り禁止

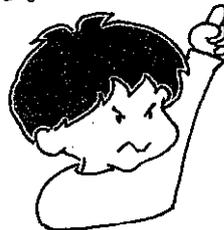
情報公開
「知る権利」

棄権は抗議ではなく今までの政治に対する追認です。政治にとって投票に行かない人は怖くない…「負」を押し付けようとしています。

ぜひともみなさまの1票を投じに行きましょう。



市民の力で新しい県政を!!



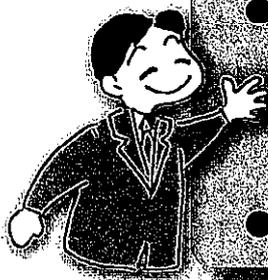
身を切る改革
実のある改革

行政事業のお金の支払い者は
市民です!

4月7日(日)には県議会議員選挙の投票にぜひともお出かけ願います。

せきぐち正人の活動

- 活動報告を定期的に発行
- ホームページにより活動報告や情報公開をしています
- 市民の皆様との茶話会(タウンミーティング)をしています。
- 街頭市政相談をしています。



4年間、**せきぐち正人**を支えていただき、報告をお読みいただいた皆様、多くのご意見をいただいた皆様、暑い日、寒い日にもこのレポートを配る私を支え、一緒にお手伝いいただいた方々に感謝し、今期最後になりました**「せきぐち正人レポート」**の締めくくりとさせていただきます。

ありがとうございました、心よりお礼申し上げます。

今後とも身の回りの身近な問題や困ったことがあった時には

ぜひ、**せきぐち正人**まで、お気軽にご相談ください。

〒669-1321 三田市けやき台3-54-1

TEL 079-565-5611 FAX 079-565-4711

ホームページ：<http://www.sanda-sekiguchi.com/> メールアドレス：info@sanda-sekiguchi.com

領収書等添付様式【共通】

(平成31年2月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理 番号	使 途 項 目																																	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ 人件費																																	
4	案分率	50%																																
	それ以外の案分 案分の説明 政務活動及びそれ 以外の議員活動の ため、共通案分率 50%を適用した。																																	
ご利用明細票																																		
<table border="1"><thead><tr><th>お取扱日</th><th>店 番</th><th>お取引内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>31-02-26</td><td>43007</td><td>カート送金</td></tr><tr><td></td><td>記 号</td><td>番 号</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>取扱番号</td><td colspan="2">お取引金額</td></tr><tr><td>N449</td><td colspan="2">*96,400</td></tr><tr><td></td><td colspan="2">残高</td></tr><tr><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="3">送金料金 *432円</td></tr><tr><td colspan="3">振込予定日 31-02-26</td></tr><tr><td colspan="3">セキグチ マサヒト</td></tr></tbody></table>		お取扱日	店 番	お取引内容	31-02-26	43007	カート送金		記 号	番 号				取扱番号	お取引金額		N449	*96,400			残高					送金料金 *432円			振込予定日 31-02-26			セキグチ マサヒト		
お取扱日	店 番	お取引内容																																
31-02-26	43007	カート送金																																
	記 号	番 号																																
取扱番号	お取引金額																																	
N449	*96,400																																	
	残高																																	
送金料金 *432円																																		
振込予定日 31-02-26																																		
セキグチ マサヒト																																		
ご利用いただきましてありがとうございました。 ゆうちょ銀行																																		

領収書等添付様式【共通】

(平成31年3月分)
 (会派名 維新の会)
 (議員名 関口正人)

整理番号	1		用途項目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費			
案分率	50%		それ以外の案分	
	案分の説明 政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。			

343-1402-1
 関口 正人 様

請求書

伊丹産業株式会社

締切日 2019年02月20日
 振替日 2019年03月06日

下記の通り御請求申し上げます。

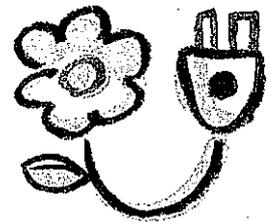
前回御請求額	御入金額	その他	繰越金額	御買上合計	今回御請求金額
28736	28736			31412	31412
ハイオク	レギュラー	軽油	灯油	振替日 03月06日	
	225.99			口座振替のお知らせ 休日の場合は翌営業日となります。	

締切日以後の御入金が含まれていないので行き違いの節は悪しからずご了承願います。

月日	商品名	車番	数量	単価(円)	金額(円)
0206	入金(自動振替)				28736
0123	レギュラー	0001	2937	1390	4082
0130	レギュラー	0001	1408	1390	1957
0130	レギュラー	0001	3294	1390	4579
0202	レギュラー	0001	4942	1390	6869
0208	レギュラー	0001	3157	1390	4388
0210	レギュラー	0001	3738	1390	5196
0218	レギュラー	0001	3123	1390	4341
				##合計##	31412
				(内消費税)	2327

従量電灯A

関電
 よりも
 お安く



伊丹産業のでんき

を開いてご覧下さい

※

31-03-06 ガス 31,412 燃料費

○他店支払いの小切手等で入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご相談ください。

最終取引価格を新価格へ繰越しました。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(平成31年3月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理 番号	使 途 項 目				
2	調査研究費・研修費・会議費・ <u>広報広聴費</u> ・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
	案分率	50%			
	それ以外の案分				
	案分の説明				
	政務活動、及び、それ以外の議員活動で利用するため、共通案分率50%を適用した。				
	案分率				
<p style="text-align: center;">領 収 証 関口正人 様 No. 2019-03-168</p> <p style="text-align: center;">★ ¥137,376.-</p> <p style="text-align: center;">(但、018-10~019-3期サーバー/ドメイン管理費/制作費として)</p> <p style="text-align: center;">2018年 3月 11日 上記正に領収いたしました。</p> <table border="0" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 30%;"><p>収入印紙 内 取 税抜金額 ¥127,200.- 税額等(8%) ¥10,176.-</p></td><td style="width: 40%;"><p>無限 Webサービス 〒572-0051 大阪府寝屋川市高柳1-1-10#106 TEL: 072-827-5017 FAX: 072-827-</p></td><td style="width: 30%;"></td></tr></table>			 <p>収入印紙 内 取 税抜金額 ¥127,200.- 税額等(8%) ¥10,176.-</p>	<p>無限 Webサービス 〒572-0051 大阪府寝屋川市高柳1-1-10#106 TEL: 072-827-5017 FAX: 072-827-</p>	
 <p>収入印紙 内 取 税抜金額 ¥127,200.- 税額等(8%) ¥10,176.-</p>	<p>無限 Webサービス 〒572-0051 大阪府寝屋川市高柳1-1-10#106 TEL: 072-827-5017 FAX: 072-827-</p>				

関口正人 様

請求書

品名 サーバー/ドメイン管理費/制作費

金額 ¥137,376.

発行年月日 2019/3/11

伝票No 2019-03-166

取引年月日 2018/10~2019/3

明 細	数 量	単 価	金 額	摘 要
ドメイン管理費 (10月~3月分)	6	¥3,050	¥18,300	
サーバー管理費 (10月~3月分)	6	¥8,150	¥48,900	
製作費/修正費 (10月~3月分)	6	¥10,000	¥60,000	
			¥0	
			¥0	
			¥0	
			¥0	
			¥0	
			¥0	
			¥0	
			¥0	
			¥0	
			¥0	
明 細 計			¥127,200	
消 費 税 (税率 8 %)			¥10,176	
合 計			¥137,376	

上記の通りご請求します。

備考

写真工房 無限 WEB印刷

大阪府豊屋川市 豊屋川 1-1-10

TEL 072-927-1470

FAX 072-927-1470



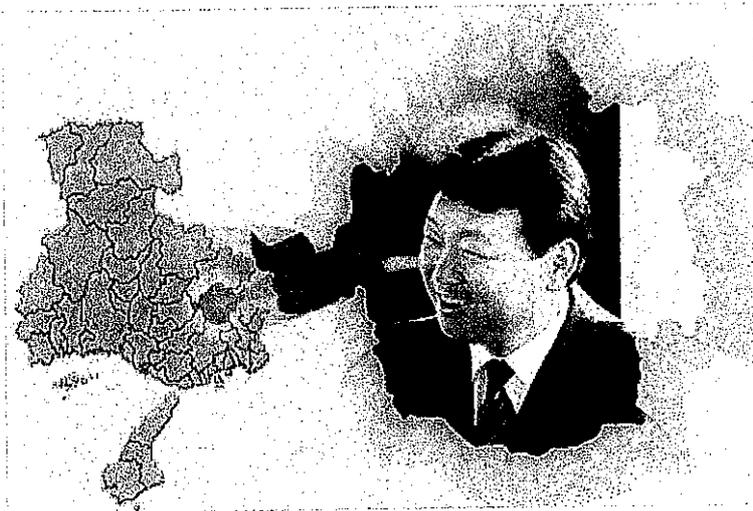
		担当者
		

兵庫県議会議員

せきぐち正人

Masahito Sekiguchi

<http://www.sanda-sekiguchi.com>



- Gallery
- せきぐち正人プロフィール
- せきぐちの議会報告
- せきぐちの活動報告
- 三田市の地域情報
- タウンミーティング
- おすすめリンク



[せきぐち正人サポートクラブ](#)

What's NEW

2019.3

- ・2019年3月 議会報告を更新いたしました。
- 詳しくは「[せきぐちの議会報告](#)」をご覧ください。
- ・兵庫県の地域情報を更新いたしました。



心のふれあう田園文化都市 三田市

[三田市のホームページはこちら](#)

[兵庫県のホームページはこちら](#)

せきぐち正人事務局：〒669-1321兵庫県三田市けやき台3丁目54-1 TEL(079)565-5611/FAX(079)565-4711

Copyright © 2002-2019 Sanda-Sekiguchi.Com All Rights Reserved.

このサイトへのお問合せ・ご質問はinfo@sanda-sekiguchi.comまで ☎

せきぐち正人公式サイトにご訪問ありがとうございました。あなたは 068230人目のお客様です。

せきぐち正人
Masahito Sekiguchi



せきぐち正人プロフィール

県政への思い

せきぐち正人

せきぐちの議会報告

せきぐちの活動報告

三田市の地域情報

タウンミーティング

Gallery

三田市ウォッチング

おすすりリンク

What's NEW



関口 正人 (せきぐち まさひと)

Masahito Sekiguchi

生年月日：1958年1月生

兵庫県議会議員

学歴：大阪芸術大学 卒業

住所：三田市けやき台3丁目54-1

せきぐち正人事務局

〒689-1321

兵庫県三田市けやき台3丁目54-1

TEL(079)565-5611

FAX(079)565-4711

このサイトへのお問合せ

info@sanda-sekiguchi.com

三田市議会

2000年 三田市議会議員 (トップで初当選)

2004年 三田市議会議員 (トップで再選)

三田市議会副議長に就任。

2008年 三田市議会議員 (2位で3選)

三田市議会議長

阪南市議会議長会会長

兵庫県市議会議長会副会長

近畿市議会議長会理事

全国市議会議長会評議員に就任。

2012年 三田市議会議員 (トップで4選)

三田市議会正副議長をはじめ、予算特別委員会、決算特別委員会、各常任委員会等の正副委員長を歴任。

●9月定例議会での私の代表質問に対する主な回答は以下の通りです。

1.兵庫2030年の展望について

質問：関口

本会議において兵庫2030年の展望が上程される。この展望では、将来の不透明感が広がる中、未来を拓く展望を広く共有することが重要として、取り組みの方向性がポジティブな内容となることは理解できるが、私は数多くの点で課題に関する深刻度の分析とその対応が不十分であると考え

る。
兵庫2030年の展望では経済成長や技術的イノベーションによって課題を解決することを主軸に置いているように思い、格差解消や社会的弱者への配慮、人口減少による人材不足への対応、AIやロボットが進展することに対応できない可能性のある人への対応、厳しい立場にある非正規雇用者への対応、適切な介護や医療を受けられない人の増加への対応、インフラ者朽化への対応、オールドニュータウン・空き家への対応、地球温暖化の進展への対応等、数多くの点で課題の深刻度の分析とその対応が不十分と考える。

今後、兵庫2030年の展望を今後の施策や事業において、どのように位置付けて活用していくのか。

答弁：知事

時代の転換期を迎え、先行きが見通しづらい今だからこそ、進むべき道を県民と共有することが必要だと考え、150周年という節目を迎え、県民とともにめざす未来像を明らかにするために、「兵庫2030年の展望」を取りまとめた。

従って、展望の2030年のめざす姿や基本方針は、大局的な視点を示すことに主眼を置いているので、ご指摘の課題分析の深掘りや具体的な施策の検討にまで至っていないが、この基本方向をめざして、今後、各分野の計画策定や予算編成等の施策の検討の中で、具体化を図っていくことになると考えている。

展望で描いた将来像の実現に近道はなく、それだけに、それぞれの課題の分析を進め、施策の充実につないでいかなければならない。また、展望を広く周知して県民の主体的な活動を促進していく必要がある。そのような意味で年内に各県民局単位で地域夢会議を開催していただき、どの周知徹底を図るとともに、各県民局単位のご意見をお聞きすることにして

いる。このような作業を通じて県民の皆様とともに「すこやか兵庫」の実現をめざしていく。

2.地域創生における人口ビジョンの検証と今後の方針について

質問：関口

地域創生戦略は平成27年の人口ビジョンの策定から始まり、兵庫県の人口ビジョンでは560万人を超えた平成21年を頂点に兵庫県の人口は減少に転じており、今後も現行のまま推移すると2060年には366万人になると見込まれるものを、人口の自然増対策と社会増対策により人口減少を抑制し、2060年に450万人を目指すというのが設定された目標となっている。兵庫県地域創生戦略では地域活性化、事業創出、雇用創出の戦略や取り組みが中、ムになり、それらが人口減少を止めることに本当に貢献しているの

か、目的と手段の検証が必要と考える。地域創生戦略の策定実行から3年が経過しようとしているが、県はこの人口ビジョンの実現に地域創生戦略の取り組みがどのように貢献しているのか。現時点の地域創生の取り組みの人口減少抑制に対する効果の検証と今後の方針について知事の所見を伺う。

答弁：知事

平成29年度の実績を見ると、自然増対策では出生数42,198人で、目標44,000人に対して初めて目標を下回った。社会増対策では、2年連続で転出超過が改善したものの、依然として若者を中心に転出超過の傾向は変わっていない。

今回の戦略の実施状況の検証では、目標と各施策との関連性をわかりやすく体系化し、この中で、自然増、社会増の人口面での目標達成には、若者の転出超過、特に女性人口の減少が大きな課題になったと認識している。こうした状況を踏まえ、補正予算では、自然増対策としては、新たに保育所等の定員の弾力化による受入拡充を支援し、社会増対策としては、県内女子大生の就業促進の取り組みを強化することにした。

今後とも、戦略に掲げた事業を着実に推進し、毎年度、的確な検証を行うつつ、必要な施策を弾力的に立案、実行していく。

3.公文書管理について

質問：関口

文書管理に関しては、これまで過去3回質問し、県の公文書管理の課題や県民の資産である公文書に関し文書管理規則や要綱ではなく、公文書管理条例の必要性について問題提起してきた。

4月の知事の定例会見では、「最近はできるだけ公文書の範囲を広くしよう、広くした方が望ましいのではないかという議論が見受けられ兵庫県としても検討してみる価値があると考えている。まだ検討のゴーサインを出しているわけではないが、そういう受け止めが増えてきており、公文書について再定義していく必要が生じるかもしれない。公文書の所管課ともよく相談をしていきたい。」とコメントされた。このことに対して、県においてどのような議論が行われ、現時点でどのような状況にあるのか。

また、これまで議会において、公文書管理について知事からの回答はただけていない状況だが、今回、改めて、知事は県における公文書管理の課題や公文書管理条例の制定について、どのように考えているのか。知事の所見を伺う。

答弁：副知事

6月の県議会以降、国において適正な手続きを経ずに文書が修正されるなどの事案の発生を受け、公文書管理の適正の確保のための取り組みの方針が閣僚会議で決定をされた。そこでは、公文書の定義の見直しなど法律レベルの見直しなく、研修の充実強化、文書管理の人事評価への反映、電子的な文書管理の仕組みの構築など、現行法令の枠組み内での制度改善が主な内容で、その具体的な取り組みについてはまだ明らかになっていない。

一方、本県では、公文書管理の定義は国と同様で、新たな条例の制定の必要が生じているわけではないと考えているが、文書管理の適切な運用を図るためには、これまで個々の通知で周知してきた内容をわかりやすく体系的に再編した指針の策定も重要であるなど、新たな取り組みも必要であると考えている。

適正な公文書の管理は、情報公開の推進と公正で透明な行政運営に不可欠で、常に文書管理制度の改善に取り組んでいかなければならないと考えており、公文書管理条例の制定、新たな取り組みについてもその過程で検討していきたいと考えている。

4.障害者の差別解消について

質問：関口

平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、兵庫県においても対応を行ってきたが、障害者の方々が日常生活において、さまざまな差別を受けている実態はまだ根強く、本来提供されるべき支援を拒否されたり、体験する機会を奪われたり、差別的な言動を受けたりすることによって、障害のある人の権利が侵害され、苦痛を我慢するしかなかった当事者も多いのが、まだまだ実態であると私は考えている。

障害者差別解消法にはない、一般の人からの差別についての禁止等を定めたり、国の法律では設けられていないあっせん、勧告・公表といった差別解消のための罰則を定めた条例を制定した自治体もあり、三田市でも平成30年6月に「障害者共生条例」が制定された。県は寄せられる相談等から障害者差別の実態をどのように認識しているのか。また、差別解消のための具体的対策を盛り込んだ条例を制定すべきと考えるが当局の所見を伺う。

答弁：知事

昨年度、障害者差別解消相談センターにおいて135件、弁護士・福祉専門職による無料法律相談においては197件の相談を受け、内容をみると飲食店における入店拒否等、事業者の障害者に対する配慮不足は未だに報告がみられている。しかし、センターへの相談件数は一昨年度と比べ約3割減っており、一般県民からの不当な差別的取り扱いや合理的配慮の不提供等を訴えるものはないなど、事業者や県民の障害者に対する偏見や誤解を解くことは徐々に進んでいると認識している。

県民や事業者、団体、行政の参画と協働のもと、障害の有無だけではなく、年齢、性別、言語、文化等の違いに関わりなく、全ての人が地域社会の一員として尊重されるユニバーサル社会の実現を目指して、この4月にユニバーサル社会づくりの推進に関する条例が施行されている。今後は、今議会に上程中のこのユニバーサル条例の実施方策となる「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」に基づき、必要な施策を実施することにより、障害者の差別解消の推進を図っていく。

5.兵庫県老人福祉計画について

質問：関口

平成30年3月に策定された兵庫県老人福祉計画では、今後の高齢化人口、要介護認定者の推移、認知症高齢者の推計等を踏まえ、重点課題として地域包括ケアシステムの深化・推進を挙げ、介護サービスの充実強化、人材の確保と定着に向けた取り組みを挙げられている。

この計画で指摘したいことは、この計画では目標値も定められているが、各市町において現時点で施設整備状況や拠点の整備、介護人材の確保がどの程度深刻な課題となっているのか、どの程度遅れているのか、足りていないのかが、よく分からないという点である。そのため、今後の進捗管理の中で、整備状況や人材確保の状況に関する市町ごとの進捗や課題、どの程度深刻なのか、足りていないのか、遅れているのかを明確にし、議会や県民にタイムリーに情報提供していくことが必要と考えるが、当局の所見を伺う。

また、今後、一人暮らしの高齢者や低所得の高齢者がますます増えていくことが想定されるが、一人暮らしの高齢者、低所得の高齢者に対して、

県はどんな介護面での対応を想定しているのか

答弁：知事

兵庫県老人福祉計画や市町の介護保険事業計画の実施に当たっては、県と市町がその現状を確認・分析して、取り組みに生かしていく必要があり、このため毎年度介護サービスの基盤整備の実績等を市町ごとに把握し、広域的な観点から市町を指導している。これを議会や県民に対しても進捗状況等を今後提供していくことにしたい。介護人材確保については、今期の市町介護保険事業計画に人材確保に向けた取り組みを定めるよう求めており、市町と連携してその確保状況を把握していく。

在宅生活を支援する定期巡回・随時対応サービスについては、現時点で50事業所が整備され、27市町において利用可能となっているが、2025年の300事業所の目標には、まだほど遠い状況である。また、小規模多機能型居宅介護については、241事業所が整備され、概ね全市町で利用可能となっているが、2025年には約300の事業所の整備を目指している。

また、低所得の方も数多く利用している特別養護老人ホームの整備を計画的に進めていき、低所得者に対しては、サービス利用時の自己負担の軽減や施設サービスの居住費・食費の負担軽減の制度もあり、その周知と活用を進めていく。

6.主要農作物種子の安定供給について

質問：関口

平成30年4月に主要農作物種子法が廃止され、兵庫県はこれに対し都道府県の中でいち早く、主要農作物種子生産条例を制定した。現時点では民間による主要農作物の種子生産はほとんど行われておらず、民間だけでは農業者の求める安定した量や品種を確保することが見込めない状況にあり、このため、引き続き県が主要農作物の優良な種子を安定供給する体制を維持する必要があるということを経験した理由として挙げられている。

一方、国においては戦略物資である種子・種苗について、民間活力を最大限に活用した開発・供給体制を構築することとし、平成29年8月に施行された農業競争力強化支援法において、国や都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進することとしている。しかし、民間事業者へ一方的に知見を提供することは、民間事業者のみがメリットを享受して種子の私有化が進んだり、海外事業者に種子開発と生産の主導権が移ってしまうといったことが懸念される。兵庫県では、民間事業者から種苗生産に関する知見を求められた場合、どのような対応を行うのか、今後、民間事業者と連携した品種開発や種子の安定供給にどのように取り組むのか。

答弁：副知事

先般制定した主要農作物種子生産条例は、国における種子法の廃止を受け、県が引き続き責任を持って優良種子の安定供給体制を維持するために定めた。

この条例に基づき、県内に普及すべき優良品種を「奨励品種」に指定して、原種等の生産や種子審査を行っている。品種開発についても、これまでから、県が中心となって行っており、最近では酒米としての適正に優れ、病気や高温に強い酒米「HyogoSake85」を育成した。さらに、現在、主食用米では、JAグループと連携して高温に強く食味の良い県オリジナル品種の開発に取り組んでいる。

しかし、品種開発に長い年数を要するなど採算性の面から、現時点で

は、民間事業者による主要農作物の品種開発や種子生産は、ほとんど行われていないのが実情で、こうした中で、農業競争力強化支援法に基づき、県が民間事業者から種子生産に関する知見の提供や連携した品種開発を求められた場合は、これに関する国の通知などを踏まえ、県の試験研究の方向性と合致する場合に限り、共同研究契約や利用許諾契約を結ぶなど、適切な条件を設定したうえで対応することとしている。今後も、優良品種の開発、導入を進めるとともに、引き続き原種の生産など優良種子の安定供給に取り組んでいく。

7.地球温暖化への県の対策について

質問：関口

(1)異常気象の要因とも考えられる温暖化への適応策について

今年の夏は高温が続き記録的に暑い夏となり、世界的にも数多くの地域で記録的な高温が続き、異常気象に見舞われた年であったといえる。私は平成27年9月の代表質問で地球温暖化への対応について質問し、地球温暖化の最も恐ろしいシナリオとして、今まで変化のなかったものが、あるしきい値を超えると一気に動きだしてしまう、テイッピングポイントに触れたが、私はこれらが動き出すと、人類の文明が崩壊するといっても過言ではないと考える。

県は今年の異常気象と地球温暖化の関連、温暖化の進展度合や深刻度、危機感に対してどのような認識を持っているのか。また、今年の異常気象の関連で県として温暖化への適応取り組みの必要性、重要性について改めて積極的に県民に対し情報発信し、働きかけるべきと考えるが、当局の見解を伺う。

答弁：知事

本年7月の西日本豪雨や夏の猛暑など、近年にない気象状況が観測されているが、これが地球温暖化に起因すると特定はできないものの、今後、ついで地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高くなるについてことが予測されており、被害を回避・軽減する、地域に適した取り組みが重要であると認識している。

本県では、昨年3月に「温暖化からひょうごを守る適応策基本方針」を策定し、取り組みを展開しており、県内各地の気温の将来予測や農林水産について業に与える影響評価、県民モニターアンケート調査やワークショップによる県民が懸念する温暖化の影響把握。ホームページやパンフレットによる温暖化の影響や対応策、県の取り組み等の周知等を図っている。本県も、「温暖化からひょうごを守る適応策基本方針」を6月に公布された「気候変動適応法」に基づく「地域気候変動適応計画」として改定し、県内の地域特性に応じた温暖化に負けないひょうごづくりを目指していくこととしており、これを県民に理解と関心を深める積極的な情報発信に努めている。

質問：関口

(2)温暖化対策の取り組みの見直しについて

県は低炭素社会の実現を目指し、日常生活や経済活動において、「省エネ型ライフスタイル」への転換や低炭素の取り組みを進めているが、私はこれら現状の取り組みでは、温暖化の進展の度合いや深刻度を考えると、取り組みの網羅性や効果の面から不十分であると考えます。

大量生産／大量消費／大量廃棄を前提とした経済システムを見直し、物の消費を志向しない新しい豊かさの実現など、物の消費そのものに着目し

たライフスタイルの見直しが必要ではないか。そこで、この温暖化対策を進めていく前提としてライフスタイルの見直しに対する当局の所見を伺う。また、県は家庭部門の取り組みの中、ムとしてうちエコ診断等の取り組みを進めているが、家庭部門に対して、何らかのよりインパクトのある取り組みが必要ではないか。ライフスタイルなどの見直しと合わせ、家庭部門の取り組みの見直しについて当局の所見を伺う。

答弁：知事

県としては「兵庫県地球温暖化対策推進計画」に基づき、省エネ化に止まらない「ライフスタイルの転換」の取り組みとして、「省エネ」、「創エネ」エネルギーを創る、「蓄エネ」エネルギーを蓄積する、の「省・創・蓄」を賢く組み合わせて、エネルギーを効率的に利用する暮らし方であるスマートライフを提案している。具体的方策としてスマートライフマイスター認定制度、出前教室、地球温暖化防止活動推進員による普及啓発、ホームエネルギーマネジメントシステム・家庭用蓄電池の導入補助・再エネ・省エネ設備の低利融資など具体的な施設の整備などの促進を図っている。

「うちエコ診断」を受診し、提案された設備導入を行った家庭は、40%以上のCO2削減効果があり、このような優れた取り組みの成果を広く県民に発信して取り組んでもらうようにしたい。また、人や社会、環境などに配慮した商品等を選択するいわゆる「エシカル消費」、食品ロスの削減など、県民一人ひとりが何をすべきかについての情報をあらゆる機会を通じて積極的に提供して、家庭のCO2の大幅削減を進めていく。

8.水道事業の官民連携に対する県の取り組み方針について

質問：関口

水道法改正案は先の定例国会では最終的には成立に至らなかったが、早晚成立するものと考えている。この水道法改正案では、官民連携の推進を目的として挙げ、コンセッション方式という、民間事業者が経営主体となり、当該事業に対する最終的な経営責任を民間事業者が持ち、重要な方針、計画や施策の決定権を持つことが可能になる民営化手法が可能とされている。

一方、県は平成30年3月に兵庫県水道事業のあり方に関する報告書を出したが、官民連携の推進についてはほとんど触れられていない。水道事業の官民連携に対しては県民のライフラインである水道に関することから非常に慎重な取り組みが必要と考える。県は今後の水道法改正も踏まえ水道事業の官民連携に対してどのような方針で取り組んでいくのか、また、水道法改正や官民連携に関しては、ほとんどの県民がその状況を知っておらず、県民に対して、十分かつタイムリーに県の対応、取り組み状況を説明していく必要があると考えるが、所見を伺う。

答弁：副知事

水道法の改正案において官民連携の手法としてコンセッション方式の創設が議論されているが、このコンセッション方式については、水道が私たちの最も基本をなすライフラインであることから、適切な利用料金の範囲内で長期かつ安定的な経営が本当に可能かどうかを市町において慎重に検討する必要があると考えている。

民間事業者も将来の料金収入や施設更新費用など長期にわたる事業リスクを考慮する必要があり、改正法が成立しても、今後の人口減少や節水機

器の普及等による水需要の減少を考えると、直ちに導入が進んでいく状況にはないのではないかと認識している。

周知広報では、官民連携の推進方策を含む今回の水道法改正について市町に周知・説明を行っており、7月の衆議院での法案通過後も速やかに全県会議を開催して、情報提供を行っている。今後、さらに県ホームページ等を通じ、一般の県民にも周知していく。

9.運動部活動の在り方に関する方針について

質問：関口

平成30年3月にスポーツ庁より「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定された。このガイドラインでは、教師の長時間勤務の解消、部活動指導員の任用、体罰・ハラスメントの根絶、バーンアウトへの対応、適切な休養日や休養期間の設定が示されている。これを受け、本県教育委員会では、本県の「運動部活動の在り方に関する方針」として、「いきいき運動部活動」を今月に改訂された。部活動においては、これまでも中学校では週2日以上休養日等の設定を参考例として文部科学省は指針として提示してきたが、この休養日等の設定指針はこれまでも守られてこなかったのが実態であり、兵庫県の部活動の活動時間はスポーツ庁の調査によると全国的にも長く、先生や生徒の大きな負担になっているのではないかと考える。

そこで、今回の方針策定にあたり、どのような点を重要な項目として策定したのか。また、特に、週2日以上休養日の設定について、今回はどのように徹底するのか、所見を伺う。

また、教員・生徒の大きな負担については、運動部に注目が集まるところだが、文化部にも目を向ける必要がある。文化部の方針策定についても併せて所見を伺う。

答弁：教育長

本県では平日週1日以上、休日月2日以上休養日の確保などを柱として「いきいき運動部活動」を作成し、適切な運動部活動の推進を図ってきたが、平成30年3月スポーツ庁からガイドラインが示されたので、「いきいき運動部活動」を関係団体とも相談しながら改訂し、9月から普及を図っている。改訂の主な点は、休養日を平日1日・休日1日の週2回以上に拡大するとともに、平日が2時間程度、休日が3時間程度と、活動時間を設定している。

休養日の設定状況については、29年度年間の総日数ではほぼ確保できているが、毎週定期的を実施するという点については不十分となっており、直前に迫った大会等で「勝つには練習が不可欠」という、休むことへの抵抗感があるのではないかと考えている。このため、医科学的見地から定期的に休養することの必要性や有効性、短時間の練習でも効果的な成果を上げるというような活動事例の紹介など、周知を図りたいと考えている。さらに学校のホームページ等を活用し、保護者や地域の方々にも休養日の必要性について周知を図りたい。

文化部の方針については現在文化庁において、ガイドラインの策定にむけた議論が行われており、今後、国の動向をみながら県としての方針を決定していきたい。

さらに詳しくお知りになりたい方は下記で過去の議事録の検索ができます。

[三田市ホームページ：三田市議会 会議録検索システム](#)

[兵庫県 会議録検索システム](#)



[議会報告TOP](#)

Copyright © 2002-2018 Sanda-Sekiguchi.Com All Rights Reserved.

(2018年12月)

●兵庫2030年の展望について

「兵庫2030年の展望」が今回の議会で提案され承認されました。「兵庫2030年の展望」については、私も代表質問の中で、数多くの点で課題に対する深刻度の分析とその対応が不十分であると指摘し、今後の活用方針について質問しました。県の回答は展望の2030年のめざす姿や基本方針は、大局的な視点を示すことに主眼を置いているので、課題分析の深掘りや具体的な施策の検討にまで至っていないが、この基本方向をめざして、今後、各分野の計画策定や予算編成等の施策の検討の中で、具体化を図っていくと回答しています。概要は以下の通りです。

I.策定趣旨

兵庫を取り巻く環境は大きく変化しています。本格的な人口減少社会が到来し、少子高齢化が進むとともに、人工知能などの革新技術の進歩が産業や暮らしを変えつつあり、経済のグローバル化や情報通信技術の発達は一歩一歩の交流を飛躍的に広げ、頻発する自然災害は暮らしの安全安心を脅かします。こうした時代の転換期に県政150周年を迎えましたが、節目の時期にあたり、兵庫の未来を確かなものとしていくために進むべき道を県民と広く共有するため、2030年のめざす姿や新たな兵庫づくりの基本方針等を内容とする「兵庫2030年の展望」を策定します。

II.2030年に向けた環境変化

- 1.進行する人口減少と少子高齢化
- 2.浸透する革新技術
- 3.多様化する働き方
- 4.到来する大交流時代
- 5.高まる災害リスクと持続可能な環境づくり

III.めざす姿

「すこやか兵庫」の実現～五国を活かし日本を先導世界につなぐ～

IV.基本方針（11項目）

「未来の活力」の創出～人口が減っても活力が持続する兵庫～

1. 価値創造経済（先端産業が集積、起業・創業が活発化）
2. 全員活躍社会（多様な働き方が実現、生涯現役）
4. 未来に挑む人づくり（地域と世界で活躍する力が育成、リカレント教育が充実）
8. 環境先進地（次世代エネルギー社会を先導、森林資源の活用が拡大）
9. 御食国ひょうご（農水産業が基幹産業として発展、農のスマート化が進展）

「暮らしの質」の追求～豊かな生活ができる兵庫～

3. 充実する「自分時間」（ワーク・ライフ・バランスが実現、多様な形で過ごす「自分時間」）
5. 子育て安心社会（子育て環境が充実、地域とつながる子育てが再生）
6. 進む健康長寿（健康長寿が延伸、介護医療体制が充実）
7. 安心な暮らし（防災、防犯、感染症対策等が強化）

さらに詳しくお知りになりたい方は下記で過去の議事録の検索ができます。

[三田市ホームページ：三田市議会 会議録検索システム](#)

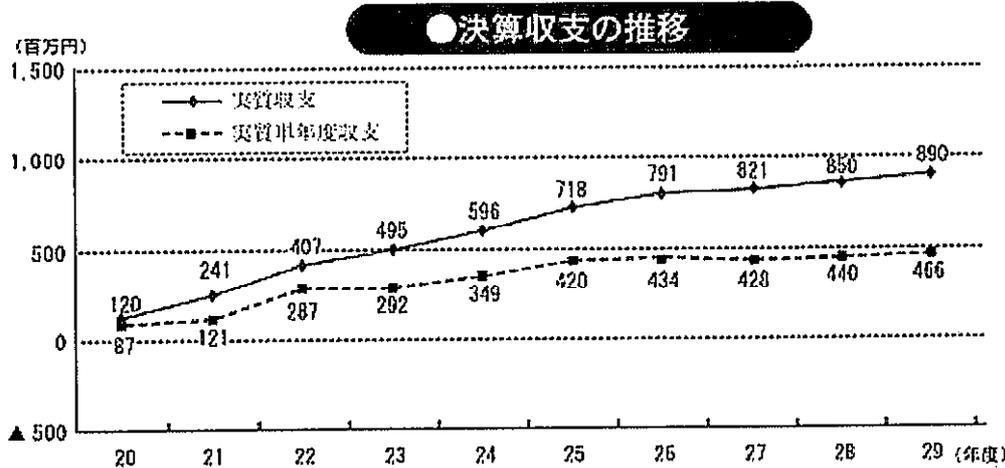
[兵庫県 会議録検索システム](#)

[議会報告TOP](#)

Copyright © 2002-2018 Sanda-Sekiguchi.Com All Rights Reserved.

(2018年12月)

●平成29年度 兵庫県の各会計別決算収支の状況



●平成29年度 兵庫県の決算について

兵庫県議会では平成29年度の決算特別委員会が設置され、常任委員会毎に審査の上、可決されました。

1.一般会計

県の一般会計の歳入の総額は1兆8,569億円で、前年度を469億円下回りました。歳出の総額は前年度を198億円下回る1兆8,495億円で、これは教職員給与負担事務の神戸市への移譲に伴い、税交付金が395億円増となる一方、人件費が636億円減となったことが主な要因となっています。

歳入歳出の差額である形式収支は74億円の黒字ですが、平成28年と比較して県債を前倒し発行したことから270億円の減少となりました。翌年度への繰越財源を控除した実質収支は8億90百万円の黒字、実質単年度収支は4億66百万円となっています。

2.特別会計

特別会計の歳入の総額は1兆2,044億円、歳出の総額は1兆1,990億円で前年比214億円の増となっています。これは公債費管理特別会計において、満期一括償還債の元金償還の減や利率等の低下等により利子が減少したことにより、前年度から587億円減となった一方、地域創生基金、県有施設等整備基金の新規創設・集約などにより前年度から655億円増となったことなどによります。

3.公営企業会計

県の公営企業会計は病院事業、水道用水供給事業、工業用水道事業、地域整備事業、企業資産運用事業などからなっていますが、収益的収支で、収入が1,571億円、支出が1,533億円と約37億円の黒字、資本的支出では、収入が244億円、支出が468億円で約225億円の赤字となっています。

4. 県債

県債発行額は1,157億円、平成29年度末での県債の残高は震災関連で3,992億円、今後、金融機関等に償還すべき残高は4兆8,298億円となっています。県債残高の総額から、後年度に地方交付税で措置される臨時財政対策債と減収補填債の残高を除いた実質的な県債残高は3兆1,036億円となっています。

5. 募金

基金繰入金は662億円で前年度に比べ265億円の増、基金残高は超低金利環境を有効に活用するため実施した借換債の前倒し発行により、県債管理基金の残高が一時的に増加したことなどから、4,954億円と前年度から604億円増加しています。

さらに詳しくお知りになりたい方は下記で過去の議事録の検索ができます。

[三田市ホームページ：三田市議会 会議録検索システム](#)

[兵庫県 会議録検索システム](#)

議会報告TOP

Copyright © 2002-2018 Sanda-Sekiguchi.Com All Rights Reserved.

(2019年1月)

●2019年度当初予算編成に対する維新の会兵庫県議団の申し入れ

11月28日に維新の会兵庫県議団は、2019年度の兵庫県の当初予算編成にあたり、「頑張る人が報われる兵庫」、「魅力あふれる兵庫」、「活力ある兵庫」、「安全・安心して暮らせる兵庫」の実現を4つの柱として、139項目の提言を行いました。その主な内容は以下の通りです。

I. 頑張る人が報われる兵庫

1. 教育環境の整備

- (1) 私立高校授業料の無償化
- (2) 県立高等学校への交通費助成制度
- (3) 子どもの貧困対策
- (4) 小中学校への空調設備の設置

2. 誰もが活躍できる社会の実現

- (1) 女性が活躍するための環境整備の推進
- (2) 若者の就業支援
- (3) 高齢者の活躍促進
- (4) 障がい者への就労支援の強化

II. 魅力あふれる兵庫

1. 地方分権の推進

- (1) 国土の双眼構造の実現
- (2) 国からの権限移譲と市町への権限移譲
- (3) 関西広域連合の役割強化

2. 観光産業の振興

- (1) 関西への外国人観光客の周遊性の対策
- (2) インバウンド対策の強化
- (3) 兵庫の魅力発信

3. 働き方改革の推進

- (1) AI・ロボット・IoTの導入推進
- (2) テレワーク・フレックス等の新しい働き方の導入
- (3) 県庁における働き方改革の推進

4. 地域創世の推進

- (1) 兵庫県地域創生戦略の推進
- (2) 大学・大学院等の誘致
- (3) 空き家対策の推進
- (4) オールドニュータウンの再生

5. 子育てしやすい兵庫県の実現

- (1) 幼児教育無償化の推進
- (2) 待機児童の解消

6. 社会インフラの整備推進

- (1) ニーズに合わせた交通インフラの整備促進

- (2)空港の利用促進
- (3)水道用水供給事業
- (4)三ノ宮駅周辺の再整備の支援

III.活力ある兵庫

1.財政健全化に向けた取り組み

- (1)行政改革の推進

2.農林水産業の振興

- (1)兵庫産のブランド化の推進
- (2)ロボット・ICT・AI・ビッグデータによる次世代農林水産業の構築
- (3)担い手対策の推進
- (4)森林整備と県産木材利用の推進

3.ものづくり産業の振興

- (1)中小企業の振興
- (2)ものづくりへの関心の高揚と人材の確保
- (3)次世代産業の創出

4.芸術文化・スポーツの振興

- (1)芸術文化の振興
- (2)プロスポーツチームとの協調
- (3)次世代を担う若手の育成

IV.安全・安心して暮らせる兵庫

1.防犯・犯罪対策の推進

- (1)国際的なテロ等に対する対策
- (2)反社会的組織の撲滅
- (3)特殊詐欺犯罪への対策の強化
- (4)高齢者の交通安全対策の強化

2.減災・防災対策

- (1)避難行動要支援者対策と迅速な被害状況の把握
- (2)台風・ゲリラ豪雨等による対策

3.医療体制の整備

- (1)県立病院の経営改善
- (2)医療・介護人材確保対策の推進
- (3)がん対策の推進

4.環境問題への取り組み

- (1)兵庫県地球温暖化対策推進計画の着実な取り組み
- (2)特定外来生物等への対策推進
- (3)豊かで美しい瀬戸内海の再生の推進

さらに詳しくお知りになりたい方は下記で過去の議事録の検索ができます。

[三田市ホームページ：三田市議会 会議録検索システム](#)

[兵庫県 会議録検索システム](#)

(2018年11月)

●平成31年度 当初予算編成に対する重要政策提言



平成30年9月に維新の会兵庫県議会議員団は、県に対し平成31年度当初予算編成に対する重要政策提言を行いました。

本年は兵庫県が成立して150年目ですが、県政150年を迎え、先人たちの知恵とチャレンジ精神が詰まった兵庫県をより一層飛躍させて行く年にしなければならないと考えています。

経済に目を向けると、ラグビーワールドカップ2019、東京オリンピック・パラリンピック、ワールドマスターズゲームズ2021関西等、今後の景気の上振れも期待されていますが、貿易や通貨を含む不安定な政権運営など依然として懸念されています。また、急速に進展する少子高齢化、転出超過の人口減少、阪神・淡路大震災以降の兵庫県の財政問題や多発する災害への備え等課題は山積みです。

このような中、維新の会議員団は、兵庫県を魅力あふれる県に立て直し、地域から活力ある日本を創造していくため、重要な政策として、県に対し、以下の16項目の提言を行いました。

I. 頑張る人が報われる兵庫

1. 教育環境の整理

私立高校授業料の無償化、県立高等学校への交通費助成制度
子どもの貧困対策、グローバル社会で活躍できる人材の育成
小中学校への空調設備の設置等

2. 誰もが活躍できる社会の実現

女性が活躍するための環境整備、若者の就業支援
高齢者の活躍促進、障害者への就労支援の強化

II. 魅力あふれる兵庫

1. 地方分権の推進

国土の双眼構造の実現、国からの権限移譲と市町への権限移譲
国家戦略特区のより一層の活用、関西広域連合の役割強化等

2. 観光産業の振興

2025年国際博覧会の対策、インバウンド対策の強化、兵庫の魅力発信

3.働き方改革の推進

AI・ロボット・IOTの導入推進、テレワーク・フレックスなどの新しい働き方の導入、県庁における働き方改革の推進

4.地域創生の推進

兵庫県地域創生戦略の推進、大学・大学院等の誘致

空き家対策の推進、オールドニュータウンの再生

5.子育てしやすい兵庫の実現

幼児教育無償化の推進、待機児童の解消等

6.社会インフラの整備推進

交通インフラの整備促進、空港の利用促進、水道用水供給事業等

III. 活力ある兵庫

1.財政健全化に向けた取り組み

行政改革の推進

2.農林水産業の振興

兵庫産のブランド化の推進、ロボット・ICT・AI・ビッグデータによる次世代農林水産業の構築、担い手対策の推進等

3.ものづくり産業の振興

中小企業の振興、ものづくりへの関心の高揚と人材の確保

次世代産業の創出

4.芸術文化・スポーツの振興

芸術文化の振興、プロスポーツチームとの協調

次世代を担う若手の育成等

IV.安全・安心して暮らせる兵庫

1.防犯・犯罪対策の推進

国際的なテロ等に対する対策、反社会的組織の撲滅

特殊詐欺犯罪への対策、高齢者の交通安全対策

2.減殺・防災対策

避難行動要支援者対策と迅速な被害状況の把握

台風・ゲリラ豪雨等による対策

3.医療体制の整備

医療材確保対策の推進、がん対策の推進等

4.環境問題への取り組み

兵庫県地球温暖化対策推進計画の着実な取り組み、特定外来生物等への対策推進、豊かで美しい瀬戸内海の再生の推進

Copyright © 2002-2018 Sanda-Sekiguchi.Com All Rights Reserved.

(2018年12月)

●農政環境常任委員会の地域開催（淡路島で開催されました）



常任委員会は本会議に提案された議案などを専門的に詳しく審査するための機関ですが、平成29年から都道府県議会でも初の取り組みとして、常任委員会を地域でも開催しています。

私が委員長を務めている農政環境常任委員会でも11月2日に淡路で地域開催を実施しました。その内容を下記でご報告させていただきたいと存じます。

今回の農政環境常任委員会の地域開催で調査したテーマ

1. 豊かな海の再生と水産業・浜の活性化について

当局より、ひょうご農林水産ビジョン2025に基づいて進められている施策に関して、水産業の概況、水産資源の増殖・適正管理、海域特性に応じた漁業経営の強化、浜の活力の向上について説明があり、それに対して各委員からの質疑を行いました。

2. 漁港・漁村の整備について

同じく上記ビジョンに基づいて、当局より漁港・漁村の現況、漁港・漁村の整備の方向、地域特性を活かした養殖経営モデルの確立・普及、生産活動を支える漁港の整備・保全、及び津波防災インフラ整備計画等の推進について説明があり、同じく各委員からの質疑を行いました。

本常任委員会は44名が傍聴の上、福良地区の公民館で開催され、南あわじ市ケーブルテレビのニュースでも配信されました。また、県議会のホームページでも見ることが出来ますので、ぜひご覧いただくと幸甚です。

Copyright © 2002-2018 Sanda-Sekiguchi.Com All Rights Reserved.

(2019年1月)

●平成30年度兵庫県農業賞・林業賞・水産賞三賞表彰式



平成30年12月4日に兵庫県公館におきまして、平成30年度の兵庫県農業賞・林業賞・水産賞の三賞の表彰式が行われ、私も農政環境常任委員長として、議会を代表して出席いたしました。

この兵庫県農業賞・林業賞・水産賞は農林水産業の経営、技術に優れた能力を発揮され、多年にわたり兵庫県の農林水産業の振興において、素晴らしい功績を挙げられた団体や個人を表彰するものです。

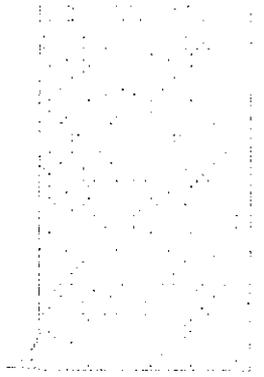
農林水産業を取り巻く社会情勢は日々大きく変化していますが、地域を支える産業として、農林水産業への期待が高まる一方で、担い手の減少、過疎化の進行、経済のグローバル化の進展への対応、国内外との競争の激化等、大変厳しい状況にも直面しているのが実情です。

こうした中、兵庫県では、兵庫の豊かな食を国内外への提供する「平成の御食国（みけつくに）ひょうご」の創造をめざし、「ひょうご農林水産ビジョン2025」に基づき、兵庫の多様性と都市近郊の立地を活かした力強い農林水産業の展開に向けて、総合的な取り組みを進めているところです。

こうした農林水産業を取り巻く環境の中で、あらためて、このような表彰式に出席させていただくことで、このたび受賞された方々のように各地域においてそれぞれ工夫を凝らし、活躍される方々がおられることに対して、誠に心強く感じるとともに、その素晴らしい技術と経験を後に続く方々にぜひとも伝えていただくようお願い

し、お祝いの言葉とさせていただきます次第です。

Copyright © 2002-2018 Sanda-Sekiguchi.Com All Rights Reserved.



三田市の地域情報

(2019年1月)

●2025年大阪・関西万博開催決定！！

12月議会におきまして、以下の通り維新の会は代表質問において、大阪万博について質問しました。今後、兵庫県としても、大阪万博を最大限に活用した取り組みを進めていくべきと考えます。

質問

関西が一丸となって、大阪万博の誘致に成功した。兵庫県としても、どう万博に参加し、開催を契機とした発展にどうつなげるのか。

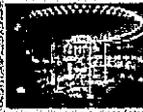
答弁：知事

大阪・関西で開催される2025年の国際博覧会には、生命や健康等に関する最先端技術など、その分野の英知が結集し、世界中の関心が集まることになる。関西に大きなインパクトをもたらすものであり、兵庫の魅力を世界の人々に知っていただく絶好の機会になる。

万博開催の効果を最大限に取り込むため、兵庫の魅力を活かした取り組みを今後検討していく。本県におけるサテライト会場設置も検討していきたい。例えば、万博のサブテーマには健康が含まれており、神戸医療産業都市やその他の地域で会場を設置して、世界の注目を集めることで企業や研究機関の集積を進めることも考えられる。加えて、本県と会場の夢洲は近く、来訪者に兵庫五国の魅力に触れていただけるよう、高速艇など移動手段の確保についても検討したい。

万博はワールドマスターズゲームズ2021関西の成果も引き継いで開催されることになる。観光文化資源の掘り起こしによる関西が持つ魅力の発現、留学生などを中心としたボランティア組織の結成などが万博に継承され、相乗効果が発揮されるのではないかと考えている。そのためにも引き続きオール関西で万博開催に向けた準備を進めていこうと考えている。

世界中から人・モノが集まるイベント「万博」
2020年の東京オリンピック・パラリンピックの後、
大阪万博の開催は、関西を、そして日本を
さらに活性化させる起爆剤となります。





経済波及効果の見込みは1.9兆円
関西が地域経済の活性化やビジネス機会の拡大による中小企業の経営強化、さらには日本経済の成長により、1.9兆円の経済波及効果が及ぼされています。

交流活性化によるイノベーションの創出
大阪・関西が世界に誇るクリエイティブ・イノベーションの集積が、万博のテーマに合った新たなイノベーションでさらに発展していきます。

豊かな日本文化の発信のチャンス
数々の歴史・文化を誇る大阪・関西が、異文化との交流を通じて、さらに魅力の伝わり、世界における認知度を向上させます。





テーマ
いのち輝く未来社会のデザイン
多様で心身ともに健康な生き方
持続可能な社会・経済システム

開催期間
2025年 185日間
5月3日(土・祝)～11月3日(月・祝)

開催場所
大阪 夢洲(ゆめしま)
想定来場者数：約2,800万人
経済波及効果(試算値)：約2兆円



[地域情報TOP](#)

Copyright © 2002-2019 Sanda-Sekiguchi.Com All Rights Reserved.



せきぐち正人プロフィール

せきぐちの議会報告

せきぐちの活動報告

三田市の地域情報

タウンミーティング

Charity Day

三田市ウォッチング

おすすめリンク

What's NEW

せきぐち正人事務局

〒659-1321

兵庫県三田市けやき台3丁目54-1

TEL(079)565-5611

FAX(079)565-4711

このサイトへのお問合せ

info@sanda-sekiguchi.com

せきぐち

敬速にお伝えするために

せきぐち正人の兵庫県議会での記録を公開しています。
議会での内容を少しでもお伝え出来れば幸いです。



桜前線の待ち遠しの頃ですが、皆様にお過ごしのことと存じ
さて、私せきぐち
皆様方の暖かいごさ
だき、三田市議会請
4期15年、兵庫県請
して1期4年の計19
田のまちづくりに一
張ってまいりました
そして、このため
の県政改革のため、
挑戦をいたします。

私せきぐち正人は
会という、県政にお
質問の可能な、一員

を持つ政党に属することで、県議会において、この4年間で、
県会議員の中で、最も質問回数、質問時間の多い議員の1人と
において、質問いたしました。

また、三田市や地域の課題に対して重要な立場にある、兵
策・施策や事業、三田市における取り組み、県への働きかけ
「せきぐち正人レポート」や「タウンミーティング」を通して、
市民の皆様に対して、情報を発信させていただきました。

しかしながら、成熟期を迎えつつある三田市において、市
成長やライフステージに合わせて、活力ある、また、成熟し
なっていくには、まだまだ兵庫県を通して、実現していか
ないことがたくさんございます。

そのため、私せきぐち正人の19年間の市議会議員、県議
会の経験 また その間に培ってきた三田市のさまざま



せきぐち正人プロフィール

せきぐちの議会報告

(2019年3月)

せきぐちの活動報告

三田市の地域情報

タウンミーティング

Gallery

三田市ウォッチング

おすすめのリンク

What's NEW

せきぐち正人事務局 〒669-1321 兵庫県三田市けやき台3丁目54-1 TEL(079)565-5611 FAX(079)565-4711

このサイトへのお問合せ info@sanda-sekiguchi.com

●せきぐち正人が4年間で質問した内容

議会は町民、行政に対しての課題、要望をし、市民に代わって公感をおもて返し、解決することです。兵庫県議会議員、三田特別委員会、三田特別委員会でせきぐち正人が4年間で質問した内容です。(詳しくはホームページ http://www.sanda-sekiguchi.com/ をご覧いただきご確認ください。)

Table with 10 columns: 三田市, 公文書管理, 生活, 少子化, 医療・介護・高齢化, 教育, 産業・雇用・観光, インフラ, 環境・地球温暖化. Each column contains a list of questions and answers regarding municipal issues.

住みよいまちづくりを目指して みんなでいっしょに考えたい

さらに詳しくお知りになりたい方は下記で過去の議事録の検索ができます
三田市ホームページ：三田市議会 会議録検索システム
兵庫県 会議録検索システム

せきぐち正人

Masahito Sekiyuchi



- せきぐち正人プロフィール
- せきぐちの議会報告
- せきぐちの活動報告
- 三田市の地域情報
- タウンミーティング
- 三田市ウォッチング
- おすすめリンク

What's NEW



市民の皆様の声を直接お伺いしたいと、定期的に茶話会（タウンミーティング）を行っております。ぜひお気軽にお越しの上、ご意見をお聞かせ下さい。心よりお待ちしております。

◆第64回タウンミーティングのご案内◆

日時： 2019年1月13日（日） 午後2時00分～4時00分

場所： ウッディタウン市民センター・2F視聴覚室

◆過去のタウンミーティングの記録◆

- 第63回： 2018年12月2日（日） ウッディタウン市民センター・2室
- 第62回： 2018年08月5日（日） ウッディタウン市民センター・2室
- 第61回： 2018年05月13日（日） ウッディタウン市民センター・覚室
- 第60回： 2018年01月14日（日） ウッディタウン市民センター・覚室
- 第59回： 2017年10月1日（日） ウッディタウン市民センター・2室
- 第58回： 2017年6月4日（日） ウッディタウン市民センター・2F室
- 第57回： 2017年3月12日（日） ウッディタウン市民センター・2室
- 第56回： 2016年12月4日（日） ウッディタウン市民センター・社

せきぐち正人事務所
〒669-1521
兵庫県三田市けやき台3丁目54-1
TEL(079)565-5611
FAX(079)565-4711

このサイトへのお問合せ
info@sanda-sekiyuchi.com

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(平成31年3月分)
(会派名 維新の会)
(議員名 関口正人)

整理 番号	使 途 項 目																									
3	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費																									
		案分率 50%																								
		それ以外の案分 案分の説明 政務活動及びそれ 以外の議員活動の ため、共通案分率 50%を適用した。 案分率																								
<h3>ご利用明細票</h3> <table border="1" style="margin: auto;"><thead><tr><th>お取扱日</th><th>店番</th><th>お取引内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>31-03-25</td><td>██████</td><td>カード送金</td></tr><tr><td>記号</td><td>番号</td><td></td></tr><tr><td>*****</td><td>██████</td><td></td></tr><tr><td>取扱番号</td><td colspan="2">お取引金額</td></tr><tr><td>N580</td><td colspan="2">*96,400</td></tr><tr><td></td><td colspan="2">残高</td></tr><tr><td></td><td colspan="2">██████</td></tr></tbody></table> <p>送金料金 *432円 振込予定日 31-03-25 セキグチ マサヒ</p>			お取扱日	店番	お取引内容	31-03-25	██████	カード送金	記号	番号		*****	██████		取扱番号	お取引金額		N580	*96,400			残高			██████	
お取扱日	店番	お取引内容																								
31-03-25	██████	カード送金																								
記号	番号																									
*****	██████																									
取扱番号	お取引金額																									
N580	*96,400																									
	残高																									
	██████																									
ご利用いただきましてありがとうございました。 ゆうちょ銀行																										

(添付様式9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書							
3月分		氏名					
日	曜日	定時勤務			備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻
1	金	14:00	16:00		2:00		
2	土						
3	日						
4	月						
5	火						
6	水	19:00	21:00		2:00		
7	木	13:00	20:00		7:00		
8	金						
9	土	15:00	17:00		2:00		
10	日	15:00	17:00		2:00		
11	月						
12	火						
13	水						
14	木						
15	金						
16	土	14:00	16:00		2:00		
17	日	10:00	12:00		2:00		
18	月						
19	火						
20	水						
21	木	15:00	17:00		2:00		
22	金						
23	土	14:00	16:00		2:00		
24	日	9:00	11:00		2:00		
25	月						
26	火						
27	水						
28	木						
29	金						
30	土						
31	日						
計					(A) 25:00		

上記のとおり勤務したことを証明します。 関口正人 

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [時間 分] × 単価[円] = 円(B)

①' 月額の場合 支給額 = 100,000 円(B)

② 時間外勤務手当等 支給額 = 0 円(C)

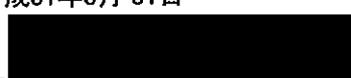
③ 総支給額 (B)+(C) = 100,000 円(D)

【実支給額(総支給額－諸控除額)の計算】

(D) - [3,600円](所得税・住民税、保険料本人負担額) = 96,400 円(E)

金 96,400 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。
平成31年3月 31日

氏名 

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与 総支給額(D)[100,000円] × 案分率[50%] = 50,000 円(F)

○ 保険料等雇用主負担額 総額[円] × 案分率[%] = 円(G)

○ 政務活動費充当額の計 (F)+(G) = 50,000 円